



* 0 0 2 7 3 7 3 0 0 0 *

1

0027373-000

6 2 1 - 4 1

外国為替要諦

池田政雄・著

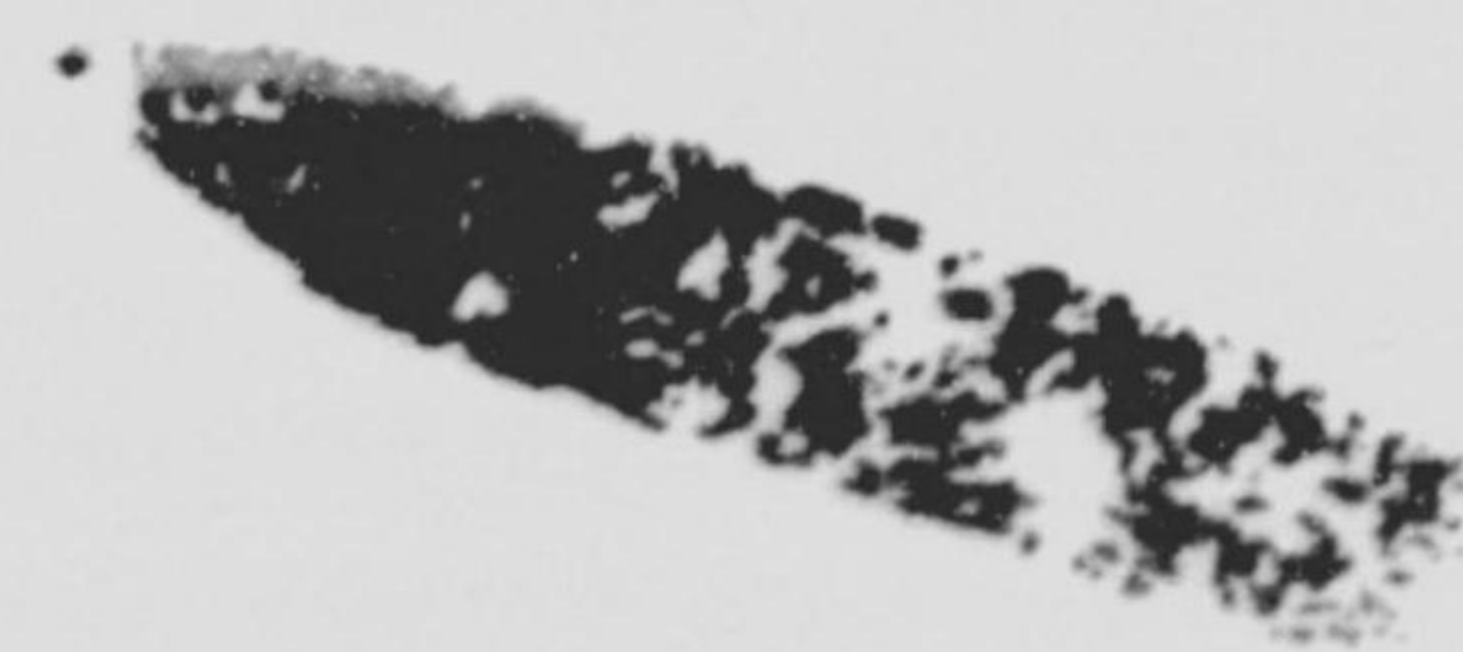
伊藤書店

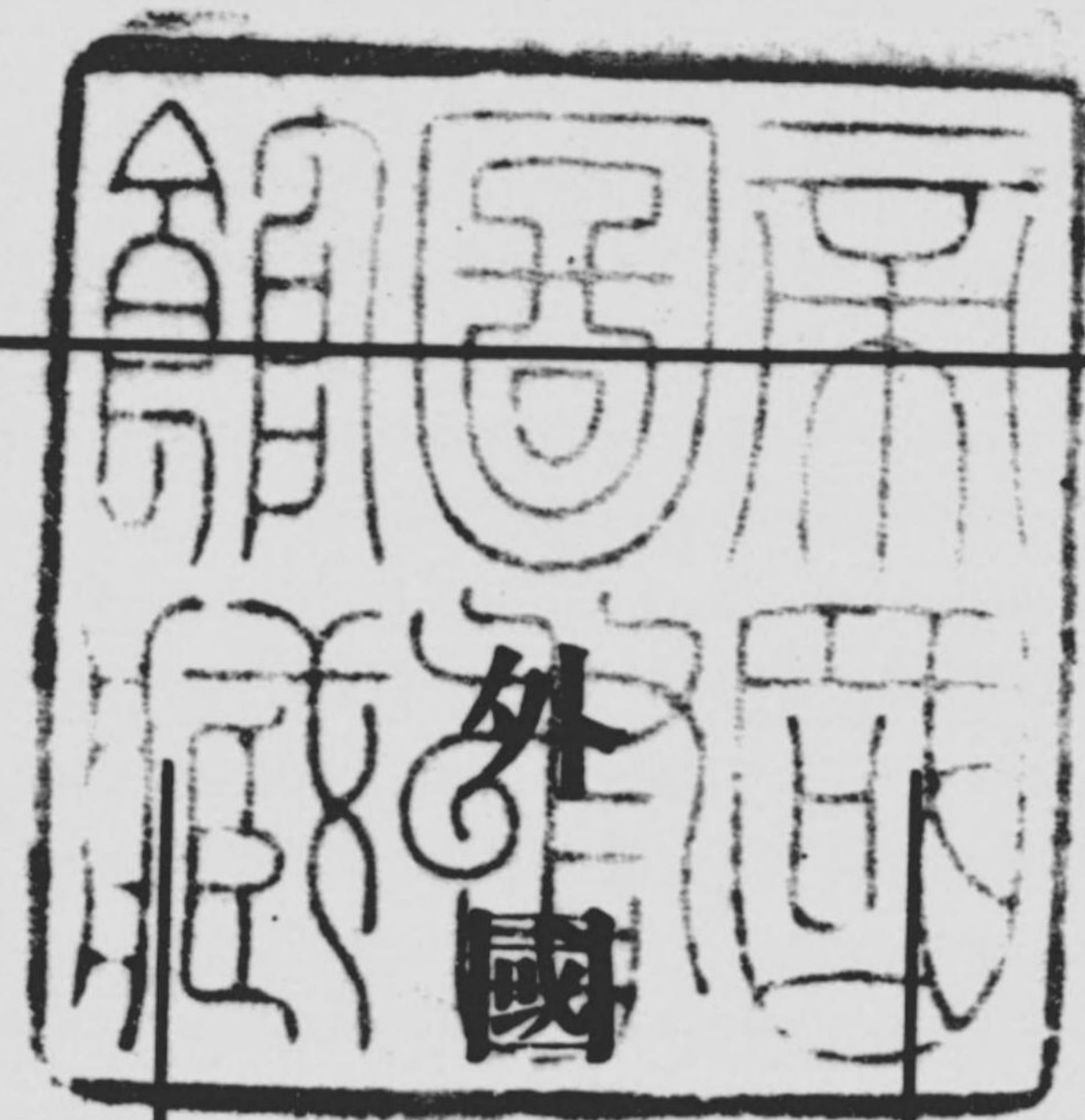
昭和7

ADH

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

150





池田政雄著

爲替要諦

伊藤書店版



621-41

自序

銀行業務の内でも外國爲替と謂へばかなり面倒で容易に理解し得ないものと決定づけられ、おいそれと入り悪いやうに思はれてゐるが實際に當つてみれば左程難澁のものとは考へられない、勿論これを専門的學術上の議論として扱ふならば如何に研究を重ねてもその蘊奥を突止め難いには相違なからうが、吾々の實務に差支へぬ程度のことや日常出來事の判断位ならば敢て微に入り細に入り詮索する必要はあるまい。極く大體の外廓をのみ込んで實際の仕事にぶつかつてゆけば理屈は自らはつきりしてくる。

外國爲替專業の銀行は暫く措き、外國爲替を兼業せる向にあつては内地業務と外國業務と區別を立て、行員も其向き向きによつて適材適處に配置されてゐるは當然とするが、兩者の間には相當深い溝が横はつて、内地畑に育つた人は外國畑に

は向かない、反對に外國爲替では仕事に堪能なれども内地業務にあたれば手も足も出ないと謂ふ、同一銀行業務でありながら位置を變へると融通の利かないこと夥しいものがある。畢竟、これは平常各自擔當の事務にはそれぞれ熱心に研究を怠らないが、扱てそれ以外の事務に對しては門外漢として何等知識の啓發に考慮を拂はざる結果としかみられまい。若しこれが銀行營業以外のものならば兎も角外國爲替にあつても立派な銀行業務である以上其内容にわたつてある程度の豫備知識位はちやんと頭腦にいれておくだけの用意はあつて欲しい。

又輸出商とか輸入商とか謂ふ海外相手の商人は申迄もなく其従業員も平常この方面に關する全般的知識を涵養しておけば置く程いざと謂ふ時やくに立つ、素より自己營業の消長が外國爲替と極めて密接の關係に置かれてある結果、それ相當の理解はあるにしても總てを自己の考察に従ひ是非を判斷してきばきと片付けてゆくだけの豫備知識を蓄へてゐるかどうか頗る疑問とせざるを得ない。中にはあけてもくけれども取引銀行に御伺を立てその助言によつて大事を決する向

が尠くないやうで、どう考へても眞劍味に乏しいうらみがある。

外國爲替を研究する學生にあつても高遠なる理論にはあかるいが實際の外國爲替事務はどんな關係に置かれてあるのか殆んど知るところがない、無論實社會に出て實務に服することになれば相當の蘊蓄によつて萬事理解することも極めて早いけれども、理論と實際とを合せ研究して置けば更に有効と謂はざるを得ない。

又有名なる經濟雜誌とか堂々たる大新聞の外國爲替關係記事をよむと唯皮相の觀察のみによつて斷定的批判を下し正鵠なる議論を得ず、肝腎かなめの核心をつかみ得ぬ事實は洵に遺憾に堪えない。これらも要するに記者の外國爲替知識が實際問題とかなりの隔ある證左に外なるまい、殊に銀行會社の事業觀に至つては自己の責任ある立場に鑑み、極めて正確なる判斷を以てせざれば批評されるものにとつてどれ程迷惑を及ぼすか測り知れざるのみならず、そのでたらめ記事によつて無知の世人をまどはすの罪は中々輕視出來難い。

この書物は著者が數年間計數的に外國爲替實務に従事せる體驗により、外國爲替に於ける實際の仕事はどんなものかを知りたい方々の爲めに、非才拙文を顧みず記憶をたどり一應要領を得る程度に極くあつさりと書いてみたので、或は理論に合致せぬ點がないとも謂へぬ、また事實は間違ひでなくとも平仄に合はぬものがあるかも知れぬ、若しさうゆう點があつたならば皆さんの御注意を頂戴して充分是非を研究の上正すべきは直に訂正したいと念ふ。

卷中おさむるところ、外國爲替概念及卷末、金本位制停止と新平價の項を除き、送金爲替より、外國爲替の見方に至るまで十四章に分類し、主要の小項目をあげ全部講話體に記述せるに止まればある一部分の経緯のみを知らんとするためには多少不便あるも、終始一貫して讀破せらるれば外國爲替と謂ふものの骨子だけは充分呑込める筈と想ふ。且本書は参考書のきりばりでなく、唯著者の經驗、研究及信念により記述せるものなればそれだけ自我に偏するものあるべく、自然内容價値に至りても全く白紙と申すの外なきを以て豫め深く讀者各位の御諒解を希望

してやまない次第である。

本書編纂中英吉利金本位制停止及我國金輸出禁止の二大事件に逢遇したれば、卷中例解せる爲替相場は現在と著しく相違せるものあれども、爲替の原則と採算の根本には何等變化なきを以て訂正に及ばぬものと認めこの儘發表することにきめた、この點始めて外國爲替を研究なさる方々の爲め特にお断りして置く。

この書物を出版するにあつて友人は誰か偉い人に序文を書いて貰つてはどうかと注意して呉れたが、何にもそうしたからと謂つて内容自體に箔がつく譯でもなし世間はそんな假面にだまされる程時代おくれでもあるまい。又折角出版するのであるから一應其道に權威ある先輩の校閲を経た方が無難だらうとも謂はれたが、著者の書いた事實に間違ひがないと謂ひ切れぬ代りたとへ斯道の識者と雖も亦時に錯誤なしとは斷言出來難い。若しそんなはめにでも立至れば内實はともかく表面責任を轉嫁せるが如き形となつて、その方の沽券に關するは素より著者としても洵に心苦しい念に堪えない、然らば寧ろこの書物を讀んで下さる多

自序

數方々の反響をまつほうが賢明なるやり方と信ずる。まあこんなつむじ曲りの考へで大膽にも活字にしてみたのであるが、それまでに多大の助力を惜まれなかつた本田氏、植松氏、長坂氏並伊藤氏の御好意に對し特に感謝の意を表して置きた

昭和七年二月

著者識

目次

自序

外國爲替の概念

- (一) 賣爲替
- (二) 買爲替
- (三) 爲替約定
- (四) 爲替賣買損益

第一章 送金爲替……………二四

- (一) 普通送金
- (二) 電信送金
- (三) 送金の組戻
- (四) 送金、當座入金、支拂指圖による支拂及繰替拂

第二章 外國爲替圈内に在る預金、貸金及損益、經費…三

目次

- (一) 定期預金
- (二) 特別當座預金
- (三) 雜預金
- (四) 兩對弗勘定
- (五) 貸付金
- (六) 利益金損失金及經費

第三章 信用狀

- (一) 旅行信用狀
- (二) 先方旅行信用狀
- (三) 商業信用狀——輸入商業信用狀——輸出商業信用狀——クローン信用狀——買入指圖書

第四章 輸出外國爲替

- (一) 電信爲替
- (二) クローン輸出手形
- (三) 輸出爲替手形
- (四) 利付輸出爲替手形
- (五) 輸出代金取立爲替

第五章 輸入外國爲替

- (一) 買入輸入爲替手形
- (二) 利付輸入爲替手形
- (三) 輸入代金取立爲替

第六章 擔保荷物貸渡並荷物引取保證

第七章 外國爲替當座前貸金並預金

第八章 外國通貨並地金銀の賣買

- (一) 外國通貨の賣買
- (二) 地金銀の賣買
- (三) 上海標金取引所

第九章 爲替約定

第十章 裁定取引

- (一) 直接裁定
- (二) 間接裁定

第十一章 上海——大連爲替と滿洲通貨

第十二章 爲替賣買損益計算……………二七

(一) 賣買高同額の場合 (二) 賣買高異なる場合

第十三章 爲替仲介人と買辨……………二五

第十四章 外國爲替の見方……………一五七

附 録 金本位制停止と新平價……………一

外國爲替要諦

外國爲替の概念



外國との交渉が複雑となるにつれ商工業の繁榮と否とは常に國內事情のみに
衝動を與へどんなに自國の狀況だけが良好であつても獨り超然として萬年景氣
を謳歌することは出來難い。と謂ふのは他に色々の原因はあらうが爲替相場を
通じての因果關係相錯綜し自然壓迫を加へることも重大なる一因として辭み得
まい勿論戰爭とか天災とか又は排日とか謂ふことも尠からざる影響を來すには
相違ないがこれらは特種の事情としてみるべきであらう。

外國爲替の概念

然し米國に於ける、スチール株の騰落が時に新東株其他の株式市價にまで波動をつたへこれに追隨する事實などは余りに世界的の買かぶりで、かくの如きは徒に風聲鶴涙の表現としか受取れず唯世間の失笑をかち得たに過ぎまい。けれども米國の不景氣で生絲や絹布の輸出が激減し、中華民國の排日に因り綿絲布其他の商品が賣れないとか、又は英吉利の貨幣價值が低落して我對支輸出に不利を招き英國製品にとつて代られる事實などはどうしても或種の商工業に甚大なる關係を及ぼしてくる。

外國との取引には各國貨幣價值の相違に因りどうしても爲替相場と謂ふ關門をくぐらねばならぬ、従つて輸出入業者は素より製造工業者、證券業者其他いやしくも國內的の一方のみに偏する業務を除けば其悉くが爲替相場の騰落に敏感たざざるを得ない。が假令爲替相場だけを知つても外國爲替の一般的働き方を知らなければ結局どんな結果を齎すか、歸着する核心をつかむことは不可能とすべきである。

世間の人達から謂はしむれば一般に外國爲替は難解のものとして決定づけられてゐる、無論内地銀行業務の如く解り易くはなからうが、扱て千人が九人迄敬遠する程むずかしいものではない、これは畢竟ややこしいと謂ふことが先入主になつて所謂食はず嫌ひの傾向を多分に存してゐると見るの外はない。

外國爲替業務とは外國貨幣の賣買並にその附帶業務一切を含む取引なりと片付けてしまへば至極簡單明瞭であるけれども、取引其ものは多種多様に亘り箇々の内容も亦相當複雑してゐるからまづ外國爲替と謂ふものはどんな取引かと總括的概念を捉へ、一つ一つの取引に就き研究を加へ實務にはいる階梯とするほうが順序ではあるまいか。一般銀行業務にあつても種々の科目に區別されてはゐるけれども、結局二三の例外を除き大部分の取引は預金貸金と謂ふ意味の延長に外ならぬ、外國爲替業務亦然り、取引の種類は多いが所詮は賣爲替買爲替の何れかに當嵌るものと謂つて差支ない、それではどうして賣爲替並に買爲替が起つてくるか簡單に説明を加へてみよう。

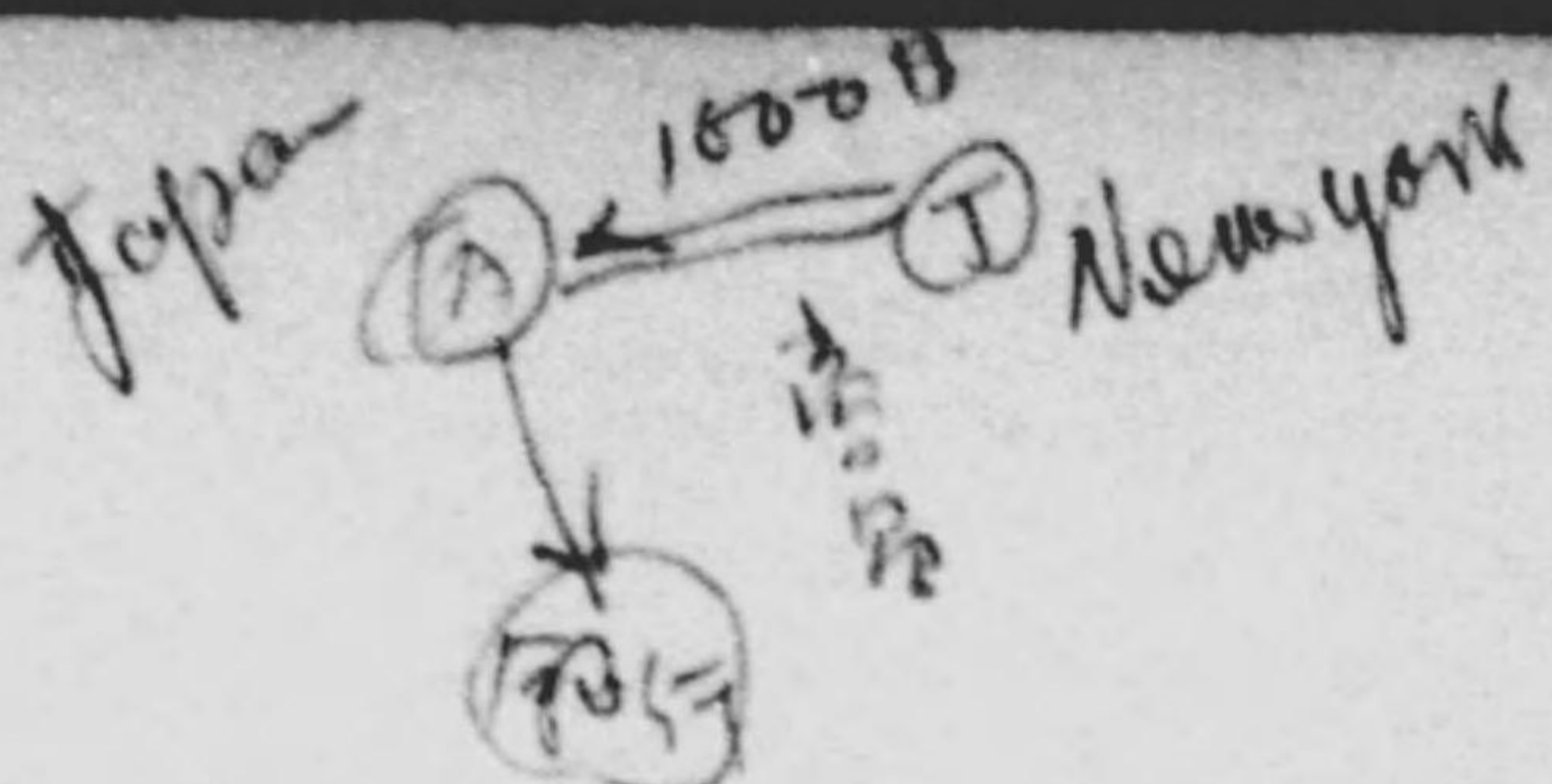
(一) 賣 爲 替

商品を仕入れればこれを直に右から左へ賣渡すか或は引渡期限付で賣約するか其何れにしても仕入れた商品を轉賣の上代金を受取らねばならぬ賣爲替の意味もこれと同様外國貨幣と謂ふ商品を色々の條件を以て賣渡すことに歸着する。例へば今茲に東京の甲なる人が紐育に在る乙なる人に米貨千弗の電信送金を取組む場合どうすればよろしいか兎も角所要の米貨を買入れ其金を甲に代つて乙に交付して貰はねばなるまい。それには外國爲替業務を營む銀行に依頼するのが早道である、即ち銀行は送金申込を受けた日の電信賣爲替相場を以て米貨千弗を圓貨に換算甲より代り金を受取り、紐育の支店若くは取引銀行へ電信通知をなし乙に米貨千弗を支拂はしむるのである、これを謂ひかへれば米貨千弗なる商品がある爲替相場を以て賣却したることと同じ結果になつてくる。假りに其日の電信賣爲替相場を百圓につき四十九弗四分の一とすれば、此換算圓貨は金貳千參拾

圓四拾六錢(\$1,000.00 + 49 1/4 = ¥2,080.46……換算入總ヲ四拾五入ヲ原則トス)になる。つまり銀行は紐育に於て米貨千弗を支拂ふ代りに其賣却代金として貳千參拾圓四拾六錢を受取ればよい、無論これは極めて單純なる賣爲替の場合を示したのみで此の外種々雜多な取引が營まれることは言を俟たなく。

(II) 買 爲 替

商品として買ったものは賣らねばならず賣つたものは買はねばならぬと同じ筆法により、米貨千弗を賣却せる銀行は何れかの方法を以てこれを買戻す必要がある、但既に買爲替があり此賣却が轉賣に屬するものならば自ら別問題となつてくる。(爲替の轉賣、買戻を賣 Cover 買 Cover と謂ふ假りに丙なる商人が紐育の丁なる商人へ米貨千弗に相當する或る商品を賣却したりとせば其代金を取寄せ代り金圓貨を受取らねばならない、そこで丙は丁を支拂人とせる參着拂爲替手形を振出しこれを銀行に買取つて貰ふ必要が起つてくる。銀行は其手形が確實に支拂



はれるものと認めれば買入當日の參着買爲替相場を以て買入れ、この手形を紐育へ送付の上米貨を取立てる順序となるのである。相場が百圓に付四十九弗二分の一(原則として手形を買取つた日から手形金額入金日迄の日數に對する金利は相場の内を含むものとす)とすれば米貨千弗の手形を金貳千貳拾圓貳拾錢(£1,000.00+49 $\frac{1}{2}$ =¥2020.20)にて買取つたことになる。

以上述べたところで賣爲替と買爲替の輪廓文は大體諒解された筈と思ふ、勿論實際に臨み、いつでも同額の賣爲替買爲替が同時に成立するものとは謂はれないことを特に斷つておく。

(III) 爲替約定

外國へ又は外國よりの送金、輸出手形、輸入手形、其他外國爲替に關聯せる一切の取引は爲替相場の變動に因つて其代り金收支に差違を生じ、時に思ひもよらぬ損失を蒙り、或は採算以外の利益を受け、全然投機と同じ結果を招致するが故、此危險

を免れる爲め豫め爲替に對する約定の取極めが行はれる。つまり爲替相場變動より生ずる損害防止即ち安全辨たらしむる目的に外ならぬ、他方銀行にとつてもこれあるが爲め取引金額の概算、實行時期並に資金需給關係其他總ての條件を豫知し、金繰等に對し非常に便宜を得られる。普通之を「豫約」と稱してゐるが、内容實質に至つては銀行對相手方爲替履行契約 (Exchange Contract) であつて、當事者双方の承諾がなければ絶対に解約不可能の確定取引なれば、茲には「約定」と謂つて置く。扱本論にかへり、爲替賣買には何故約定が必要缺くべからざるものかを力説してみやう、今東京に在る甲が一ヶ月後に紐育の乙へ米貨一萬弗の電信送金をなす必要ありとする、これを今日の紐育向電信賣爲替相場四十九弗八分の三を以て取引すれば、其換算圓貨二萬二百五十三圓十六錢(£10,000.00+49 $\frac{3}{8}$ =¥20,253.16)を支拂へばよろしいが、實際送金する時期は一ヶ月後なれば爲替相場も取引實行日の相場によらねばならない。若し其時に相場が騰貴して四十九弗二分の一となつた場合には換算圓貨は二萬二百二圓二錢(£10,000.00+49 $\frac{1}{2}$ =¥20,202.02)となり、一ヶ

月前に比較し差引五十一圓十四錢だけ少く支拂へばすむことになつて豫期せぬ利益を生ずる結果となるであらう。反對に相場が四十九弗十六分の三に低落したとすれば一萬弗に對する圓貨は二萬三百三十圓三十七錢 $(\$10,000.00 \div 49 \frac{3}{16} = 20,330.37)$ に變はり、一ヶ月前に比し七十七圓二十一錢餘分に支拂はなければ一萬弗の電信送金を取組めない譯になつて事實上損失を蒙るやうな具合になる。爲替相場の變動は國際貸借貿易關係及彼我國内事情等が相錯雜し鋭敏に感應するを以て相場の先行は果してどうなるか豫め測り難い、無論對英とか對米とか金對金の爲替相場は重大なる理由のない限り、金對銀爲替相場のやうにムヤミと荒ツボイ變動は先づないものと思つて差支ないが、それでも時と場合によつてはかなり目まぐるしい高低を免れ得ない。而も爲替相場の騰落を豫想すると謂ふことは丁度株式相場の高くなるか安くなるかを推量すると同様、四圍の状態より判斷して單に見込を下すまでで當ることもありまた外れることもある。此筆法から推して豫め爲替を取極めて置かなければイザ取引實行の段になり當然爲替相場

變動の影響を受け邦貨の授受に狂ひを生じ、所詮は思惑取引授機取引と五十歩百歩香しからざる結果を招くに立ち至つてしまふ。されば前記電信送金の場合に於ても豫め銀行と四十九弗八分の三の相場を以て爲替約定を取極めて置けば、假令其實行に際し爲替相場が如何に騰落すればとて何等反應するところなく安全確實些の微動だに受けない。茲では爲替約定の外廓だけを説明するに止め詳細なる解剖は後章爲替約定の項に譲る。

(四) 爲替賣買損益

商品を賣買すれば其處には必ず何程かの損益が生れてくる、銀行が預金を貸金なり有價證券なりに運用すれば利鞘がなければならぬと同様に、外國爲替賣買の取引があればそれに伴ひ損となるか益となるか何れかの形を以て現はれて來ることも亦自然の成行である。前述米貨千弗に對する賣買を見合せば同額の外貨を貳千貳拾圓貳拾錢を以て買入れ貳千參拾圓四拾六錢で賣却したことにな

るから、差引き拾圓貳拾六錢 $\left(\frac{\$1,000.00}{49\frac{1}{4}} - \frac{\$1,000.00}{49\frac{1}{2}} = \text{¥}10.26 \right)$ の賣買益があつた譯となる。但し此益金の内より附帯費用を控除せる金額が純益なること勿論で、同時に其純益の内には賣買相場率による開きもあれば金利も含まれてゐるものと解して欲しい。

そこで賣買爲替に於ける開きと謂ふものは一體どんなものか極く解り易く説明するに、今倫敦向電信爲替當月物一萬磅を二志〇片八分の三の相場にて買入れたりとせば、九萬八千四百六十一圓五十四錢 $(\$10,000/- + 2/0\frac{3}{8} = \text{¥}98,461.54 \dots)$ 英貨一萬二千計一志〇片ナニバ運算入總テ片ニ引直ス(ト)を支拂ひ倫敦に於て一萬磅を受取る。同時に同額の當月渡電信爲替を二志〇片十六分の五を以て賣却せりと假定すれば、まへと反對に倫敦にて一萬磅を交附し代り金九萬八千七百十四圓六十五錢 $(\$10,000/- - 2/0\frac{5}{16} = \text{¥}98,714.65)$ を收入すればよし。この賣買圓貨差額二百五十三圓十一錢なるものは所謂爲替賣買益即ち賣相場と買相場との開き $\frac{1}{16}$ あるが爲めに生じたものである。加之兩取引は共に電信爲替なるが故英貨の受拂及

圓貨の收支は略ぼ同日か翌日中には全部決済せらるべき性質のもので且共に當月渡なるを以て全然金利關係に交渉なく單に賣相場と買相場の開きを利用せるに過ぎない。若し此種電信爲替の出合が豊富を極め賣買高多額を算するならば外貨邦貨共に資金の固定を見ることなく、完全に賣買差額だけを利得し且つ利廻りと謂ふ點よりすれば實に無限大と稱すべく、外國爲替賣買の妙味また此處に存すと斷じて差支ない位である。

銀行が貸付金を營む目的は或る一定の期間、一定の金額を貸付けて利息を収益するのであるが、外國爲替に於てもこれと同様電信爲替の外は參着拂であらうと、參着後一ヶ月三ヶ月若くは四ヶ月以上の期限付であらうと、外國通貨小切手又は諸手形等を買入れる際には其取立を了するまでの日數手形等が取立地に到着する迄の郵便日數を含むに應じ金利を計算し爲替相場に込めて買取る必要がある。即ち幾日後かには現金化する手形其他を擔保にとつて其代り金を先拂する形となり、一種の貸金を營むと全く同様の經路をあゆみ自然其期間に對する利息を收

入するは當然の歸結と謂はねばならぬ。ではどうして利息を含めた爲替相場を求めると謂ふに手形買入當日に於ける銀行電信賣爲替相場を基礎として利廻りを算出すればよろしい、假りに紐育向參着後三ヶ月拂手形を年利七分に廻るやう買入れたひとするならば左の通りとなる。

紐育向銀行電信賣爲替相場 百圓に付四拾九弗四分の一
東京紐育間郵便日數 二十五日
手形期間 九十日

對米爲替相場は普通一弗の八分の一、對英は一片の十六分の一を一「ポイント」と稱し、爲替相場が法定平價に近い時は對米對英共に百圓に付約二十五錢に相當する。

故に

$$\left(\text{利息} \times \frac{\text{郵便日數} + \text{手形期間}}{365 \text{日}} \right) + 1 \text{ポイント} = \text{對米} \times \text{邦貨} = \text{利權何「ポイント」}$$

$$\left(7 \text{圓} \times \frac{25 \text{日} + 90 \text{日}}{365 \text{日}} \right) + 25 \text{錢} = 9 \text{「ポイント」} 8 \dots$$

即ち電信賣爲替相場に尙八「ポイント」八約九「ポイント」だけ加へ百圓に付き五十弗八分の三 ($49\frac{1}{4} + 1\frac{1}{8} = 50\frac{3}{8}$) を以て買取れば利廻は約年七分の割合になつてくる。計算方法は極めて簡單且大まかの嫌はあるが、由來日常の取引には迅速を貴ぶ關係上細かい計算をせず先づ大體の見當で採算差支ないものとなつてゐる、以上説明して來たやうに單に爲替賣買損益と謂つても、其内には相場の開きもあり利息又は其他の諸雜費迄も含まれ損益其ものの内容は相當複雑してゐるものと考えれば間違ひない、尙詳細は後章爲替賣買損益計算の項を参照せられたい。

第一章 送金爲替

一 普通送金

銀行が普通送金 (Demand Draft, D. D.) 取組の依頼を受けたときは顧客の希望によつてある外貨を時相場 (Current Rate) にて賣渡す取引なれば、取組日の參着賣爲替相場 (D. D. Selling Rate) を以て外貨を圓貨に換算し代り金を受入れ外貨表示の送金小切手を發行交付する。其取扱手續に至つては内國送金取組の場合と大した相違なく唯爲替相場と謂ふものの介在に左右せらるるだけが異つてゐる。

横濱正金銀行建相場中倫敦向電信賣爲替相場二志〇片十六分の五參着賣爲替相場二志〇片八分の三とあり、參着賣相場の方が電信賣相場に比し十六分の一即ち「ポイント」方銀行側に不利となつてゐる。例を擧げてみれば、今百磅の電信送金を取組む場合銀行の受取るべき圓貨は九百八十七圓十五錢 ($£100/-+2/0^s/1s =$

₧987.15)となるのに普通送金では九百八十四圓六十一錢 ($£100/-+2/0^s/8 = ₧984.62$)だけしか受取れず差引二圓五十三錢安く賣ることになつてゐる。(爲替相場の建方が我國の如く百圓に付何十何弗、一圓に付何志何片又は何法と謂ふ受取勘定ならば、同額の外貨を安い相場にて賣り高い相場を以て買へば差引邦貨の受取分多く差額は利益となり、英米及上海等の如く日本向爲替相場が圓貨何程に對し其地通貨何程と稱する支拂勘定ならば安い相場で買ひ高い相場の賣りによつて有利となる)。なぜそうなるか、電信送金は賣渡すと同時に在外支店若くは外國取引銀行へ電告する結果遅くとも翌日中には倫敦に於て支拂を了することになる。然るに普通送金は小切手が倫敦へ到着後其呈示を受け始めて支拂はるるが故、實際の支拂は郵便日數其他を見込み取組日よりざつと三十日位先のことである。つまり普通送金賣渡代金九百八十餘圓に對する一ヶ月間の預金利息として二圓五十三錢(年利にすれば約三分)を支拂つた形と見ても差支へなからう。但しこの參着賣爲替相場を參着買爲替相場と見合はすれば普通「ポイント」以上の開きあるべきを

普通とする。

普通送金取組の依頼を受けたならば送金申込書を徴する用式は各銀行まちまちであるからここには省略するがなるべく申込書を其儘傳票に代用し得るものを使用すれば整理の上から見ても簡單且便利に相違ない。唯注意すべき事は受取人並に依頼人の住所を明瞭に記載せしむることである。受取人の住所は時に判然しない場合もありまた通知拂ならざる限り絶對的必要とは謂へないけれども、依頼人の住所は取組後永い間支拂請求のない場合照會する必要上必ず記載せしむることを忘れてはならぬ。

海外へ大額の送金を取組む場合は豫め銀行と爲替約定を取極め置き爲替相場變動の Risk を避くべきである。けれども少額のものならば敢て其必要もなく、宜し爲替相場が騰落しても其受くる影響は些々たるものにて敢て爲替約定の必要を認めない。然し誰にしても好率を希望するのがあたりまへで大抵は當日の Rate を問合せてくる。爲替銀行は其日の營業開始迄に各地向賣買建相場を發表

し送金係、輸出係、輸入係其他の諸係へ所謂受付相場 (Counter Rate) を通知し、大額のものを除きたる大部分の取引はこの相場を以て營まるるものなればしかるべく應答すればよろしい。其結果顧客の都合上依頼に來なければ別に問題は起らないが、早朝 Rate を問合せ午後になつて取組依頼に來た場合、若し爲替相場が變動して最初に答へた Rate と相違し顧客に不利となれる時には屹度文句が出る。顧客側よりすれば其日のうちなら何時でも問合せた相場を以て取組めるものと合點してゐるから無理もない話で、自然當初に照會があつた時「只今直ぐなら賣相場は何程で御座いますか、これで御取極めになりますか、若し時間がたちますと相場が變るかも知れませんが、御承知置を願ひます」と一本釘をさして置かないといけない。これは爲替相場變動に對する一般顧客の無關心に基因するものなればなんでもないやうだが、これだけの注意を與へて置けば親切と謂ふ點からも申分なく且つ後刻の面倒をも避け得られる。普通英米向爲替相場は何か突發的の事件が惹起せぬ限り、時々刻々に變動することは先づないものとして差支ない。然し銀對

金爲替相場即ち上海對日本の如きは頻繁に騰落するを以て顧客との應酬には特別の留意を缺いてはならぬ。

傳票が出来て依頼人が外貨換算代り金を拂込めば小切手を發行交付する、日本對上海の如きは大部分が圓爲替なる關係上内國間取扱同様和文小切手を使用する銀行もあるが、大體外國爲替關係の送金小切手は一般に歐文式を採用し且つ正副二通の小切手を發行する。歐文は見違ひ易い文字多きを以て達筆なぐり書は大禁物、往々亂雜なる記載の爲め小切手面の受取人姓名と裏面に於ける署名と相違するやうな撞着を來すが故特に解りよくはつきりと記載しなければならぬ。

爲替約定の取極めがあつて其實行に際し約定日金額が同じで Rate の異つたもの、金額がちがつて Rate の同じもの等幾枚かの約定ある時はそれ等の條件をよく聞きただし、相手方希望通りの約定を使用しないと後日取消訂正の手數を要すべく従つて當初に遡り餘程慎重に取扱はなければならぬ、使用約定が決定すれば約定票の番號、約定日、Rate 其他必要と認める諸事項を傳票に記入し後日の證左とする。

No Contract 即ち爲替約定の取極めがなければ纏つた金額の申込に對しては Cover とか金繰とかの關係上、一應爲替賣買擔當者に Rate を問合せて取扱ふべきものなるが其他はすべて取扱當日の Counter Rate によるべきである。百弗二百弗又は二十磅三十磅の少額なるものはさておき、千弗とか百磅とか多少纏つた金額のものは取組と同時に爲替賣買擔當者に通知の必要がある。又少額と雖も數口乃至十數口合計して相當金高に達すれば前同様各外貨別に合計額を通告する、そうすれば賣買擔當者は店内諸係にて取扱つた賣買合計額をひつくるめて出合あり次第直に Cover をとつて片づける。故に外國爲替業務にあつては店内の統一連絡が至極肝要となる譯で、常に自己擔當の事務のみならず關係の因つて及ぼす範圍を常に腦裡に容れ終始緊張して全局に遺漏のないやう心懸けねばならない。

普通送金取組後直に支拂店へ宛て取組案内書を發送する、支拂店が在外支店若くは爲替取引約定ある他店ならば案内書の本文末段へ「小切手御支拂の上は當方

勘定を借記相成度『云々の文言を爲替取引約定なき他店宛ならば取組送金支拂額償還の爲め送金取組みと同時に同額の在外支店又は取引銀行渡り小切手を作成送付すればよろしいが取組送金の支拂はれるのは果していつになるか豫め知り難い。取組送金が未拂なるに支拂基金を預けて置くことは利付ならば兎も角無利息を標榜する海外にあつては金利關係より推して損失たるを免れぬ。そこで案内書の末段へ『小切手御支拂の上は當行何々支店取引銀行ならば何々銀行本店又は支店宛一覽拂手形を以て御取立相成度』旨の文言を記載し送金小切手支拂と同時に支拂銀行から代り金を取立てて貰ふ。

二 電信送金

電信送金 (Telegraphic Transfer, T. T.) は普通送金の如く小切手を賣渡し其呈示を受けて支拂を了するものとは異り賣渡代り金の受入日若くは其翌日中には取組外貨金額を支拂ふもので所謂現物取引と稱すべく自然爲替相場もロロに比し銀

行にとつて普通半ポイント乃至一ポイント方有利となつてゐる。其取扱に就ては内國電信送金に於ける場合と大差なく取組依頼日の電信賣爲替相場 (Selling Rate) を以て換算せる代り金の入金と同時に支拂地に在る海外支店若くは取引銀行へ電信通知の上受取人へ支拂はしむる経緯は賣爲替の項に述べた通りである。内國本支店並に他店間又は内國上海間の電信送金は受取人が取組人よりの電信案内送達紙を銀行へ呈示し支拂を要求するものなるが他の海外間及海外内國間にありては多くの場合取組銀行より電信案内到着と同時に受取人へ其旨通知の上支拂ふもの即ち *advise and pay* なるを原則とする。英文申込書には其文言が歴然と記載されてゐるから此點は特に注意を拂はねばならない但し住所不明其他の事情により受取人の正否を突止め難い場合は問題外である。

電信料は一般に實費徴收を以て原則とすれども取組金額大にして因つて生ずる賣買爲替の利益が電信料を償つても尙充分餘裕ある場合これを免除することによつて取引増加すれば多々益々否應なしに賣買利益の増進を來すべく強ひて

これを徴收するの必要はあるまい。此意味を敷衍し、對銀行會社及商店筋の送金に對し日本に於ては二萬五千圓上海に在りては二萬兩或はその對當外貨額以上なれば制限時間(正午迄)以前の申込に對する電信料免除の商習慣がある。尤も電信語數が宛名を加へ四語以上になれば超過語數だけ料金を申受け、又時間内の依頼にしても至急報の申込ならば普通料金と至急料金との差額を徴收するは勿論である。

そこで問題となるのは電告の時刻である。他行渡り小切手類を以ての入金は別とし早朝依頼された電信送金の通知を其後に取扱つた分と纏めて架電するやうなことがあるのか、或は他に理由の存するか、兎に角受取人が取組人よりの電信を呈示しても銀行には未通知の事があり往々苦情の種となつてゐる。無論相手方にも種々の不備缺點があるには相違ないが箇々に電信料を徴求せる以上、即時電送の要は申すまでもないことで電信送金の性質から考へ顧客に對してより良き Service を呈することが肝要ではあるまいか。

電信送金には電信送金申込書を差入れしめる。申込書には一般顧客に對する分と銀行及會社に對する分との二様式がある。前者は普通送金申込書同様傳票に代用出來得るもの、後者は文書式なる點が相違せるのみで内容は略ぼ一致してゐる。海外向電信送金は *advise and pay* 即ち通知拂を原則とし受取人の住所記載の必要があるのみならず依頼人の住所も必ず明記せしめて置かねばならない。

電信送金は普通送金と異り即日若くは翌日中に支拂を了すべきものであるし、萬一申込書記載事項が相違してゐれば自然電信案内に誤謬ある事になりすらすらと支拂が出來ない許りでなく、照會の爲め取組店と支拂店との間に電報の往復を餘儀なくせられ無駄の失費は兎も角顧客に迷惑を及ぼす結果を招く、従つて申込書の記載に不明瞭の點や疑點があらば入念に確め萬遺漏なきを期せねばならぬ。

普通送金は代り金を受入れて小切手の交附となり別に領收書の必要を認めないが電信送金の場合事情が異り一般に預收書を發行する、相手方が銀行、會社な

らばこれを交附せず一定の形式による文書を以て電告済なる旨の通知に止めて
る。特に何月何日支拂の約束あれば支拂日 (Valuing Date) を申込書、領收書又は文
書へ明記して置く例へば九月卅日に十月五日倫敦に於て一萬磅支拂ふ約束をな
せる時は十月四日迄に發電すれば充分間に合ふ然し支拂日より兩三日以前に他
の電信のついでに電告して置けば假令電信に誤謬があり照會に時日を費しても
萬行違を來す惧なく電信料節約の趣旨にも叶ふ譯である。故に一般的取扱以外
何か特別の扱をなせる場合には申込書へも領收書にも其約束事項を記録してお
けばよし後日これに關し面倒なる交渉が起つても問題は直に解決されるだから
支拂日でなくとも普通の取扱と異り特殊の條件付約束は事の大小に拘らず單に
口約に止めず悉く文書にしておく方が苦情を廢する唯一の手段なることを忘れ
てはならない。

普通送金及電信送金と其實質を同うして形式の異なるものに當座入金、支拂
指圖及繰替拂の依頼がある、外國爲替に於ては送金同様賣爲替なれば之に準じ取

扱へば差支なし。

三 送金の組戻

一旦取組める普通送金なり電信送金なりを取組人若くは受取人の都合により
取組地に於て支拂を要求する場合が尠くない、此點内國間取扱は極めて簡單に決
済せられるけれども外國爲替の方では左様手取り早くは片付けられない。其小
切手なり電信送金なりを更に組戻當日の買爲替相場を以て買入れる新規取引を
營まねばならぬ、普通送金は參着買爲替相場 (D. D. buying rate) 電信送金は電信買
爲替相場 (T. T. buying rate) を以て爲替を買取ることになつてくる。

由來爲替相場は毎日否極端に謂へば時々刻々に變動するのと、一度或る爲替相
場を以て賣渡した爲替は既に買埋を了し銀行側の決済は終了してゐるものと見
做すべく、假令組戻が取組當日なると以後なるとに拘らず爲替相場の變動に因り
最初賣渡せる爲替相場を以ては買取り兼ねる。謂ひかへれば、曩に外貨代り金と

して受入れた圓貨其儘を無條件では返戻出来ないことになり、結局爲替相場の如何によつて當初の金額以上を返戻する場合もありまた以下を支拂ふ場合もあるが因つて生ぜる損益は相手方の受くべきもので、銀行は組戻による買入代り金とまへに受入れた賣爲替代り金とを比較し、支拂額に過不足を生じても自己の損益には何等の關係を及さぬ。なぜならば前の取引に於ては賣却の上買埋め、後の取引に於ては買入轉賣の段取となり、名は組戻と稱するも事實は新規賣買に異ならず自然賣買爲替の資料となる結果、この賣買により損益は起つても組戻そのものからは直接に些の影響を受けない道理ぢやあるまいか。

外國爲替に於ける送金の組戻は普通送金電信送金の別なく曩に取組んだ送金額に對する代り金圓貨を無條件にて取組人へ返還するものにあらず、送金外貨額を組戻當日の爲替相場にて買入れ換算圓貨を支拂ふ爲め、取組日の爲替相場と組戻日の爲替相場が同率ならば支拂圓貨額に過不足を生ぜず結果より見て當初受入れた圓貨を無條件返戻することになるが、爲替相場の如何により或は多く或は

少く取組人にとつて損益の起つてくるのは已を得ない。然し顧客側からすれば悉くが外國爲替の取扱方に就て知識がある譯でなく其道に交渉をもたぬものは一切門外漢と稱して差支ない、若し組戻によつて損失を蒙る場合は恰も銀行が不當利得をなすかの如く誤解する向尠からざるべく、此點に就ては十二分に説明を加へ篤と理解のゆくやう取計つて貰ひたい。

組戻によつて支拂ふ際には取組人に相違なきを確めたる上普通送金は當初發行せる小切手を回収し、電信送金は支拂店に支拂濟の有無を訊し組戻差支なきや否を照會後、支拂店の承諾を得曩に交付せる領收書に裏書せしめて決済すべきは内國間取扱同様である。

四 送金、當座入金、支拂指圖による支拂及繰替拂

送金が支拂地の通貨を以て表示せられたるものは取組地に於て賣爲替となり、支拂地では小切手記載金額若くは電信案内金額に對する其地通貨を支拂ふに止

まり別に爲替の作用を受けないが、反對に取組地の通貨を以て取組まれた場合は支拂地に於て買爲替となり取組地にては爲替が起り得ない。日本から海外へは外貨又は圓貨を以て取組み海外よりは圓貨若くは其地通貨の送金があり一に取組人の都合次第であるけれども、上海より日本並に其他の外國へ仕向くるもの或は諸外國より上海へ取組む送金は兩貨を以て取組む場合極めて稀と謂つてよろしく、總て外貨を以て表示され自然上海に於ては取組送金、支拂送金共に爲替作用を受け聊か他と類を異にしてゐる。

送金支拂の外當座入金、支拂指圖による支拂及繰替拂等があるけれども一々説明を加へるまでもなく、形式は異つてゐるが其實質は送金支拂の場合と全く同様である。

海外より取組若くは海外にて支拂ふ電信送金は一般に通知拂を原則とする、日本上海間個人関係のものは内地に於ける取扱と同様殊に同業者間對會社商店筋並に外國人關係のものは此原則を嚴守する慣習があり、支拂はるべき日に故なく

支拂が遅延すれば他に協定のない限り、取組金額に對し取組地に於て支拂地の公定利率を以て延滞利息を收支することになつてゐる。例へばA銀行紐育支店が同地B銀行へ圓貨電信爲替を賣渡しB銀行神戸支店へ支拂ふ場合、紐育支店より電信案内到着と同時にA銀行神戸支店は相手方へ通知の上即日支拂を了する義務がある、若し相手方に何等の錯誤なく支拂が一日以上延引するならば其日數に應じ、B銀行はA銀行紐育支店へ對し日本銀行公定利率を以て延滞利息請求の権利があるので、相手方に誤謬なき以上事情の如何に拘らず紐育支店はB銀行の要求を拒絶することは出来ない。これは嚴格なる意味に於ての延滞利息にあらず支拂遅延に因る不當利得返還の意味と解するを以て是とすべく、外國爲替知識に疎い向は其邊の事情に明ならざる爲めか屢々問題を惹起する場合が尠くない。利息を支拂ふとか支拂はぬとかは兎も角理由なくして一日たりとも支拂が遅れたと謂ふ事實は銀行としての體面上考慮を要する問題で、取扱者は豫め商習慣に對する知識を充分腦裡に容れておく必要があらう。

支拂地の通貨を以て取組まれた場合は別とし取組地の通貨を以て表示せるものは支拂地に於てのみ爲替相場の適用を受ける。普通送金ならば小切手面に電信送金ならば電信送金受取證へ支拂當日の電信買爲替相場爲替約定の取極めある時は約定率並に支拂換算額を記入しこれを傳票に代用して支拂を了すればよろしい。送金取組の場合普通送金は參着賣爲替相場、電信送金は電信賣爲替相場によるけれども買入の場合は參着又は電信の區別なく、外貨を支拂ふ代りに當日の爲替相場を以て換算の上其地通貨を支拂ふため現實に外貨の受入に等しく爲替相場は電信買爲替相場たるべきを原則とする。然し取組銀行が他店の場合送金支拂金額に對する償還が送金支拂と同時にに行はれないか又は支拂金に對する貸越利息が貰へなければ、支拂銀行は償還迄の期間に對する金利の損失を餘儀なくせられ已を得ずこれを顧客に轉嫁し、參着買爲替相場と謂ふ銀行に有利の率を以て換算の上支拂ふことになつてくる。若し當座入金ならば諸爲替勘定書或は *Credit note* 到着日の爲替相場を以て其地通貨に換算受取人當座勘定へ入金するを要す。

支拂指圖は指圖店の條項に従ひ受取證を徴して支拂ひ、繰替拂は當座小切手、特別當座預金通帳又は領收證により支拂ふ。此場合には依頼店から豫め送附を受けてゐる印鑑と夫々照合の上送金の支拂に準じ適宜の方法を以て處置すればよい。

電信送金は受取人より電信送達紙を呈示し支拂請求を受ける場合と、取組店から電信案内到着と同時に受取人へ通知し支拂ふ場合とがある。前者は内國業務に於ける一般取扱と毫も異るところはなく、海外と謂つても上海漢口其他中華民國樞要都市日本間個人關係は殆んど此取扱による銀行が多い。然し前述の如く銀行間對會社商店並に外人關係のものは原則上 *advise and pay* なれば後者の方法をとらねばならない。若しうっかりして通知洩にでもなり支拂が滞れば後日延滞利息と謂ふ問題に觸れることを忘れてはならぬ。歐文電信送金受取證は正副二通の連續受取證で正本を送金支拂店に保存し副本は送金取組店へ送附する。尙大概の邦人銀行では受取證の末段へ「此送金に關し相違有之候節は貴行御請求次第直に御返戻可申候也」なる意味の文言を印刷してあるけれども、銀行が一旦正當と認

め支拂を完了せるものに對し後日其返還を求めらるる場合があるだらうか宜しあつたにしたらところが相手方に間違がない以上返戻に應ずるものはあるまい。ましてや *advise and pay* の場合には意味をなさぬこと明白なれば斯る不用の文言は抹消を可とし、又銀行間の取引には假令 *advise and pay* ならずとも此文言を抹殺の上使用すべきものであらう。

山來電信送金の大部分は現金の必要が迫つてゐればこそ取組まれたもの故支拂に滯滞を來しては受取人の迷惑察するに餘りあり、これが銀行の得意先ならば彼是問題の起りやうはないが、海外旅行者などが旅費の缺乏不意の出費等の爲め取寄せ銀行へ支拂方を請求すると、宜し電信送達紙が確實正當なるものと認めても果して所持人が本人であるや否やを突止め難い、自然おいそれと現金を拂ひ流る形となつて現はれまづ小切手を以て交付し他の銀行を通じ取立てて貰ひたいと頼む。少額の送金を取寄せる顧客の十中八九は旅行者でなくとも、銀行と取引關係のある者は極めて稀なれば銀行の要求は不可能となつてくる、それでは保證

人を立てて貰ひたいと要求し、ずつたもんだの揚句形式的保證人の連名によつて支拂ふことになる。これは銀行側からしても無理のない話で、一面識もない人に唯電信送達紙を唯一の頼りとして現金を支拂ふ以上萬全を期するのは至極尤の次第なれども、これがため兎角感情の衝突を惹起し易き傾あれば出来るだけ納得のゆくやう溫情式に取扱つて貰ひたいものである。

送金其他之に準すべき支拂にも取組の場合と同様、豫め爲替約定の取極めあるものに對しては送金取組の項に述べた通り充分注意して萬遺漏なきを期せねばならぬ。

普通送金は小切手の呈示を受け支拂ふものなれば支拂地に到着する迄の郵便日數を要し取組日と支拂日との間には若干の時日あると同様、支拂店よりの支拂報告書が取組店に到着する迄にもそれ相當の日數がかかる。又取組當日若くは其翌日中には支拂はるべき電信送金にしても取組店が支拂店よりの支拂報告書を入手し、取組送金の振替をなすのは先のことである。實際支拂日と振替日とは一致せ

ぬ、そこで豫想振替なる手續が必要となつてくる。なぜ豫想支拂日に豫想振替をなし各種勘定を整理する必要があるかと謂ふに、送金其他これに準ずる取扱は支拂店に於て支拂はるる迄取組店は無利息預金を取扱つた形となる。普通送金は電信賣爲替相場に取組日より豫定支拂日までの金利を折込め、幾分の開きをつけられぬが何れにしても送金支拂日から取組店は支拂店に對し支拂金額に對する利息を負擔しなければならぬ。圓貨本支店勘定貸借利息は勘定の性質上直接本支店相互に利息の授受をなさず別箇の方法を以て計算する銀行が多い、若し本支店日々の貸借尻が正確に符合するものとすれば本來收支利息も亦一錢の相違なく合致すべき筈だが、郵便途中にある諸勘定即ち本支店間未達勘定と稱するものがあり實際には一致しない従つて未達勘定の金額が多額なればなる程授受すべき利息の差額もこれに正比例する理屈であらう。ましてや郵便日數に多くの時日をついやす内外本支店間に在りては諸勘定振替洩れの爲め收支利息に違算を來

し自ら不利を招くことなきを保せず、これは畢竟彼我直接に利息收支を實行せざる制度にも缺陷あるは勿論なりとする、この缺點補足の意味に於てもなるべく的確なる支拂豫想日を算出し豫想振替を嚴守勵行の上努めて正しき貸借尻を現はす必要がある。さもないときは支拂店は支拂日より事實圓貨本支店勘定貸しとなつてゐるのに取組店たる借り店は未振替の爲め貸借不突合を來すのみならず、勘定振替日まで支拂利息を負擔せざる矛盾を取てし公然不當利得と同様の結果に陥る。けれども内國本支店間に於ては日々この不合理なる事實を繰返してゐるのではないかと詰問せられるだらうが、これは根本の整理方法を更改せざる限り何處かに無理の生ずるは已を得ないし、日數の點より謂つても内外本支店間との比にあらず、精々二三日のことなれば他に簡單且優れる整理方法のない以上多少の不自然は忍ぶべきであらう。

外貨本支店勘定並に外國他店勘定による貸借は相互に利息を授受すべきが普通のやり方なれば、諸勘定の振替記帳日はいつであつても利息起算日と謂ふもの

があり貸借利息計算には何等支障を來さない。然し圓貨本支店勘定貸借尻と同様勘定の正確を期する上に於ても、亦本支店が自店の預け又は借り勘定諸殘高を知り得る點に於ても豫想振替なるものは極めて肝要なることに屬する。若し豫想振替を等閑に附するならば確實なる貸借殘高をたやすく知る能はず、自然爲替資金運用上より見ても根據となすべきところなく、爲替を賣るにしても買うにしても資金關係を離れては何事をもなし得るものではない、この一事を以てしても豫想振替の重大視すべきは雄辯にこれを證明してゐるではないか。

第二章 外國爲替圈内に在る

預金、貸金及損益、經費

一 定期預金

或種預金の受入支拂が外貨を基礎とする場合には外國爲替賣買の圈内にはいり爲替相場變動による作用を受ける、日本内地に於てはかかる取扱稀なれども海外支店に於ては外貨預金の取扱相當額にのぼる、ことに上海は内地と接近せる關係上圓貨預金多數を占め其内定期預金の如きは可なりの扱高を示す。若し上海通貨たる兩^ウ又は墨銀弗を預け入れ日の賣爲替相場を以て圓貨に換算受入れ、圓貨定期預金證書を發行するならば圓の賣爲替が起り、期限到來の際買爲替相場により圓貨を其地通貨に換算支拂ふならば圓の買爲替となる、繼續の場合は圓貨より

圓貨への振替に過ぎざるため爲替賣買と謂ふことには關係がない。利息は元金の圓貨を基礎として計算し送金其他の方法により日本に於て圓貨自體を支拂ふか、又は元金に繰込む時は圓貨の受拂があり當然賣爲替たらざるを得ぬ。反對に其地通貨を支拂ふ場合は假令計算基礎が圓貨であつても、現實に圓貨の授受なきを以て爲替と謂ふことには觸れて來ない。此種預金は敢て上海とは限らず倫敦、紐育、巴里、孟買其他の海外支店が扱つても同様の結論に歸着し、且必ずしも圓貨と謂はず取扱地から見た外貨でありさへすれば總て外貨預金として爲替の洗禮を受けなくてはならぬ従つて日本に於て英貨米貨或は佛貨等による預金を取扱ふと謂ふことも充分考慮に加へて差支ない。

圓貨預金を取扱ふ目的は其地通貨を買入れ圓貨を賣渡し期限に至り圓貨を買入れ其地通貨を賣渡すことによつて賣買爲替の資料となすことにあるれば、日本よりの送金若くは其他の圓爲替を其儘定期預金に振替へることは出來難い。もともと圓貨より圓貨への振替なれば何等爲替相場の作用を受けず銀行は爲替益を

收め得られぬ爲め、原則としては圓爲替を買入れ其地通貨を支拂へる形式をとり、更に圓貨預金を賣渡し賣買爲替相場の開きを利得するか、或は百圓に付き何程かの手數料を其地通貨にて受入れるか何れにしても無條件振替は許されない。但し其地金融状態が逼迫し自行手許も潤澤ならざる折柄金利と賣買爲替相場の開きを參酌し、無條件振替を有利とする場合又は其他の事情に因つて絶対に取扱はぬとは限らない。

そこで圓貨定期預金に對する利率はどうなるかと謂ふに、世界各國經濟事情を異にする以上金利關係も當然相違するを免れぬ従つて總ての預金、貸金利率は其地金利に據るべきを原則とするけれども、外貨建のものに對しては或る特殊の事情なき限り大體當該國金利を標準としなければなるまい。例へば倫敦金利は年三分日本に於ける金利は年五分とする、此場合日本に於て磅の預金を取扱ひ五分の利息をつけたらどうであらう、又之を逆に考へてもよろしい、同様に上海金利は一割なる場合同地に於て取扱つた圓貨定期預金に一割の利息をつけて差支ない

だらうか、無論取扱地金融が極度に逼迫を告げ手許資金も缺乏せる際ならば自衛上或は高利を附することもあり得るが、如斯は非常手段であつて例外としなければならぬ。元來外貨預金の運用並に其決済は當該國に於てのみ可能とし、取扱地に於ては其地通貨による外は絶對出來難い事情に置かれてあれば、外貨に對する金利と謂ふことも當該國金利に據るべきを妥當とすべきではなからうか。現在日本に於ける定期預金利率は同業者協定により制限されてゐるけれども海外に於ては此拘束を受ける必要なく、各銀行の立場に依り自由に取扱ひ得るが大體内地協定利率を標準とせる模様である、但し上海は日本所得税法施行地以外なれば假令利率が内地同様であつても、預金利子税の負擔を要せず預金者にとつて幾分有利なりとは謂へる。

圓貨定期預金を取扱つた時は圓貨を以て表示せる定期預金證書を發行交付する、爲替約定使用の場合は既に約定取極めと同時に賣爲替が発生せるものなれば、單に其約定が定期預金に振替はつて實行されたと謂ふまでで爲替には無關係と

する、若し豫め約定の取極めがなければ新規に賣爲替が起ることは謂ふまでもな
す。

拂出の場合預金證書面金額の圓貨を送金其他の方法により日本に於て支拂ふ場合は爲替に關係なく圓貨による元金と利息とを支拂へばよろしいが、取扱地の通貨を以て決済するならば前にも述べた通り拂出當日の爲替相場を以て買爲替を營み代り金を支拂ふ、自然預け入れ日の爲替相場と拂出日の爲替相場の異なるに従ひ差額を生ず、此差額を普通換算差と稱してゐる。例へば六ヶ月前に爲替相場が百圓に付百九兩の時一萬九百兩を受入れ一萬圓の定期預金を取扱ひ、今期限到來し兩貨を以て拂戻す際爲替相場が昇騰し百圓に付百十五兩なりし場合には一萬圓の代りに一萬千五百兩の支拂を要す。けれども銀行の内部整理では最初の預け入れ圓貨と兩貨とが記帳されてゐる關係上圓貨に變りがなくとも支拂兩貨に過不足を生じ、預り高と拂戻高が符合せぬ許りでなく實際の拂出について表面の整理上つじつまが合はない、外國爲替と謂ふ範圍より見れば賣爲替と買爲

替とは全然別箇のものにて、因つてきたる兩貨の不突合は自然なりとしても帳簿整理の點を考へれば如何にも非難の餘地を存する。そこでこの故障を避けるため拂出日の爲替相場がどう變化してゐても最初預け入れた換算率を以て拂出し、換算差額は別に換算差口座より支拂ふことにすれば帳簿も事實も總てが一致して聊も不都合を來たさない。

元來此種換算差額は相手方即ち預金者より見れば純然たる爲替賣買損益に相違ないが、反對に銀行の立場から謂つても亦これを賣買損益と稱し得るであらうか、銀行が賣爲替又は買爲替を營み其 *Open* として反對賣買を行ひ、此結果生ぜる差額は個々計算によると総合計算によるとに拘らず當然銀行の賣買損益に違ひない。故に賣買損益の定義にも、賣買累計外貨を比較し其差引額を賣買損益計算當日の電信爲替相場を以て邦貨に引直し、其引直邦貨額と引直前邦貨額との差引額を以て其外貨に對する賣買損益となすとあり、従つて換算差額も賣買損益算出の内に含まれ損益計算基礎の一部を構成するものとは謂はれるけれども、これを

以て銀行直接の爲替賣買損益と斷ずるは聊か當を得ないやうに思はれる。例へばAなる人がB株式仲買人へ長期先物鐘紡株百株一株百五十圓にて買入方を委託すればBは之を株式取引所へ持出し出合を求め、幸ひ同値を以て賣手がありC仲買人を通じ取引所に持出されたとすれば茲に賣買は成立する、受渡日に至りB及Cは取引所經由株式並に代金の授受を行ひ各自客先へ對し夫々受渡を了し此取引は完結される。然るに受渡日迄の間に相場が百八十圓に昇騰したとすればAは買入値段に比し一株三十圓の値上りを見た譯故現物を引取らずに轉賣を希望する、前の経緯と同様取引所の手を経てD仲買人へ賣却成立せる場合決済方法はどうかと謂ふに、取引所はC及Dに對し株式並に代金の受渡を實行せしめ因つて生ぜる差金三千圓はBへ交附し、取引所對B、C、D各仲買人間の取引は完全に決済されたことになり、Aは鐘紡株百株を一萬五千圓にて買入れ一萬八千圓にて轉賣し其差金三千圓を完全に利得せる結果になつてくる。此三千圓は仲買人の損失でもなければ取引所の負擔にも屬せざることとは敢て説明を俟たずして

事實が明にこれを氷解してゐる、外國爲替賣買に於ける換算差額も亦これと全く同意義に解すべきを妥當とすべく賣買損益が銀行自身のふところ勘定に基くものでない以上、これによつて生ずる換算差額も銀行直接の損益には些の影響を及さない道理ぢやあるまいか。

二 特別當座預金

圓貨定期預金の外、上海とは一葦帶水の位置にある長崎に支店を有する各銀行が取扱へる海外特別當座預金がある、これは自行上海支店が長崎支店の爲めに圓貨預金の受拂を代行するもので、主として在留邦人の出稼金吸収を目的としてゐるが、その半面に於ては預金者が爲替相場の變動を利用し、相場が昇騰(銀の下落)すれば預金を引出し圓の賣爲替を營み上海通貨預金となし、反對に低落(銀の騰貴)すれば圓の買爲替を行ひ上海通貨を圓貨預金に振替へ、圓爲替の賣買に因り其差益を眼目とする投機的現はれが多分に存してゐる。銀行は圓貨を賣渡すと同時に

長崎支店へ諸爲替報告書を以て換算圓貨額を付替へ、同店は報告書により夫々手續の上付替金額を自店發行の預金通帳に記入し上海支店經由預金者へこれを交付するのである。茲で問題となるのは直接圓貨幣を以て預金する際にはどうなるか、勿論圓貨幣自體は上海に於て直接通貨たる價值を有せず、唯同地在留の邦人小賣商が内地より輸入せる商品を圓貨建賣値となす場合には通用するけれども其範圍は極めてせまく、自然銀行はこれを受入れても轉賣するか現送するか何れかにより處分せざれば資金化せぬ。この理由を以て圓貨幣其儘を無條件で預金に振替へることは不可能にて、銀行は取扱日の買相場を以て一旦圓貨幣を買取りその換算兩貨を以て更に賣相場により圓貨を賣渡し預金額を算出する順序となり、結局預金者は賣買爲替相場の開きだけの損失を餘儀なくせられる。例へば其日の日本向賣爲替相場が百圓に付百五兩 $1\frac{1}{4}$ 買爲替相場を百五兩とする、今百圓の貨幣を以て圓預金となす場合は左の如き計算になるが、實際買入に方りては現送費用其他の雜費を見込み時相場より $1\frac{1}{8}$ 乃至 $1\frac{1}{4}$ 方銀行に有利となるべき相

場を以て買取ることを要す。

圓貨幣の買爲替

$$100 \text{圓} \times 104 \frac{7}{8} = 104 \text{圓} 88 \dots \dots \text{上海通貨}$$

圓預金の賣爲替

$$104 \text{圓} 88 \div 105 \frac{1}{4} = 99 \text{圓} 65 \dots \dots \text{圓貨預金}$$

結局百圓の貨幣を圓預金とする時は九十九圓六十五錢にしかならず其差額約 $\frac{3}{8}$ 兩此圓貨換算額三十五錢は賣買爲替相場の開きであつて預金者の負擔に歸するは已を得ない。此預金は圓貨なるが故長崎に於て預け入れ引出の自由なるは勿論、上海に於て支拂當日の買爲替相場を以て其地通貨に換算繰替拂をなす特徴あるが爲め、在留邦人は長日月間爲替相場變動の危険を冒して兩貨若くは墨銀弗貨を保有する必要なく、時に臨み變に應じ自己の欲するところに従ひ處理し得る便宜がある、同時に、銀行は預金總預り、残高の多寡に關係なく、預金出入頻繁なればなる程、賣買爲替の資料となつて、収益の源泉を構成する。

三 雜 預 金

送金若くは其他の方法により取寄せたる外貨を爲替相場の如何に因り直に支拂を受けず一時的預金となす場合がある、或は外國にある資金を取寄せるまで運用の方便として其儘預金となすこともあり、日本から見れば主として英米貨、海外支店よりすれば圓貨も亦當然此範圍に含まるべきものとする。即ち外貨雜預金であつて圓貨定期預金の如く六ヶ月以上の期限一定せるものを除き、其他の外貨預金は期限付のもの期限なきもの或は利付と無利息とに拘らず總て此科目によつて整理するを便宜とし、預金表示以外の通貨を以て支拂ふ場合にのみ買爲替の作用を受ける。且此種預金は預け入れの際必ずしも外貨を以てするの要なく爲替相場の介在を利用し取扱地通貨を直接外貨に引直し預金となすことも亦可能なれば、恰も有價證券賣買に於けると同様爲替相場の高低を巧に掴み自由自在に外國貨幣の賣買を營み得らる、殊に上海にありては民國人の通有性として甚しく

投機を好みこれを如實に營業化せるがため同地に於ける外國爲替賣買の運用は頗る徹底した閃が窺はれる。

元來内地本支店間に於ては回金なる方法により資金の需要又は過剰に對する調節を圖り得るけれども、在外支店の所要資金は自給自足の立場に置かれ借入金によるか爲替に俟つか何れかの手段をとらねばならぬ。就中上海に於ては外國銀行と支那銀行との間に資金融通關係を結ぶこと少く、かつ上海市場には中央銀行及割引市場共に完備せず資金の調節は爲替の乗替により自力の及ぶ範圍を以て行ふ外はない。つまり近物の爲替を賣り先物に買繋ぐことによつて容易に求め得るが若し金融逼迫とか乗替轄の擴大とか又は其他の事情に因り爲替による資金調達を不利とするならば、勢ひ借入金にたよるか或は一時的預金即ち雜預金の吸収に俟たねばならぬ。

右の場合假令外貨預金であつても自行に於ける買約定實行に基くものならば其地通貨による支拂繰延を意味し、邦貨金繰と謂ふ點に至つては結局同様の効果を有す従つて外貨雜預金利息にも爲替相場の開きを參酌し、ある程度の高歩を附することもあり得るが形は預金であつても其實質は借入金に準ずべきものなればまた已を得ぬ事實とする。外貨預金の受拂に關聯して見逃し難きことは上海通貨たる墨銀相場(兩對弗相場)の存在である、これは直接この項に關係なきも銀と銀との爲替相場による作用を受け、見方によつては外國爲替の變形とも稱し得るから茲で簡單なる説明を加へ参考に供しやう。

四 兩對弗勘定

由來支那の通貨は兩(兩)所謂馬蹄銀と稱する恰も馬蹄の如き形をした銀塊であつて一個の價格平均五十兩内外とし個々に通用價值が異り、流通貨幣としての基調が既に桁を踏外してゐるけれども別に一兩なる單位貨幣存在せる譯ではなく唯兩と謂ふ價值單位があるに過ぎない。

且おなじ兩のうちにも上海兩、海關兩、廣東兩、漢口兩、天津兩及北平公砵兩等幾種

類かの馬蹄銀あり、各品位量目の相違せるは勿論其通用價值に至りても同様ならず極めて相錯綜たる現狀に在る。兩貨の外弗貨(或は圓と稱し元と謂ひ一弗銀貨の外小銀貨銅貨あり)即ち墨銀及銀元なる通貨がある、墨銀は十九世紀の中葉頃墨西哥弗の輸入を見たるに始まり千九百四年墨國が金爲替本位制を採用するに及び墨銀の輸入杜絶せる爲め、これに模倣し銀元なるもの鑄造され其流通漸く増加するに従ひ漸次墨銀を驅逐し、現在に於ては浙江及上海地方に尙多少の流通を見るのみである。銀元の内には龍洋弗、袁世凱弗並に孫逸仙弗の三種類あり各品位量目の相違は謂ふ迄もなく貨幣其ものの素質如何に據りては一弗が一弗に通用せざる場合に遭遇する、兩貨と謂ひ弗貨と謂ひ一國內に於て二種の通貨が流通し各種各様の價值を有する事情なれば事實上貨幣制度と謂ふ約束を無視せるに等しく、民國の通貨は其複雑紛糾の程度想像するさへ困難と謂ふを妨げない。一兩は十錢、一錢は十分、一分は十釐に相當し重に生産經濟方面並に對外的に使用せられ、弗は一弗銀貨と小銀貨との間に素材價值による Parity (比價) 及需給關係により

兌換相場を生じ十進法によらず異りたる相場を以て計算取引せらる、而も等しく一弗銀貨の中でも品位重量共に劣等なるもの流通し、其實際價值に至つては各差違を生じ主として消費經濟謂ひ換へれば對內的に流通されてゐる。以上の如く兩貨と弗貨とは全く相獨立せる二種の貨幣であり、恰も一國貨幣と外國貨幣との關係に置かれ共に同一市場に流通するけれども、上海に於ける兩は大量取引及外國爲替計算の基礎貨幣として用ひられ、市場に於ける流通額の増減は外國爲替相場及銀塊相場の變動に左右せられることが多い。弗は對內的商取引及消費經濟上の貨幣として使用せられ、地方農産物の豊凶又は其買出時期等により著しく増減する、だから同一時期に於て兩は金融の逼迫を告ぐるにも拘らず弗は緩慢なることがあり、反對に兩の金利低きに拘らず弗は金融圓滑ならず金利昇騰する場合がある。丁度ある一國と外國との貨幣が需給關係に因つて外國爲替相場變動の影響をうけるやうに、此二種の貨幣間にも亦相場を生じ需給關係の相違により日々相場の變動をみる、此相場が即ち墨銀相場にて其建方は墨銀百弗に對し上海兩

何兩と謂ふのである。同地に於ては支那舊式銀行所謂錢莊と稱する一團が相集つて午前午後の二回に相場を建て外國爲替賣買同様の目的に使用する、此結果實需取引以外空賣買が行はれ易く自然錢莊は自己の計算を以て弗銀の賣買を營むと同時に他方顧客の需に應じ手数料を徴し空賣買を行ふ。如斯事情なれば在上海邦人銀行及外國銀行も實際の取引に就ては此建値を標準とし、自己に有利となるやう百弗につき一錢乃至二錢の開きをつけて計算し取引を營むのである。兩の現金(重)に銀行券若くは小切手を以て弗の預金となす際其日の相場が墨銀百弗につき七十二兩五錢(普通七十二兩を中心として上下に往來し種々の關係上時に七十一兩又は七十五兩にも及ぶ場合あり)ならば、これに一錢を加へ七十二兩六錢を以て換算の上弗の賣爲替を行ふ、假りに預入高を百兩とすれば。

$$\$100.00 \div \$72.60 = m\$137.74$$

即ち百兩は墨銀に引直すと百三十七弗七十四仙の預金に振替はり結局銀行は弗を賣却し代り金兩を受取つたことになる、逆に前記百三十七弗七十四仙を兩に

換算支拂ふとすれば相場に一錢を減じ計算する。

$$m\$137.74 \times \$72.40 = \$99.72$$

となつて銀行より見れば弗の買爲替にあてはまる、若し同日に百兩を弗預金となし更に其金額を引出し兩の支拂を受くるものとすれば顧客は差引二錢八分の損失を忍ばねばならぬ、言葉をかへて謂へば外國へ送金を取組みこれを組戻した形と同様の結果を生ずる。如斯同一國內に在りて相異なる二種の貨幣が流通することに因り兩者間に外國爲替に於けるが如く、爲替相場の介在を餘儀なくせらるる事實は獨り民國に於てのみ見らるる現象にて日本などでは到底想像もつかぬことであらう。尙外國爲替計算基礎貨幣は兩に限られ總て賣買爲替による代り金の受拂に弗を以てなすときは素より預金以外の貸金其他諸取引にも兩を弗に弗を兩に代用せしめんとする場合は毎にこの計算方法に據り取扱ふべきである。兩對弗勘定は銀と銀との比價相違による交換作用と片付けてしまへばまことに單純なるが、苟しくも二種の相異なる貨幣をある相場を以て賣買するものにつ

き外國貨幣賣買に於ける取扱と同様銀弗賣買帳へ記帳し毎月爲替賣買損益を計算すべきものとする。

五 貸付金

銀行所在地の通貨を以て貸金を營むならば敢て議論の餘地はないが所在地以外即ち外國通貨の貸金をするとしたらどうか、日本で英貨なり米貨なりを貸出せば邦貨貸金のやうに簡單には考へられない。假りに東京に於て或る有價證券を擔保として米貨を貸付けたとすればどうであらう、貸出の際には單に擔保價格に相當する米貨を米國內自行支店若くは所在地取引銀行に於て支拂ふに止り爲替は起り得ない。なぜかと謂へば貸付金米貨に對する代り金圓貨の授受にはふれて來ない爲である、然るに其返済に方り米貨の代りに圓貨を以て返金を受くる場合は外貨を賣却する取扱に變り始めて賣爲替作用が現はれる。もともと銀行は米貨貸付金を營めるものなれば米貨を以て返金を受くるは當然とするが、どうで

もかうでも當初の貸付外貨により決済を強請する必要は更に認められない。では最初の條件とは違ふと抗議されるかも知れないけれども、外國爲替の立場より見れば貸付外貨を返済日の賣爲替相場によつて賣却の上圓貨入金を受け、更にその圓貨を以て同日の買爲替相場により外貨を買付ければ結局米貨返金と異ならず且其間なにがしか爲替相場の開きを儲け得らる、但賣買爲替の出合其他特殊の事情に基因し外貨返金を絶對必要となす場合は自ら別問題だが、この種取引は有力なる賣買爲替資料たる以上双手を舉げて歡迎すべき性質のものであらう。利息は原本が外貨貸金なれば當然外貨計算により外貨を以て受取り預金利息支拂の経緯とは反對に買爲替が起る、貸出地通貨の入金ならば事實上外貨の授受なきを以て爲替には關係ない、ここに注意を要する事實は擔保品が貸付外貨以外の通貨を以て表示せられたる定期預金證書又は信託預金證書等の債權ならば擔保價格は爲替相場騰落のみにより變更を來すのであるが、若し公債とか株式とか謂ふ有價證券なる時は其公定相場の高低と爲替相場變動との二重影響を受けなくて

はならぬ。

六 利益金、損失金及経費

外貨貸付金利息、所有外國有價證券利息、外貨雜預金利息、外貨本支店勘定並に外國他店勘定貸借利息、割引料、諸手数料等總て外貨建のものは其支拂が賣爲替收入が買爲替となり、経費、中海外へ支拂ふ電信料、外貨を以て購入する圖書、定期刊行物、帳簿及諸證書費等も亦賣爲替となつて爲替相場的作用を受ける。無論これ等の内には金額少にして假令相場が不利になつても其期損益の大勢には何等影響を及さず、或は外國他店勘定貸借利息の如く兩建のものは時に收支が均衡を得て一方に不利であつても他方に有利の計算を來す場合もあるが、相當まとまつた金額にのぼり收支何れか一方に偏するときは外貨額の受拂に變更なくとも、爲替相場が上へ行くか下へ行くかその變動の如何によつて、換算邦貨(日本ならば圓貨、英國ならば磅貨等所在地通貨)損益に影響を及ぼすがためその付替率と謂ふことにな

るとかなり重大性を帯びてくる。

唯付替率と謂つてもなんのこゝとやら解るまいが、これを謂ひかへれば外貨の收入又は支出に對し換算率を最も有利に導き、收入はなるべく邦貨を餘分に受入れ、支出は出来るだけ少く支拂はんとする手段に外ならない。例へばA銀行が倫敦に外國取引銀行を有し、毎期五千磅内外の支拂利息があり、他方紐育取引銀行よりは毎期三萬弗位の受取利息があるものとする、これを圓貨に引直すと大體英貨は五萬圓米貨は六萬圓に相當するけれども、換算率が有利なれば支拂利息は四萬九千圓で濟み受取利息は六萬千二百圓になるかも知れぬ。若しそうなつたとすれば差引二千二百圓の收入超加即ち利益増加を來す勘定である。この方便として期中に於て各爲替相場が有利時代に收入豫想額並に支拂豫想額に對し、買約定又は賣約定を各別に作成し爲替の手持に加へておけば實際の收入時期、支拂時期に至り爲替相場がどう變動してもこの爲替率を以て收支することが出来る。無論この方法は一面から見れば約定相手方なき空賣買の如く考へらるゝけれども實

際外貨の授受が履行せられるもので、且爲替の手持にも加算せられる以上表面の理屈のみにこだわつてこれを排斥するにはあたるまい、又付替率を決定すると謂ふことは半面にその外貨を引當に豫めCoverを完了せる意味を含みそこに何等の不安も問題も起り得ないぢやあるまいか。

經費中海外在勤者給料は何れの銀行會社にあつても圓貨を以て支給するのが普通であるが實際の支拂には給料支拂日の賣買電信爲替相場仲値原則としては電信買爲替相場にて其他通貨に換算の上支拂ふべきを至當とする。勿論爲替相場に著しい變化がなければ別に問題視するには及ばざるも、金解禁以前の如く相場が亂調子の状態におかれてある場合は對英對米の如き金爲替國に於てすら毎月受取るべき給料額に一割乃至二割の相違を來し、或は多く或は少く一定しない計りが爲替相場變動の危険は支給を受くるものが負擔せざるを得ない。若し上海の如く邦人銀行會社の大部分が圓對墨銀均等を認めるなら、圓價が昂騰すれば銀行會社は支給日の爲替相場により給料額たる圓貨を買ひ兩貨を賣り更に其兩

を買つて弗を支給する順序を經、反對に銀價が昂騰せる場合は一圓即ち一弗と見做し支給をなすが爲め爲替相場よりうる損失は支給者のみが負擔せねばならぬ。即ち圓貨が低落して百圓に付き七十二兩以下となれば墨銀相場の如何により、弗賣爲替に對する買Coverは全然支給者の損失に歸し見方によつては給料増額と謂ふ珍現象を呈する左の實例を参照されたい。

A. 上海に於ける電信買爲替相場	¥100.00 = \$135.00
同上墨銀非相場 m. \$ 100.00 = \$72.00
∴ ¥100.00 =	$\frac{¥100.00 \times \$135.00}{\$72.00} = m. \$187.50$
B. 上海に於ける電信買爲替相場	¥100.00 = \$70.00
同上墨銀非相場 m. \$100.00 = \$72.50
∴ ¥100.00 =	$\frac{¥100.00 \times \$70.00}{\$72.50} = m. \$96.55$

(A)の場合に於ける墨銀買Coverは其時相場なるが故支給者側にとり利益はなくとも損失を蒙るやうなことは絶対に有り得ない、逆に(B)の場合は時相場が百圓に

つき九十六弗五十五仙にしかならないのに百弗を支拂ふ、謂ひ換れば百弗が七十二兩五錢なる相場を七十兩の相場にて賣却するわけになりその損失たるや明瞭すぎる位判然としてゐる。これは敢て支給方の正否を議論する意味にあらず爲替相場の働きはどこ迄も是は是、非は非として結果を齎す所以を述べたに過ぎない。

若し如斯事實が不合理であるとするならば同一銀行會社に於ける海外在勤者が一團となり、適當の時機に有利なる爲替相場を以て銀行と一ヶ年位の期限付爲替約定を取極めれば萬事は解決せられ、四方八方まるく納る筈だがこれは個人關係と謂ふ點より考慮し實行には相當困難を伴ふやもはかられぬ。

在外支店の損益金は其地通貨建即ち日本より見て外貨なれば每期其差引尻を付替當日の爲替相場を以て換算せる圓貨を本店へ付替へる、純益金は所在地よりの外貨圓の送金を取組むと同様賣爲替、反對に純損金は買爲替の作用をうけ金額少なる場合は兎に角相當額を算するときには爲替相場變動の影響を蒙り、深甚の

注意を拂はず拙策をとるに至らば結果より見て折角努力の結晶たる純益金の幾分をはき出し、純損金の上塗をなすが如き不手際をさらけだすことも一應は考へなければならぬ。且所在地通貨にては益金又は損金に増減なき限り原本の外貨金額に變化はないが、いざ付替への際に爲替相場が不利になると圓貨に引直した金額に狂を生じとんでもない羽目に陥ることがある、金對金(日英、日米等)の爲替相場ならば其騰落の材料として突發的事情の惹起せざる以上大體甚しい高低はないものと見て差支ないけれども、金對銀(特に支日)爲替相場殊に上海に於ては短期間に著しい變動があり中々油斷は出來ぬ。例へば期末一ヶ月前に於ける純益金が五十萬兩あり其時の電信賣爲替相場が百三十五兩とし、其後期末日迄損益に増減なきものと假定すれば一ヶ月前の圓貨純益金は三十七萬三百七十圓三十七錢(¥500,000.00 ÷ ¥135.00 = ¥370,370.37) を付替へ得る、然るに相場がチリチリ上向き期末には百五十兩丁度に昂騰せる際は付替純益金圓貨額も三十三萬三千三百三十三圓三十三錢(¥500,000.00 ÷ ¥150.00 = ¥333,333.33) に減少し差引三萬七千餘圓の益金

吐き出しと同様の結果を招く。故に損益金付替率と謂ふことに對しては特別の考慮を拂ふ必要がある。尙この事實に就ては篤と理解のゆくやう其對策手段に亘り今少し詳細に説明を試みたいけれども、茲では大體の輪廓だけに止め後章爲替約定の項に於て更に愚見を述べることにする。

第三章 信用狀

一口に信用狀と謂つても場合に應じ色々の種類があり其應用の範圍も可なり廣く、これを詳細に説明するとしたら優に一冊の書物が出来る位である。要するに銀行が顧客の爲めに發行する一種の保證狀と考へれば解り易い、金錢の借入に對し擔保品の有無に拘らず其返金をより確實にする爲め保證人となり或は別に一札保證狀を差入るる場合がある、信用狀の意義も全くこの經緯と出發點に於て其軌を一にせるものと斷じてよろしい。

信用狀は旅行信用狀及商業信用狀とに大別し前者の内には旅行小切手を含み後者は輸入商業信用狀、輸出商業信用狀並に、クリーン信用狀の三種類に分たれる、外に商業信用狀と形式を異にし實質の略ぼ同じき買入指圖書なるものがある、以下順を追ふて説明を加へてみよう。

一 旅行信用狀

旅行信用狀 (Circular Letter) とはある一定の期限と一定の極度金額とを限り記名人海外旅行者が海外各地に於て必要に應じ振出す手形を買取るやう、海外支店及外國取引銀行への依頼狀と其買入金額償還の保證狀とを兼ね備へたものであり、旅行者は世界各國至るところで極度金額範圍内ならば隨時手形を振出し何回にでも賣却の上其地通貨を受取ることが出来る。英國へ出張する者米國へ旅行する者又は佛蘭西へ留學する者等各一國に限る場合時に其國通貨に據るべきを便宜とするが、各國共通としては一般に世界的決済通貨たる磅貨を以て表示することになつてゐる。此場合手形金額の決済は自行倫敦支店若しくは同地に於ける取引銀行を指定すべきである。

例へば今一萬圓に相當する英貨信用狀を發行せんとす場合銀行は依頼人より旅行信用狀發行依頼書を徴し、信用狀發行當日の倫敦向參着賣爲替相場を以て

換算の上一萬圓に對する磅貨を賣渡す假りに爲替相場を $2/0 \frac{3}{8}$ とすればこの換算磅貨千〇十五磅十二志六片 $(\text{£}10,000.00 \times 2/0 \frac{3}{8} = \text{£}1,015.12/6)$ を券面額とする信用狀を發行すればよろしいが、普通はこの計算方法に據らず極大まかに一萬圓を約千磅と見做し、この換算圓貨九千八百四十六圓十五錢 $(\frac{\text{£}1,000.00}{2/0 \frac{3}{8}} \times 240 = \text{¥}9,846.15)$ を受入れ券面額一千磅の信用狀を發行する。銀行は此一千磅を支拂基金として受入れたことに記帳し置き倫敦支店又は取引銀行よりの支拂報告書(信用狀所持者が世界各國に於て振出せる手形は買取銀行より取立の爲め決済地たる倫敦へ回送される、倫敦支店若しくは取引銀行は手形支拂の都度信用狀發行銀行へ諸爲替報告書即ち Debit note を以て通知する)により當初の賣渡相場と同率を以て拂出決済の手續をとる。又そうでなく、最初に爲替を賣渡さず信用狀金額に對し當時の爲替相場を以て換算せる圓貨を假りに雜預金として受入れ置き、之を引當に信用狀を發行し決済銀行より支拂報告書到着の都度、其日の電信賣爲替相場(手形決済地たる倫敦若しくは紐育へ代り金電送の性質を含む)にて換算の上代り金圓貨を預

金の内から控除する取扱もある。其ほか信用豊富にして確實なる得意先ならば別に引當となるべき預金を受入れずとも信用状の發行を引受ける。此場合依頼人が銀行と當座預金又は特別當座預金取引があれば支拂金額の決済は雜預金取扱方に準じ預金残高中より差引くが若しこれ等の取引關係なければ銀行より通知の上直に其金額を拂込みしめ決済を了せねばならぬ。以上兩取扱共決済方法に就き別箇に一札を差入れしむるか或は依頼書中に其旨明記せしむるは勿論で、且支拂基金を受入れた場合は當時の爲替相場を以て信用状券面外貨額を賣渡せるものなれば手形支拂金額に對する利息と謂ふ問題にはふれないが、それ以外の場合には原則として信用状決済銀行に於ける手形支拂日より代り金の入金日迄支拂金額に對し相當利息徴收の必要を認める。

尙取引先によつては國債其他の有價證券を擔保として取扱ふことも亦考慮に加へてよろしい。其内容は手形支拂日より起算せる當座貸越金と實質を同うするが故これに準じ取扱ふべきである。以上説明してきたうち一般に支拂基金受入

の取扱最も多く、雜預金の場合これにつき其他は極めて稀なる取扱に屬す。支拂基金は依頼人の側から見て爲替相場の *market* を一度に受けるが、雜預金以下の扱は代り金支拂の都度時相場を以て換算の上預金中より控除するか又は別に拂込ましむるを以て爲替相場の危険はなしくすしに受けなくてはならぬ。

信用状を發行するには依頼人より發行依頼書、信用状使用者歐文署名鑑、並に筆蹟案内書 (Letter of Indication) を徴する。筆蹟案内書と謂ふのは信用状使用者即ち手形振出人の姓名を自署せしめ、發行銀行が本人の署名に相違なき旨の證明をなせる書類なれば、信用状により手形を振出す場合には信用状と共に一々買取銀行へ呈示すべきものとする。

支拂基金を受入れる場合の依頼書には其末段へ「支拂基金を以て可然御決済相成度」云々の文言があり、然らざるものには「貴行電信送金爲替相場にて換算せる代り金並に利息を雜預金、當座預金若くは特別當座預金中より御決済相成度」云々、又は「御通知次第無遅滞御拂込可申候」とか謂ふ意味の記載があつて、信用状により振

出されたる爲替手形の決済方法が明示されてゐる。第一の場合に於けるが如く信用狀發行當日の倫敦又は紐育向參着賣爲替相場を以て信用狀券面外貨額を賣却し、換算代り金を支拂基金に繰入れると謂ふことは恰も普通送金を取組めるに等しく、其支拂金決済に充當する爲め銀行内部勘定整理の都合上便宜繰入るるまでで他の債權擔保或は有價證券擔保以上に確實無類のものとする。そこで問題となるのは雜預金を以て支拂基金同様見返りとして取扱ふことである。最初に爲替率を定め支拂基金を受入れる場合は外貨の賣爲替となり信用狀によつて振出さるる爲替手形決済換算率は其後爲替相場が如何に變動しても、賣渡率と同率を以て換算決済し信用狀券面金額が使用済となれば支拂基金も亦零となり過不足を生じない。

然るに雜預金の場合には假りに發行當日の爲替相場を以て信用狀券面額を換算し代り金を受入れて置くけれども、信用狀により振出されたる手形はその支拂報告書が發行銀行に到着せる日の電信賣爲替相場を以て換算決済するものにつき

必ず過不足を生ずる。且この場合は手形支拂日より代り金入金日迄の利息を徴收する必要がある、豫め此金額の受入れなきときは假令全部の支拂に對する爲替相場が信用狀發行當日と同率であつても利息金額丈はどうしても足りない。支拂基金も雜預金も共に決済資金には相違ないけれども其實質に至つては説明の通り可なりの隔りがある。而も見返りとして取扱ふ以上は名實ともに其處分權を銀行が握つてゐるものでなければならぬ。實際問題として雜預金の場合にあつても支拂基金と同様に扱つて支障が起らないものならば彼是詮議立する必要はないが、若し何か問題が起り法の上に於て解決を余儀なくせらるる時には事實見返りとしての効力ありや否や、頗る疑問とせざるを得ないと謂ふやうな議論を屢々聽くことがある。無論これが無條件としての預金ならば是非の議論はあつて然るべきであるが、此場合は旅行信用狀によつて振出さるる手形金額決済を條件としての雜預金なればこの條件を完全に履行した上はともかく、そうでない場合には第三者がこれに手をふれることは許されない。即ち正式に差入證を徴

し確定日附をとらなくとも完全に見返りとしての効力を有し、また第三者に對抗出来得るものと解釋して一向差支ないやうにも思はれる。

然しこれを嚴格なる意味に於ての見返りとするならば夫々正式の手續を経て動かすことの出来ないやうに處理すべきを是とせざるや、唯預金残高は手形決済の都度變更を餘儀なくせられ自然差入證並に確定日付もそのたびに更改さるべきものではあるが、多くは相手方が海外旅行中なるを以て事實上出来ない相談と謂はねばならぬ、此不便を緩和する手段として雜預金はどこまでも當初の残高をのこし置き、手形決済代り金は別に貸勘定を以て整理の上貸借兩建とし最後に決済の方法によれば容易に實行可能の筈と思はれる。若し正當の手續をふまないとするは當座預金又は特別當座預金同様單に決済方法を示すものと解し、雜預金の場合に於ても亦當然無擔保整理を妥當となすにあらざるや、著者は法律に就て専門的知識を有せず茲に斷定的批判を下し得ないけれども常識より推し斯く取扱ふべきものと考へる。

支拂基金の受入なく發行する信用狀に就き豫め爲替率取極めの場合には倫敦又は紐育向電信賣爲替相場によるべきである、謂ひかへれば電信爲替賣約定を取極め手形支拂報告書到着の都度約定を使用決済するがため、爲替率は支拂基金の場合と同様確定せるも手形決済代り金の授受はそのたび毎なるを以て、手形支拂日より代り金受入日迄の利息は當然徴收せねばならぬ。

信用狀を發行せる時は即日英貨ならば倫敦支店、米貨ならば紐育支店(支店がなければ取引銀行)へ宛て信用狀發行案内書と信用狀使用者署名鑑二葉を一葉づゝ別便を以て送附する、Letter of Indication は信用狀使用者の署名證明書なれば信用狀と共に依頼人へ交附すべきものである。

信用狀使用期間延長の依頼があれば他に支障のない限り延期依頼書を差入れしめ期限延長書を發行して依頼人へ交附する、依頼人はこれを信用狀使用者に送付の上信用狀に添付せしめて置く、かうして置けば信用狀記載期限後でも期限延長書がものを謂ひ手形を買取つて貰ふことには一向差支を生じない、發行銀行は

信用狀發行の場合と同様海外支店或は取引銀行へ期限延長案内書を發送しなくてはならぬ。

一旦發行せる信用狀を取消す場合若くは信用狀使用残高の返還請求を受けた時は曩に發行せる信用狀及筆蹟案内書を回収し、支拂基金あるものに對しては信用狀残高を決済當日に於ける倫敦又は紐育向參着買爲替相場を以て換算其地通貨を支拂基金より拂戻すのであるが、無論爲替相場の如何によつては支拂基金残高と拂戻額との間に差額を生ずる。此差額は送金組戻の項に説明せるが如く銀行の損益には關係を及さず、拂戻額が基金残高より多ければ依頼人の利益反對に少ければ損失に歸するは已を得ない、煎じ詰めてみれば表面の形式は異つても其内容は送金組戻の場合と全く同様に解釋すべく支拂基金そのものを無條件拂戻は不合理と謂ふ結論に達する。

それなら雜預金拂戻の場合はどうなるか、これは最初信用狀券面額を發行當日の爲替相場を以て換算の上代り金を受入れたものには相違ないが、事實手形決済

代り金は手形到着の都度其時相場によるべきものなれば預金自體は一時の假勘定に外ならず嚴格なる意味に於て現實に爲替を賣渡したことになる。無論外國爲替の理論から押して支拂基金の場合と同様に取扱つて差支ないやうなものの一概に理屈のみから割出すことも一應は考慮すべきで、預金残高は其儘拂戻し別に取消手数料とか補償料とか謂ふ名目を以て銀行が引合ふ程度の手数料即ち信用狀發行並に取消に要する實費を徴收した方が穩當のやうに思はれる。

支拂基金又は雜預金の受入なく單に爲替約定の取極めのみを取消すならば約定外貨残高を取消當日の倫敦又は紐育向參着買爲替相場を以て換算の上、その邦貨額を約定残高邦貨額に比較し差額が銀行の受取勘定なるときにのみ徴收する。もともと外國爲替賣買と謂ふ觀念に立脚すれば曩の賣爲替約定電信賣爲替相場に對し當日に於ける電信買爲替相場にて買爲替約定を營み、この兩約定を相殺差金授受を行へば賣爲替約定を完全に履行せる結果を來し事實上取消同様になるが、信用狀の場合は單に賣爲替約定のみの取消とは見做し難く信用狀の取消を主

とし、賣爲替約定の取消は従たるものと解釋すべきが妥當なれば銀行にとつて有利なる參着買爲替相場を以て相殺し、且差額が支拂勘定るときは依頼人へ交付せず受取勘定の場合に限り徴收するを以て普通の取扱となす、つまり信用狀取消に對する補償の意味を含むものと解さねばなるまい。

支拂基金を受入れた時は外國爲替當座預金勘定にて整理し總て無利息とする、前にも述べた通り支拂基金は依頼人名義の預金と謂ふ性質から離れ、信用狀券面金額を或る一定の爲替相場を以て賣渡せるものにつき普通の送金爲替と實質に於て何等異なる點を見出し難い、唯券面金額が一回に支拂濟となることは理論上はあり得るとしても、信用狀の本質から考へ實際問題としては毛頭あり得ない事に屬する。自然信用狀金額が使用せらるるに従ひ銀行より附與せる信用極度の收縮につれ、支拂基金も亦減少すべき道理なれば其経緯を明瞭になし置く必要上銀行内部整理關係よりみて、一時預金勘定を以て整理するに過ぎず事實上の預金勘定とは全く實質を異にしてゐる。然るに雜預金としての受入は純然たる依頼

人名義の預金勘定であり、且信用狀に基き振出されたる手形に對しては倫敦または紐育に於て手形を支拂へる日より代り金受入日迄所定利息徴收の結果、手形の決済せらるる迄は恰も貸金勘定と預金勘定と兩建になつた形と見られ原則としては當然預金利息を附すべきものとする。

旅行小切手 (Traveler cheque) は旅行信用狀に附帶せる小切手と謂ふ意味ではなく、全く別箇のものとするが其効果に至つては貨幣同様に解して差支ない、これは英米に於ける一流銀行が振出した小切手にて一磅、五磅、十磅又は十弗、二十弗、五十弗とか概して少額のものに限られてゐる。この小切手は世界各國至る所の都市に於て鐵道、船會社、旅館及一般商店等に對し貨幣同様自由に流通する可能性充分なれば、chequeと謂ふより寧ろ銀行紙幣と謂ふほうが適切かもしれなく、一寸した小錢が入用の際一々信用狀により手形を振出すのも面倒な場合、磅の cheque であらうと弗の cheque であらうと海外至るところの銀行へ賣却して其地通貨を受取り得らるる調法さがある。日本に於ける一流爲替銀行ならば海外有力銀行と取

引契約を有し、其發行に係はる旅行小切手の備付ありいつ何時でも充分需要に應ずることが出来る、故に海外旅行者は信用状と共に是非これを携帯して行くほうが至極便利とすべきである、旅行信用状と同じく銀行の賣爲替なること申すまでもない。

旅行信用状を發行する銀行は海外取引銀行と信用状手形、旅行小切手等の見本並に銀行署名鑑を相互に取替はしてある。信用状の呈示を受け買取を申出た場合には夫々照合の上信用状の正當に發行されたるや否を検査し、信用状使用残高に應じ自行所定の手形に所要金額を記入せしめ、面前にて署名を乞ひ筆蹟案内書とつき合はし本人に相違なきを確めたる後、磅貨ならば當日の倫敦向參着買爲替相場により弗貨ならば紐育向參着買爲替相場を以て換算買取るべきである。信用状裏面には各地各銀行に於て買入れた金額が一々買取銀行により正確に記入され、信用状券面額から使用高を差引けば未使用残高の有無が判然する、買取つた手形は其都度決済地たる倫敦若くは紐育へ送付し、自行支店或は取引銀行經由信

用状發行銀行の本支店又は先方取引銀行より取立て決済を了すればよろしい。

(二) 先方旅行信用状

外國取引銀行發行に係はる旅行信用状によつて振出さるる爲替手形を買取る信用状を、自行發行分と區別する爲め一般に先方旅行信用状と稱してゐる、素より自行本支店間ならば共通の規程と一定の様式とがあり總て秩序整然たる取扱方により整理されるけれども、他行の取扱振は各銀行獨得の立場に従ひ區々たるを免れざれば其取扱に就ては格段の注意を拂はねばならぬ。先方よりは豫め信用状手形、旅行小切手等の見本並に銀行署名鑑送附と同時に信用状の貨幣種類、買取手形償還銀行及其方法、發行極度其他取扱上通知を受けたる諸條件に従ひ處理すべきものなるが、署名者の變更、信用状、旅行小切手類の廢棄、更改等つきつきに通知されるため、其整理並に帳簿記入は極めて細心正確一見明瞭たるべきを要する。然し先方旅行信用状による取扱は他の事務のやうに毎日扱ふものでなし否めつ

たにぶつからない結果、兎角書類見本類の整理が不完全に流れ易く自然帳簿の記入も等閑に附せられ彼我對照するに困難を感じる場合が多い。若しいい加減に放任された儘ならばいざと謂ふ時周章狼狽迅速に始末がつかない許りか、顧客を長時間店頭に待たし不快の念を起さしめる顧客に満足を與へないと謂ふことは銀行の信用問題にまで及ぶべく、而も此場合に於ける顧客は重に外國人なれば對外的に銀行のふまじめさを自白する形となりひいては後日に良い結果を齎す筈がない。要するに當初に於てほんの僅の手續を惜んだがため、銀行に對し有形無形の損失を與へるはずみをつくるは職務に不忠實の譏を免れぬ、其邊取扱者はよく事務の呼吸をのみ込んで落付く先の先を考へ豫め充分の用意を怠つてはならない。

先方外國旅行信用狀支拂約定に關する整理並に記帳方に就ては一目整然たるを要し、實際取扱に方り錯誤なく聊も事務の滯滞せざるを條件とするけれども、取扱擔當者だけにはよく解るがほかの者が代つてやる場合にまごつくやうなことはない。

では一向役に立たず總てをはつきり片付けて置くに限る、左に其整理記帳方に就き私見を述べて参考に供しやう。

一、帳簿

先方外國旅行信用狀支拂約定記入帳

(イ) 記入事項

各取引銀行毎に口座を設け(a, b, c 順を便宜とす)信用狀の貨幣種類償還銀行發行極度、支拂手數料、備付見本類其他取扱上必要と認むる注意事項若し信用狀の様式が貨幣別に相違せる時は其形式内容を詳細に記入し置くこと。

(ロ) 備付見本類の更改、廢棄、返戻等に對しては特に記載欄を設け、年月日と其要項を記帳し現在使用分を容易に識別し得るやうなすこと。

二、見本書類の整理

(イ) 取引銀行署名鑑、信用狀見本、旅行小切手見本並に先方書狀は各銀行名を a, b, c 順に綴込整理し、信用狀支拂約定に關する本店來狀も亦各銀行名 a, b, c

順に別綴込を用ひ、記入帳と併せ三者對照を容易ならしむること。

(ロ)備付見本類の更改、廢棄、返戻に就ては先方よりの通知と同時に綴込を取捨し、別個の綴込を用ひて不用分を整理し、現在使用綴込中に混入し置かざること、此結果不用分中にも發行日其他の事情を參酌し約一ケ年位は有用のものあれば、其事實は現行綴込中當該銀行口座に附記の上連絡をとること。

(ハ)右の外信用狀、旅行小切手及送金小切手等の紛失通知に對しては別に紛失先方旅行信用狀控帳を作成し、各銀行名 a、b、c 順に口座を設け本店よりの通知に依り其詳細を記入し置くこと。

先方外國旅行信用狀支拂約定記入帳に對する記入事項並に諸見本類の整理は日々連続的に取扱なき爲めと他に緊急を要する事務に忙殺され、不知不識の間に怠り勝となり後刻に延し後日に譲り、遂には失念してしまふ弊害に陥り易きが故に記帳整理は即時斷行を原則としなければならぬ。

尙外國取引銀行と爲替取引契約の内容を詳細記入し置くべき外國爲替取引約

定記入帳の記帳、約定書及書類の整理も約定の内容が變更されたり追加せられたり又は銀行の合併、廢業によつて取捨を要し、三年五年と時が経過するに従つて帳簿の口座記帳方によつては或る一行に關聯する約定の内容がとびくゞに記帳されるやうな結果を招き、遂には支離滅裂綜合するに至極困難となり已を得ず更に帳簿を變更付替へる始末に立至つてしまふ。されば當初記帳するに方つて其等の關係を充分考慮に加へて取扱ふ必要がある、極端なるものは外國語約定原文其儘を記帳する向もあるが邦文でも約定文言などはよく讀まないと充分諒解にくひものであるのに、外國語を以て書いたのでは咄嗟の間に合はない許りか誤解に陥り易い缺點がある。これは最初取扱者が原文を邦譯する實力に乏しいか面倒を避けるためか何れかの理由に因つて實行された事と考へるが、日本人たる以上日本語より以上に解り易い言葉はあるまいし、多少手數と時間を要しても正確なる邦文に譯して記帳すべきものであらう。

三 商業信用狀

輸出商が商品を海外の輸入商へ賣却せる場合其代金の回収は何時になるかと謂へば、商品が目的地に到着後輸入商よりの送金を得始めて資金化するものであるから、其期間資金が固定することになつて輸出商の金融は澁滞せざるを得ない。そこでこの不便緩和の手段として商品を積出すと同時に其代金を爲替手形にして取引銀行へ買取つて貰う、買取銀行は其手形を手形決済地の自行支店若くは取引銀行へ送付し輸入商の引受を徴し期日に至り代り金を取立てる。此場合買取銀行は海外に於ける輸入商の信用程度判然せざる爲め買取手形が完全に決済されるかどうか疑問となるばかりでなく輸出商から別に擔保品の差入がない限り擔保となるものは輸出商品のみなれば數量品質の相違其他の事由に因り代り金が満足に取立られぬ場合の危険を豫想する必要がある。自然買取銀行はまかり間違つても買取手形金額の返還を直に履行し得らるる、信用資産豊富の得意先か

らでなければ手形の買取を欲しないのは當然と謂はねばならぬ。然し海外に於ける輸入商取引銀行が輸入商の爲めに輸入商品代金の支拂を保證し、且つ保證銀行が充分信用するに足るものと認めれば買取ることが出来る、この保證行爲の具體化が所謂商業信用狀 (Letter of Credit) の形となつて現はれるのである。

一 輸入商業信用狀

商業信用狀は輸入商業信用狀、輸出商業信用狀と分類してはるるが結局は楯の両面に過ぎざるもので、輸入地及輸出地より見ての名稱相違に外ならない。一般に輸出商業信用狀と謂ふのは發行銀行が輸出商の依頼に依り輸出商品買入資金調達之目的として、單に輸出商振出手形を市場に於て容易に割引に附せしむる便宜の爲め發行するものを指し名目は輸出信用狀と謂ひ得るかも知れぬが實際問題に徴し信用狀發行銀行が輸出商振出手形を自行宛となさしめ手形の引受をなさざれば果して商業信用狀たる効果を完全に具備せるものなりや否やは大に議

論の餘地を存す。若し信用狀の實際價值に疑問がありとすれば買取銀行は輸出商より手形の買取を希望せぬは申す迄もない従つて原則上輸入商業信用狀の存在を認むるのみで輸出商業信用狀は其半面なりとの結論に達する。

前述の通り輸入商業信用狀にあつては、發行銀行が輸入商品代金の支拂を保證せるため輸出商は其取引に應じ容易に融通を受けることが出来る、つまり信用狀としての効用は輸入商品代金支拂の保證と輸出商並に輸入商の金融を圓滑にする目的を兼ね備へたものと謂ふべく、手形買取銀行は發行銀行を信頼し信用狀記載の條項に基き自行勘定を以て手形を買取るもので、輸入商に代り輸出商へ輸出商品代金の先拂をするやうな形となつてくる。

買取銀行の先拂金は發行銀行が輸入商より受取る商品賣却代金を以て決済するが故、輸入商は豫め輸入商品の資金化する時期を定め一覽後六十日拂とか又は九十日拂とかに手形の期限を定めておく、かうすれば發行銀行は買取銀行の請求に應じ手形の引受をする時分には商品も到着し、其後六十日目なり九十日目なり

に發行銀行が手形買取銀行へ支拂實行までには商品が輸入商の手によつて賣却され、その代金を發行銀行へ拂込み手形決済に充當せしむ。故に輸入商は自ら資金を所持しなくても完全に手形の支拂を履行し得ると同時に、發行銀行は單に自己の信用を貸與せるのみにて買取銀行の資金を利用し金融の目的を達し得らるる効果あり、この微妙なる働きをなす信用の延長は國際貿易の進展に伴ひ多々益々其利用が推奨される所以である。

信用狀面に記載すべき必要事項は大體左の通とする。

信用狀依頼人	輸入商。
發行地	信用狀發行銀行所在地。
發行日	信用狀日附
信用狀使用者	海外輸出商。
金額	輸出商振出手形金額即ち商品代金。
期限	信用狀有効期間。

附屬書類	船荷證券、計算書、保險證券、領事證明書等。
商 品	銘柄數量等。
商 品 到 着 地	輸入地。
保 險	輸出地に於て保險に附するを原則とすれども輸入商が内地保險會社と特約ある場合は其必要なきことあり。

信用狀の末段に「本信用狀記載條件に従ひ期限内に振出されたる手形は呈示あり次第當行にて引受無相違御支拂可申候也」と謂ふ意味の箇條が記載されてゐるが、信用狀としての生命は實に茲に存する譯でこれあるが爲め買取銀行は何等の懸念なく輸出商の振出す手形を買取り得られる。然し萬一輸入商に破綻等の突發事件が起れば發行銀行は手形決済の責任上自己の立場を失ひ甚しく危險を感じる、この場合既に發行せる信用狀を發行銀行が隨時取消可能とすれば重大なる責任を避けられ洵に都合よく運ぶ、其豫防として信用狀の末段へ「豫告の如何に拘らず取消済と相成らざる候節は…… unless previously cancelled with or without notice……

無相違御支拂可申候」云々の文言を記載する信用狀を *Revocable Letter of credit* と稱し、一旦發行せる以上銀行の一存に取消不可能のものを *Irrevocable Letter of credit* と謂ふ。前者は發行銀行の都合によりいつなんどき取消されても苦情のもつてゆきどころがなく輸出商にとりこれ程不安心極まるものはない従つて此の形式による信用狀にては取消された場合利害關係者間に色々の紛擾を惹起するは勿論圓滑に取引が進捗しない缺點がある、實際買取銀行としても此種信用狀による手形には安心して手が出せないのはわかりきつたことであらう。

信用狀を發行せる時は其原本を發行銀行より直接海外に在る輸出商へ送付することもあるが極めて稀と謂ふべく、一旦輸入商へ交附し輸入商より輸出商へ發送の上取引を開始する運びとなる、同時に發行銀行は輸出地所在自行支店或は取引銀行へ宛て信用狀の寫を送附し取引が急を要するならば電信を以て通知する、信用狀開始の通知を受けた支店なり取引銀行は信用狀關係に於ける通知銀行として、直に輸出商へ信用狀の内容を詳細に通知しなければならぬ、然し通知銀行は

單に信用狀開始の通知をなす義務を有するのみにて信用狀そのものに對しては何等責任を負ふべき筋合にあらず従つて輸出商の振出す手形を買取るか否かは自由の立場に置かれてあるけれども手形の買取は有力なる賣買爲替資料となるべく發行銀行の信用に懸念なしとすればその買取を希望するのは當然である。『バークリースバンク』とか『ナショナルシティバンク』とか英米に於ける屈指の銀行ならば兎も角其他の有力銀行にしても餘り我國に名の知れぬものは果してどれ程の實力があるか一寸見當がつかないと同様日本に於て一流銀行たる存在を認められても外國商人には其實際の力量を測り兼ね假令有數銀行の發行せる信用狀でも満足しない場合を見受ける。この缺陷補足の意味を以て發行銀行以外の外國銀行をして保證の位置に立たたしめる種々の關係上通知銀行が保證する場合が多い即ち發行銀行が信用狀の責任を負ふ以外に尙通知銀行は『當行は本信用狀の確實を保證し上記記載の條件に遵ひ振出す手形は御呈示次第無相違引受可申候也』[we confirm and thereby undertake that drafts drawn and presented as above specified

shall be duly honoured.]なる意味の文言を信用狀に附記して手形の支拂を保證する。この形式の信用狀ならばよし發行銀行に萬一のことがあつても保證銀行が手形の解決に當り輸出商は二重保證の下に取引を營み得られて安全此上もない。如斯發行銀行並に通知銀行共に信用狀の責任を負擔するものを Confirmed Letter of credit と稱し然らざるものを Unconfirmed Letter of credit と呼んでゐる前者は信用狀中保證の効力に於て最も優秀なるものに屬することは敢て説明を俟つまでもあるまい。

商品賣買資金に對する金融の圓滑を圖るため銀行の信用を貸與し信用狀を發行するのだが發行銀行は輸入商に代り輸入商品代金の支拂を引受ける責任上擔保として附帶商品を徵求するは謂ふ迄もない。されば發行銀行は輸出商振出手形引受の第一條件として手形に船荷證券計算書保險證券等の書類添付を要求する船會社より商品を受取る爲めには船荷證券が絶対必要なれば其所有權を確實にする手段に外ならない萬一輸入商が手形決済不可能の際には輸入商品を處分

の上引受手形の支拂に充當することも考慮に入れてかからねばならぬ。この附屬書類付信用狀を Documentary Letter of credit 書類の附屬せざるものを Clean Letter of credit と稱する。

信用狀の期限は相手方が外國に在る關係上普通三ヶ月乃至六ヶ月とするのが最も多い、且つ一度手形を振出した後は其金額に對しては信用狀付の効力を失ひ、信用狀記載金額を使用し盡した時は更に再びこれを使用出來難い、故に連続的に取引を希望する商人にとつては銀行が長期間大額の信用狀を發行せぬ限り、信用狀盡了する毎に新に發行を依頼し何回にても繰返す必要がある。此不便を緩和する爲め相當長期に亘り信用狀の有効期間内ならば一定期間内、一定金額迄何回にても使用し得るやう定めた信用狀を Revolving Letter of credit となづける、長期と謂つても大抵一ヶ年位の期間を定め其後は更に期限延長の手續をとり、原信用狀繼續使用の方法を講ずるのが普通の取扱にて其内容は大體次の如く分れてゐる。

- 一、信用狀金額を手形金額として振出さしめ、手形が決済された場合更に同額の手形を振出さしむるもの。
 - 二、信用狀金額に達する迄は何回にても手形を振出さしめ、極度額に達せるものは手形が決済さるるに従ひ其金額だけ新に手形の振出を認むるもの。
 - 三、一定金額の手形を振出すことにより新に手形を發行し得るもの。
 - 四、一定期間毎に一定金額迄繰返し手形を振出し得るもの。
- (四)の場合には一定期間内の使用金額が制限金額に達せざる時其未使用額を次の期間に使用し得るものと然らざるものがある。

信用狀は發行銀行の信用を利用し資金の融通を受くるにあれば手形決済地を金融市場に最も便利なる地に定むべきは論を俟たない、發行銀行が倫敦、紐育等の世界金融市場にあるか或は通知銀行が同地に存在すれば、信用狀により輸出商の振出す手形名宛人を發行銀行若しくは通知銀行となすべきが一般の取扱である。如何に確實とびきりの信用狀により振出されたる手形でも決済銀行が割引市場にある銀行ならざれば、買取つた手形はむなしく期日迄死蔵するの餘儀なきに至り、萬

ニ資金の需要が起つてもおいそれとたやすく割引に附することは出来ぬ。反對に發行地の如何に拘らず決済地が倫敦紐育等ならば、信用狀振出手形は同地に於ける發行銀行の支店若くは取引銀行が引受をなし、銀行引受手形として何時でも必要に應じ低率なる割引歩合を以て割引に附し資金の調達を容易ならしむる特徴を具へてゐる。

今東京に在る輸入商が孟買よりある商品を磅貨にて買入れ輸入せんため甲銀行へ孟買輸出商宛信用狀の發行を依頼する、銀行は夫々手續の上信用狀を發行輸入商へ交附し同時に取引銀行たる孟買、ロイツ銀行へ信用狀の寫を送附する、ロイツ銀行は甲銀行の依頼に基き同地輸出商へ信用狀開始の案内を發し取引を開始せしむ。此場合、ロイツ銀行が手形買取銀行として特に指定されてゐるならば輸出商が信用狀によつて振出す手形は必ず自行に於て買取られるけれども、單に通知銀行に止まるならば輸出商は手形を自己取引銀行なる、バンク、オヴ、インデヤへ賣却するは自由であり必ずしも通知銀行たる、ロイツ銀行を経由する必要を認めぬ。

バンク、オヴ、インデヤは輸出商より買取つた手形を倫敦に於ける自行支店へ送附の上、手形決済銀行に指定された、バックレース、バンクの引受を徵し期日に至り手形金額の支拂を受けるか、又は期日前に磅貨資金の需要起らばいつでも銀行引受手形として割引に附し容易に資金を求め得られる。他方輸出商は手形を振出し商品を東京に於ける輸入商宛積出し、輸入商はこれを轉賣の上手形期日迄に其代金を甲銀行へ振込み手形決済に充當する、甲銀行は、バックレース、バンクへ對し爲替資金としての預金を有すればともかく、さもなければ手形期日前に必ず到着の豫定を以て手形資金を送金するか、或は爲替借り勘定によるか、何れにしても期日には手形の結末をつけなくてはならぬ、尙この關係を一層明瞭ならしむるため左に圖解を示しておく。

銀行ならば其行名へ呈示あり次第御引受け期日無相違御支拂可申候云々の意味が記載されてゐる前にも説明せる通り信用状の生命は實にこの一點に存するが故發行銀行の責任も亦重大なりと稱すべく、若し信用状の誤記不明瞭なる記載等に因り後日交渉を惹起するが如きことありては發行銀行の威信に關し鼎の輕重を問はるる次第につき念には念をいれ間違を仕出かさぬやう細心事にあたるを要す。

自行發行信用状により振出されたる手形の引受をなしたる時は其旨依頼人へ通知し、其代り金は手形期日の前營業日迄に受入れ一時假勘定を以て整理し期日に至り手形支拂に充當する、かうすれば手形代り金が他券にて入金されても確實に取立を了し期日決済に支障を來さぬ。尙何かの事情に因り必要と認めたらば引受と同時に引受手形金額に對し手形期日を支拂日、自行を受取人及支拂場所とする約束手形若くは自己振出引受爲替手形を依頼人より差入れしめ見返りとなす方法もある要は引受手形決済保全に對する豫備行爲と見做すべきものである。

る。

自行發行信用状に基き振出されたる手形の名宛人が依頼人即ち輸入商なる場合附帶貨物は當然引受渡しを原則とする、詳しく謂へば依頼人が手形の引受をなすと同時に銀行は附屬書類を引渡す、依頼人は引渡を受けたる船荷證券を船會社へ呈示し貨物を受取りこれを賣却の上手形決済資金に充當の段取となる。けれども手形の宛名が自行となつてゐるものは附帶貨物も自行の所有に係はり無條件を以て附屬書類の引渡は出來兼ねる、此場合には更に附帶貨物貸渡と謂ふ取扱が起つてくるが詳細は後章擔保物貸渡の項に説明を讓る。

Revocable Letter of credit 以外の信用状は利害關係當事者の承諾を得なければ條件の変更は不可能とするが、金額増加、有効期間並に船積期間の延長は信用状使用者及買取銀行にとつて有利となるがため發行銀行の一存にて承諾差支ない。若し信用状使用者が承諾せざるときは當初の條件通り實行し變更せる條件によらない許りでこれがため別に問題の起るべき理由を認めぬ、かつ信用状金額は必ず

しも全部使用すべき義務なくその必要なければ強て使用するには及ばない。右以外の條件變更は信用狀使用者の承諾を得て原信用狀に書込まざる限り、一旦使用者が其變更を承知しても自己に不利益となる場合は信用狀へ變更書を添付せず買取銀行へ呈示する、買取銀行は信用狀記載通りの條件さへ具備すれば手形を買取ることになつて變更の目的を達成し難い結果に陥つてしまふ。

條件變更の依頼を受けた場合は條件變更依頼書を差入れしめる、依頼書には普通『Modification Referred to above』即ち「上記の通り變更なる欄がありこれに變更すべき條件が記載され、此文言により電信又は書面を以て通知銀行へ條件變更通知を發するのであるが其手續は信用狀發行の場合と寧ろ異るところはない。

信用狀の取消を申出た時は曩に發行せる信用狀を回收し其未使用額を取消すべきものなるが、取消の手續が済んでも信用狀自體を回收しないならば事實上取消と謂ふことにならない、従て發行銀行に於ける内部整理は信用狀の回收をまつて夫々取扱ふべきものとする。

二 輸出商業信用狀

輸入商業信用狀は實際の效果より推して輸入商の金融を賄ふと同時に輸出商の融通をも圓滑に遂行せしむるけれども、輸出信用狀は前項にも述べた如く單に輸出商の資金調達の爲めに發行する變則的のもので、發行銀行は賣買商品代金支拂の保證に何等關係してゐない。つまり發行銀行は輸出商振出輸入商宛荷爲替手形を擔保に徴し、信用狀なる形式によつて自行の信用を輸出商に貸與し、輸出商品買入代金を容易に調達せしむるため發行するに過ぎない。例へば米國の棉花商が日本に於ける紡績會社へ棉花を賣込んだが會社は自己の資力と信用とをたのんで信用狀の發行を希望しない、他方棉花商は取引銀行手許資金の都合上荷爲替手形の取組に應じて貰へず、さればと謂つて信用狀付手形でないため、この銀行でもたやすく買取つては呉れぬ、そこで已を得ず取引銀行の信用を借りて信用狀を發行せしめ、これによつて手形を振出し市場に於て割引き所要資金調達の經

路を辿らねばならぬ。この信用状の形式は輸入商業信用状の場合と何等相違せるところなく、發行銀行は買取銀行の引受呈示に對し信用状記載條件に基き添付せる附屬書類を受取り、手形引受の上は棉花商より紡績會社宛手形を振出さしめ附屬書類を添付日本へ送附し代金の取立をなす、一方引受手形の期限は代金取立手形の代り金が發行銀行に到着する時機を見計ひ、引受後二ヶ月とか三ヶ月とかにきめてあるから期日には無相違決済することが出来る。結局發行銀行は唯自行の信用を貸與するに止まり輸出商は自己の資金を使用することなく取引を遂行し得る便宜がある、但し内容に於て輸入商業信用状と異なる點は輸入商の手形支拂に對し誰も保證と謂ふ核心にふれてゐない、よつて萬一取立手形が不渡となれる際輸出商は自己の資金を以て發行銀行へ信用状による振出手形償還義務を負はなくてはならぬ。

三 「クリーン」信用状

一體「クリーン」と謂ふ意味は裸と譯すべきで單に爲替手形のみ振出す場合に使用する信用状を指す、輸出商ならば商品を先に輸出し船積書類郵送後とか又はこれを手形に添付せず直送の場合とか、或は商品の輸出に關係なく手数料爲替資金決済尻その他債權取立の爲めにのみ役立つのである、従つて「クリーン」手形には何等擔保物件を伴はざれば他の商業信用状に比較しそれだけ危険の程度深く、銀行は一流取引先にして信用確實と認めざれば此種信用状の發行を承諾しない、恰も其實質は旅行信用状に似て非なるものと解すれば間違ひなからう。

四 買入指圖書

商業信用状は極端に信用を利用し直接關係者自ら資金を投ぜざるを原則とするが英米市場に於ける東洋向手形の如く、其地金利に比較し割高の利息を支拂ふべき利付爲替手形を買取れば明に利益勘定となるため、我國に於ては自行發行の信用状による手形は多くの場合自行勘定を以て買取結果を招き商業信用状と

しての原則に一致せざる矛盾を來す。即ち信用を貸與すべき作用が現金を支拂ふ行爲に變化し實質は略ぼ商業信用狀と同様なりとしても、發行銀行は自行を手形買取銀行に限定し買取資金は何れかの形式を以て通知銀行へ決済するを以て、假令通知銀行が保證せる場合にあつても一般商業信用狀の如く手形が決済せらるる迄責任を負はなくてすむ、この變態的信用狀を記入指圖書と稱し銀行本支店間にありては殊更商業信用狀を發行するまでもなくこの記入指圖書によつて充分その目的を達し得る、且英米東洋向利付手形にかぎらず若し採算上有利であるとか或は豊富なる資金運用とかの方便に基き、外國に於て所在地取引銀行をして發行銀行勘定により爲替を買取らしむる場合又は外國取引銀行が日本に於ける取引銀行を通じ自己資金を以て圓爲替を買取る場合も亦總て記入指圖書を發行する、現在我國に於ける各爲替銀行の使用せる様式には多少の相違はあるけれども大體左の五種類に限られてゐるやうである。

一、 A 1 Form Credit

これは發行銀行の都合によつて何時にても取消可能の *Revocable Credit* ならば指圖書の未段へ『豫め取消されざる限り何年何月何日迄有効』なる意味の但書があり手形は發行銀行を名宛人とする。

二、 A 2 Form Credit

Confirmed and Irrevocable Credit にて發行銀行のほか通知銀行が保證をなし且發行銀行任意に取消不可能のものなれば記入指圖書中最も優秀なるものとする。

三、 B 1 Form Credit

Revocable Credit たることは A 1 Form Credit と同様なれども此 Credit は買取銀行が輸出商より發行銀行宛 *Receipt* を發行せしめ代り金を支拂ひ發行銀行はその *Receipt* によつて更に輸入商宛の手形を作成の上引受をなさしむるため A 1 Form Credit とは内容を異にする。

四、 B 2 Form Credit

發行銀行が随意に取消出来なく Irrevocable Credit であつて Receipt によることは B 1 Form Credit 同様。

五. C Form Credit

一と二とは手形の宛名を發行銀行となし三と四は自行宛 Receipt により發行銀行が手形を作成する形式なれどもこの Credit により振出さるる手形は輸入商宛となるもので何等特別の條件を具備せぬ一般買入指圖書と謂ふべきもの。

以上五種類の買入指圖書は悉く其内容に多少の相違はあるが何れも冒頭に

Chargeable to account with you

Reimbursing yourselves by Drawing D. D. on our.....office

と明記しありて、手形買取資金は何れかの方法により買取銀行へ償還するものなれば自行資金を以て爲替を買取する事實は極めて明白である。

輸入手形買取の依頼を受けたるとき自行勘定を以て爲替を買取する場合に限り

五種類の内どれかに適合すべき買入指圖依頼證を差入れしめ指圖書を發行する場合一流取引先にして信用豊富些の懸念なしと認めれば無擔保取扱をなすが指圖書の性質に鑑み多くは有擔保の場合が多い。そこで輸出商が何故受取證によつて爲替を賣却するかと謂ふに、若し爲替手形を以てするならば手形不渡の實際還義務を負はねばならぬ關係上どこまでも自己の取引を確實にし萬一の損害を蒙らざらんことを期する爲めに外ならない。

買入指圖金額が買入地通貨ならば發行銀行は買取銀行によつて代拂ひされた其地通貨を償還し買取つた爲替は自行の賣爲替になるけれども買入地以外の通貨例へば San Francisco に於て圓貨利付手形を買取する場合本支店勘定若くは外國他店勘定により、圓貨其儘を爲替借り勘定に振替へ償還し得るものなれば兎も角然らざれば買入指圖書に適宜換算率を明記し其率によつて買取らしむるを要す。若し換算率を明示しない時は買取銀行の圓買爲替となり發行銀行の資金を以て買取る意義を含まざる結果に陥る、換算率を示すことは發行銀行より見て圓貨手

形を弗貨にて買取る形なれば弗賣爲替を營むに等しく、他方其 Cover としての買爲替率と見合はし引合ふ程度の爲替率にて買取らねばならぬ、此場合に於ける賣買爲替相場は桑港對日本爲替相場を目安とするは勿論とする。

買入指圖書の發行手續、一旦發行したる指圖書の期限延長又は金額増減等の條件變更、取消等に關する取扱方は略ぼ商業信用狀に於けると同様なれば茲には省略する。

第四章 輸出外國爲替

輸出外國爲替とは總て外國に於て取立つべき諸爲替の總稱であつて之を大別すれば買入輸出外國爲替及輸出代金取立爲替となる、前者の内には電信爲替、爲替手形、荷付爲替手形、利付爲替手形を含む、受取書、送金手形、小切手、預金證書、通帳、公社債券並に利札、株式配當金、領收證等自行の買入爲替に係はる總ての債權を含み、後者は自行の買入に屬せざる前記諸爲替を意味する。買入輸出爲替は邦貨を以て外貨を買入れこれを外國に於て取立て、輸出代金取立爲替は外貨取立濟の上これを買入れ邦貨を支拂ふ順序になるが結局共に銀行の買爲替となり、目的よりすれば取立てたる外貨を資金にあて賣爲替を營み賣買爲替相場の開き金利並に附帶利息收益を主眼とする取引に外ならぬ。

一 電信爲替

電信爲替は電信送金とは逆に銀行が外國に於て外貨資金を取戻す爲めに營むものであつて、外貨資金の需要又は賣爲替に對する *Cover* を目的に行ふ取引と稱してよい、且つ同業者、會社、輔取業者及投機筋を相手方とせる取引多數を占むる關係上金額概して少額なるもの尠く豫め爲替約定の取極めあるを普通とする、電信買爲替は外貨の買邦貨の賣、即ち邦貨を支拂ひ外貨を受取る取引なれば邦貨支拂日若くは其翌日中には必ず外貨を受取り得らる、これを資金關係より見れば邦貨を運用して外貨資金の需要を充せるものとも謂へやう。元來爲替約定の履行は當事者間に特別の約束なき以上期限到來月中いつでも買手に實行權あるを以て、賣爲替實行のため外貨支拂金に充當するか邦貨の遊資を外貨に振替へ運用するか、何れにしても外貨資金の必要が起らなければ強て實行せしむるには及ばず、買手は月末迄に受渡を完了すれば差支へない慣習である、但し手形に對する買爲替約

定は賣手たる商人に實行權あり。若し外國爲替賣買と謂ふものより電信爲替の賣買を引抜いて考へて見たらどうなるか、賣爲替にしても買爲替にしてもすべてが期限付(郵便日數も期限と見做す)と謂ふ條件に拘束せられ、豫定の時期に至らざれば外貨の受拂を履行し得ず至極ぎごちないものになつてしまふ。無論買入手形中優秀なるものは取立地に到着すれば引受を求め割引に附し容易に資金を求め得る便宜はあるけれども、これとて郵便日數だけは見込まねばならず、結局期限が長いか短いかの相違で速刻外貨資金の需要が起つても急場の間に合ひ兼ねる、然るに電信爲替にあつては前述の如く約定期限中ならば必要に應じいつたんどきでも邦貨資金に差支へない限り、爲替約定を實行せしめ自由に外貨資金を握ることが出来るから單に融通と謂ふ點より推しても實際都合此上もない。

大額電信賣爲替即ち電信送金にしろ、内外資金の調節を考慮に加へ電信買爲替及期限付買爲替を目安に取引を營む結果邦貨並に外貨資金の廻轉數を多からしむる長所を有す、この理由に徴し電信爲替の賣買は一方に片寄ることを避けさ

へすれば取引高多きに從ひ、資金調節上より見ても亦利益の源泉上より考へても有力且缺くべからざる取引なりとの結論に達する。

電信買爲替は取組むと同時に被仕向地にある本支店若くは取引銀行へ宛て受取方を電告する。被仕向銀行は案内によつて受取済の上其旨返電し即日報告書を發送せねばならぬ。取組銀行はまづ電告によつて取立日を記帳し置き後日到着の報告書により更に前の記入を確かめて置く。屢々説明せる如く、電信爲替は其性質上取組日若くは翌日中には必ず決済せらるべきものなれば假令一日にても入金が遅れてゐればそこに延滞利息の問題にからまれる。延滞利息は受取人の誤謬に出發せぬかぎり支拂人が不當利得返還の意味を以て受取人へ交付すべもきのなれども、延滞の事實を示し支拂を請求せざれば乍遺憾善意の支拂をなさざる機会が多い。故に取組銀行は受取済の電信に基き延滞の有無を知り、報告書の到着をまちその事實を確かめ、帳簿に記入の取組日並に受取日と突き合せ萬一延滞せる場合は直ちに正當なる権利を主張しなければならぬ。

二 クリーン輸出手形

クリーン輸出手形と謂ふのは手形に何等擔保貨物の附帶せぬものの總稱であつて、商品は既に輸出済となり後日手形のみを買取る場合も亦これに該當する。けれども銀行は此種手形を容易に買取らうとせぬ。なぜなら手形附帶貨物たる商品は既に發送後なれば恰も無擔保貸金を營むやうな形となり危険性を帯ぶることが唯一の理由である。

爲替手形(荷付を除く)送金手形、小切手、預金證書、特別當座預金通帳、公債利札、株式配當金並に領收證等は總て「クリーン」なれば或特種の場合を除き殆んど全部が參着拂を普通とする。爲替手形の内には旅行信用状によつて振出さるゝもの又は外國にある債權回收を目的とするもの等を含み、送金手形のなかにも一旦取組める送金を取組人が組戻す場合、取組銀行の買爲替相場が取組人に不利なる際他の爲替銀行へ賣却する機會も考へられる。小切手中には送金小切手、旅行小切手、當座

小切手があり、預金證書の内には定期預金、通知預金、雜預金及信託預金證書を含む、若し手形を振出さない場合は領收證によるべきで従つて此内には多種多様のものを包括する。

預金證書に期日のあるものは證書が取立地に到着しても期日がこななければ支拂はれず參着拂とはならぬ、自然其期日の長短により買爲替相場に手心を加へる必要がある。元來「クリーン」手形類は無擔保貸金同様買取つた手形類が満足に取立てられぬ際は損失を餘儀なくせらるゝ缺點あれば、その買取に就ては十二分の注意を拂ひ慎重事にあつて貰ひたい。

「クリーン」手形は買取の際一々差入證を徵求し取扱ふことになつてはるるが、實際問題として確實なる取引先より公社債利札、配當金領收證等比較的大額ならざる爲替を買取る際、一々規帳面に差入證をとることは仲々謂ふに謂はれぬ困難が伴ふ。無論その銀行の規則にきめられてゐればそれに遵ひ取扱ふべきには相違ないが、これを嚴重に勵行せしむるが是か非か、得意先の核心をつかんで喰ひ下る

ためには些細のことに氣をくばる必要あれば、果して規則通り嚴重にやるがよいかどうかは其衝にあたるものゝ頭腦の働き一つで、規則を生じて使ふか殺して用ふるかの分れ目ではなからうか、但し旅行小切手並に旅行信用狀に基き振出されたる手形は夫々支拂確保のものに付き差入證を徵するに及ばない。

三 輸出爲替手形

茲で輸出爲替手形と謂ふのは總て荷物付手形の意味即ち輸出商が海外の輸入商へ商品を賣却輸出し、其代金を回収する便法として輸入商を支拂人とせる爲替手形を振出しこれを銀行に買取つて貰う。買取つた銀行は手形を在外本支店若しくは取引銀行へ郵送の上支拂人の引受を徵し期日に至り代金を取立てる、手形には必ず附帶商品の内容を記載せる、インボキス、船會社の發行せる船荷證券及海上保險證券の添付を要す、特に米國向輸出商品に就いては關稅査定の爲め商品積出地米國領事の證明書付、インボキスの呈出を忘れてはならぬ、輸出商は自己振出爲

替手形と共に前記附屬書類正副二通を取引銀行へ呈示し手形買取を懇請する。銀行は附屬書類を厳密に精査し間違ひなしと認めれば、永續取引には輸出荷爲替約定書を徴したる上取引の都度別に商品の内容を詳記せる計算書を添付せしめ、然らざるものには買入の際輸出手形買取依頼書を差入しめて買取るのである。この場合輸出商は銀行が買取手形發送に充分間に合ふ程度に於て郵便メ切當日若くは前日位に手形を振出すのが道義的慣習なれども、往々メ切數日前に手形買取を希望する事實を見受ける、かくては發送日まで徒に手形死蔵の已むなきに至り金利の損失を免れざれば銀行は容易に取引を欲しない。依頼書の内容は手形不渡、海難、毀損其他一切の損害に對し振出人が全責任を負ひ、銀行は買取手形代り金補償に就て先取特権を確保せられてゐるが、然しどんなに完全無缺の約定書や依頼書などを徴求しても、取引先の信用薄弱ならば一片の紙屑にひとしく自然手形買取に先ち格段の注意を拂ふことが肝要である。假令附帶貨物が擔保となつてゐるにしても銀行が商品を一々検査する譯でもなく、又よし検査したところが品

質などは専門的に涉り到底明確に判斷を下せるものでない、結局手形添付の附屬書類に信を措くの外なく、それには取引先の撰擇が何より大切となつてくる。だが手形買取に方り取扱者が附帶貨物の品質、市價等の大體をすら知らず甚しきに至つては貨物の何ものたるやを解せず無意識に取扱ふ場合に逢遇するは洵に遺憾に堪えない、此點充分研究して相當の理解をもち萬遺漏なきを期せねばならぬ。荷物附手形には參着拂のものもあるけれども多くは參着後一ヶ月乃至四ヶ月と謂ふ期限付を普通とし其内でも六十日物又は九十日物が多數を占めてゐる、銀行が買取つた手形は支拂地に到着後期日到来をまち手形金額を取立て資金回収をはかる譯で、勢ひ其期間に對する利息の問題が起つてくる。割引手形ならば割引の際割引料をはつきり徴收し得るけれども、外國爲替にあつてはそうゆう計算が成りたらず爲替相場に利息を折込め買取ることになる。假りに手形買取當日の紐育向電信賣爲替相場が四十九弗四分の一參着後六十日拂の買爲替相場を五十弗とし年何程の利廻りになるかと謂ふに、元來手形を買取つた儘では利廻り計

算は素より取引自體が利益勘定になるか損失勘定になるか目安はつかない、結局之を賣埋めてこそ始めてそこに損益勘定を生じ利廻算出も可能となつてくる。その賣埋の對照物は電信送金、普通送金又は先物爲替約定何んでも結構、従つて利廻は買入手形金額支拂日より其代り金回收日迄の期間と爲替相場の開きを基礎として計算すべきものなるが、外國爲替に於ける轉賣買戻即ちCoverは此分はこれ、あの分はあれと個々に引離して賣買を見合はせ損益を算出すべきものでなく賣買總括的のものなると爲替種類の區別により爲替相場も亦これに應じそれぞれ異なるから、とどのつまりは總て電信賣爲替相場を基準として算出すれば正確なる利廻りを知ることが出来る。

そこで兩者の開きは四分の三即ち邦貨百圓につき米貨七十五仙となる、概念の項に述べた如く對米爲替相場の「ポイント」は一弗の八分の一なれば七十五仙は六「ポイント」(0.75÷0.125=6)に相當する、「ポイント」は爲替相場が法定平價百圓につき四十九弗八十四仙に近ければ邦貨約二十五錢と見做してよろしく六「ポイン

ト」は一圓五十錢に當る。手形は六十日拂郵便日數を二十五日と見込めば手形金額の紐育に於て入金せらるるのは買取日よりざつと八十五日先のことである、謂ひ換れば八十五日間百圓を貸付けて一圓五十錢の利息を收入せる結果になりこれを年利に引直せば六分四厘強 $\left(\frac{365}{365} \times 1.50\% = 6.44\%\right)$ の利廻りにあたる。そこで利廻り計算に於ける金利の標準となるものはなにかと謂ふに、外貨手形の買取は手形面外貨をある爲替相場を以て換算し邦貨を支拂ふことになり、表面より見れば自國金利を目標とすべきやうではあるが實際は外貨の異なるに従ひ大體各國金利を目安として採算せねばならぬ。前段説明せる如く手形買取利廻りを算出するには電信賣爲替相場を基礎とするけれども、單に相場だけを見合はしこれだけ儲る筈なれば年いかほどの利廻りになると稱してもこれは畢竟假定の計算に過ぎない、事實買取つた手形外貨を更に轉賣してみなければ完全に利益を收める譯にはまるらぬ。この事實を裏から見れば期日入金となるべき手形金額を目當にその運用並に手形買取資金の回收と謂ふことを意味する、其手段として手形金

額と同額の電信爲替を賣れば總ては解決され、残るものはこの賣渡による外貨を
買入手形入金日迄貸付けたと同じ結果を招き、邦貨の關係は全然除外して考ふべ
きで自然利廻採算は自國の金利によらなくとも充分算盤がとれる。但し金融狀
態の如何により全然自國に於ける金利を無視出來ぬ場合もあり、また外貨資金に
餘裕がなければ借入金をして賄ひ其利息を支拂つても尙利益勘定となるやう採
算を立てるのは言を俟たない。

買入手形が優良なるものか或は信用狀付ならば引受を徴し直に再割可能とな
り、資金の固定を見ず回轉數を多からしむるが故利廻りが低下しても充分引合ふ
而も英米市場割引率は其公定利率に比し遙に低歩なるを常とする關係上、爲替相
場は他行より幾分勉強率を提供しても買取手形を割引に附すれば手形期日迄運
用するのにくらべて、實際の利廻りは反つて向上する場合が多い、従つて銀行は割
引に附せられないやうな手形の買取を欲しないことになつてくる。

左に買入手形に對する利廻り計算を各場合毎に區別し實例を擧げて説明して

みやう。

諸條件

- 一、紐育向電信賣爲替相場 百圓に付 四十九弗八分の三
- 一、同九十日拂買爲替相場 百圓に付 五十弗八分の三
- 一、同九十日拂信用狀付買爲替相場 百圓に付 五十弗四分の一
- 一、紐育準備銀行公定利率 年 三分
- 一、紐育市場割引歩合 信用狀付年 二分四分の一
- 一、郵便日數 二十五日

(イ) 買入手形を期日迄所持する場合、

$$\text{利廻} = \frac{365 \text{日} \left\{ 25 \frac{503}{4} - \frac{493}{8} \right\}}{90 \text{日} + 25 \text{日}} = 64.347$$

(ロ) 信用狀付買入手形を期日迄所持する場合、

$$\text{利廻} = \frac{365 \text{日} \left\{ 25 \frac{501}{4} - \frac{493}{8} \right\}}{90 \text{日} + 25 \text{日}} = 54.554$$

(ハ)信用狀付手形を引受と同時に割引に附せる場合。

$$\text{利圖} \quad \frac{365 \left\{ 25 \left(\frac{50 \frac{1}{4} - 49 \frac{3}{8}}{1/8} \right) - \frac{90 \text{日} \times 2 \frac{1}{4}}{360} \right\}}{25 \text{日}} = 1.75$$

※米國ニテソノ一年ヲ三四六十日トシテ計算ス

(イ)の場合は既に類似のものに就き充分説明を加へてあるから更に解説するまでもあるまい(ロ)の信用狀付手形は買入手形の内最も優良なるものなれば爲替相場も(イ)に比較し八分の一方銀行に不利となりそれだけ利廻りの低下はやむを得ない(ハ)の場合は信用狀手形を買取り引受銀行の引受を徴し銀行引受手形として割引に附せるものにて、割引率は公定利率より四分の三方低歩なるため極めて有利の採算となる。且手形期限は全然消滅し單に郵便日數のみに對する利廻りをみれば足り前二者に比し著しく好率に變つてくる、而も割引によつて得たる外貨資金を引當に賣爲替を營み短期間に手形買入邦貨資金の回收を圖り更にこれを繰返し折返し運用すれば資金の回轉數を多からしむる特色あり。この經路を無

難に續行し得るならばさまで巨額の資金を擁せずともやり方によつては多々益々取引額を大ならしめ収益も亦これに正比例するに至るべく、信用狀の偉力と低金利善用の實績とは兩々相俟ち爲替資金の決済を圓滑ならしむるに重大の役割を演じてゐる。

信用狀付輸出手形は買取銀行のふところ勘定に屬し指圖書付輸出手形は發行銀行勘定を以て買取ものなれば手形決済に對する觀念に著しいへだたりを生ずる、假令信用狀付手形にしても利害關係者が同時に倒産でもすれば買取銀行は手形決済の方法に窮し次第によつては全然損失に歸するやもはかり難い、よし幸ひ擔保品たる附帶貨物を受取り處分の上手形金額補償の途を講じ得られたとしても、これに關聯せる諸費用商品の値下り毀損其他の損失を差引けば果して買入資金填補に足るや否や頗る疑問とせざるを得ない。かかる極端なる場合は一種の理論のみに終はり實際に徴しありうべからざることには相違なからうが、絶對的とは中されぬ以上買取銀行は手形決済の終局迄安心なり難きことを打消す餘

地に乏しい。然るに買入指圖書に據り買入れたる手形は發行銀行の勘定を以て買取るものなれば其資金は買入と同時に發行銀行の基金中より差引くなり或は其都度償還を受くるなりして決済するが爲め、自行勘定買入の場合に比し危険の程度は問題とするに足らない、その代り爲替賣買に因る利益は發行銀行の獨占するところとなり買取銀行は買入高に對し所定の手數料を收め得るに過ぎぬ。

附帶貨物を受取るには手形附屬書類中の船荷證券と引換へなれば其引渡方法に自ら區別を生ずる、手形引受と同時に引渡すものを引受渡 (Documents against acceptance 又く D/A) 手形支拂済の上引渡すものを支拂渡 (Documents against payment 又く D/P) と稱し、信用狀及買入指圖書には必ず其方法を指定してあるが、信用狀又は買入指圖書なきものに對しては輸出商及輸入商の信用程度に鑑み買取銀行の意志により決定するものである。D/A なれば手形の引受と同時に擔保品たる商品を引き渡すことになり結局無擔保貸金と何等撰むところなく、手形關係人の信用豊富なる場合にのみ許さるべきものとする、信用狀付のものは其性質上總て D/A 取扱を原則とするが買入指圖書によるものの中には D/P 渡のものも決して尠くない。

買入輸出爲替の内、金額少なるものを除き其大部分は豫め爲替約定の取極めがある、爲替約定は爲替の買取を前提として約束するものなれば相手方は約定の期限内迄には手形を振出し買取つて貰う、此場合取扱者は爲替約定と謂ふものに捉はれて取扱上の注意を等閑に附する傾向があつてはならぬ。既に爲替約定の取極めがあれば如何なる爲替でも買取の意味ではなく正當なる爲替を買取る爲めに豫め其爲替率の取極めがしてあると謂ふに過ぎない、従つて擔保貨物たる商品其他に缺點ありと認めれば更正せしむるか拒絶するか何れにしても因つて起るべき損害を未然に防ぐ用意が肝要である、若し爲替約定あるが爲め買取上の諸注意事項をいい加減に放任せるならば後日に至り由々敷大事を惹起せぬとも限るまい、此點取扱者は充分考慮に加へ何等滯滞を來さざるやう心懸けて貰ひたい。

總ての買入手續を経、愈々手形を買取つた上は手形決済地に在る海外本支店若

くは取引銀行へ取立依頼のため送附する手形が荷物と同時に到着の條件ならば附帯貨物積込船により發送を便宜となすが然らざるものは到着日の最も早い便によつて送達狀を添付し取立店へ郵送すべきである(手形並に附屬書類の副本は次便により發送)。手形到着の上は支拂人の引受を徴し同時に手形期日の決定をみるべく一日でも早く到着すればそれだけ期日が短縮され買取銀行に有利となる譯なれば船便又は鐵道便とか郵便メ切時日とか謂ふ細い點にまで留意する必要がある。

手形を發送しても取立地に到着せるや否やは取立店より受取済の通知がなければ判然せず、貴重なる手形の到着を未確定の儘に放置することは何んとなく不安に堪えない、よつて手形發送の際手形送達狀と共に受取書を添へ取立店に到着の上は引受を徴し受取書へ期日を記入これを返送せしむ。買取銀行はこの受取書によつて手形の到着を確かめるのみならず同時に期日がはつきりわかり何月何日には何程の入金あるかを突き止め得られる。若し手形を割引に附するものな

らば送達狀へ「割引依頼」と記載して置けば取立店は申出通り取計ひ割引金額を依頼銀行勘定へ入金の上其旨通知する。

取立店より手形の引受拒絶又は支拂拒絶の通知を受けた場合は直に依頼人をして決済せしむ、この場合さきを買取つた手形面外貨換算邦貨をそのまま受入れても送金組戻の経緯と同じ理由に因り意味をなさず、手形外貨を更に受入當日の電信賣爲替相場を以て換算せる邦貨の戻入をうけねばならぬ。若し手形金額が取組地通貨なれば買取の際爲替相場場の作用をうけず單に邦貨の支拂にとどまる爲め、手形金額償還の外に貸付金同様手形買入日より入金日迄利息徴収を要す(利付輸出爲替手形の項参照)且つ手形不渡並に附帯貨物に關聯せる諸費用及手形金額返還に對する延滞利息も亦當然依頼人の負擔に屬する、更に手形金額利息及附帯費用の支拂が滞るか又は支拂能力なきときは買取銀行自ら擔保品たる附帯貨物を適宜處分の上、其支拂に充當し不足金は依頼人より追徴すべき順序となつてくる。

四 利付輸出爲替手形

輸出爲替手形は總て外貨建を原則となし銀行は手形の條件に應じ金利其他の諸費用をこめた爲替相場を以て買取り豫め手形期限に對する利息先取の方法によるが、若し手形金額を取組地通貨にて表示するとせば買取銀行は手形金額其儘を支拂ふだけで何等爲替上の利益をもたらず、勢ひ手形期限に對し相當利息徵求の必要あれば輸出爲替手形は利付輸出手形と形式をかへてくる。例へば大阪A銀行が上海向圓貨輸出爲替手形を買取るとせば或る期間貸付金を營むと同様買入當日より手形が入金となり其代り金を買取銀行に到着するまでの日數に應じ利息を貰はなければ引合はぬ。元來手形の期限を六十日とか又は九十日とかにきめるのは輸出商の都合でなく、輸入商が輸入品の加工、賣却時期等を考慮に加へ決定するものにつき、手形が何時支拂はれても輸出商には關係を及さず手形金額即ち商品代金全額を受取さへすれば文句はない。然し期日前に支拂ふから以

後期日迄の利息を負擔せよと謂つても輸出商は承知する筈がない、このいきさつのみを徴しても手形附帶利息は當然輸入商の負擔に屬すべき筋合で議論の餘地はあるまい。

貸付金の場合には貸出の際利息前取りを常態とすれども利付爲替手形にあつては前述の如く、手形振出人が利息を負擔するものにあらず手形支拂人をして支拂はしむるがため利息も手形決済と同時にたるべく、利率は取組地通貨たる以上其地金利を標準とし一般市場利率に比し幾分低歩たるを免れぬ。假りに日本に於ける金利が七分なるとき上海向六分利付手形を買へば明に一分の低利であるけれども、上海に於て手形決済の際には其地通貨を以て拂込まれ圓賣爲替の作用を受ける。賣買爲替相場の開きは此頃のやうに銀價崩落時代には二分の一兩以上を普通とし場合によつては一兩以上に及ぶことさへあり、爲替相場が百圓につき百五十兩とすれば二分の一兩は邦貨約三十四錢、四分の三兩は約五十錢、一兩は約六十七錢に當る、今手形期限六十日郵便日數七日とし爲替益に對する利廻りを見る

に。

(イ)爲替相場の開き二分の一兩の場合。

$$\text{利差} \frac{365 \text{日} \times 34 \text{厘}}{60 \text{日} + 7 \text{日}} = 0.1 \text{分} 8 \text{厘}$$

(ロ)爲替相場の開き四分の三兩の場合。

$$\text{利差} \frac{365 \text{日} \times 50 \text{厘}}{60 \text{日} + 7 \text{日}} = 0.2 \text{分} 7 \text{厘}$$

(ハ)爲替相場の開き一兩の場合。

$$\text{利差} \frac{365 \text{日} \times 67 \text{厘}}{60 \text{日} + 7 \text{日}} = 0.3 \text{分} 6 \text{厘}$$

即ち爲替相場の開きが二分の一兩ならば年利一分八厘、四分の三兩は二分七厘、若し一兩の開きあるときは三分六厘の好利廻りを示す、要するに買取銀行の利得は六分の利息のみに過ぎないがこれに爲替益を加へれば最低二分の一兩の開きでさへ七分八厘にはまはる、これが本支店の間柄ならば大局の採算に鑑み附帯利息は多少不利にしたところが爲替賣買による利益を見込み得る爲め高所より見てこの種取扱の増加は収益累進の源泉たることを力説してやまない。

この取扱はなにも上海向圓貨手形に限つたものでなく歐米、印度、南洋等を支拂地となす圓貨手形にあつても同様の結論には達するが利率並に爲替益を基礎としての利廻採算はいづれも一樣と謂ふことは出来難い、唯圓貨は支拂地より見れば外貨なるを以て手形決済の際日本向爲替相場の作用をうけ、これを買爲替相場と見合すれば何分かの開きある筈なれば多少の爲替益を見込んで差支へない。

五 輸出代金取立爲替

輸出商が海外の輸入商へ商品賣却の都度、信用状若くは指圖書付ならば無論銀行が爲替を買取つてくれる、又そうでなくとも自己振出手形を隨時買取つて貰へれば商品代金の回収迅速となり資金運用上至極好都合と謂ふべきだが、若し輸出商並に輸入商の信用状態薄弱の爲めとか擔保となるべき輸出商品の市價不明又は變動常なきものとか或は毀損、變質し易きもの等々其他の事由に因り、銀行が手形を買取つて呉れなければ輸入商よりの送金をまつか銀行へ手形金額の取立を

依頼するか之二途しかあるまい。送金を受けると謂ふことは輸出商の手許へ到着するまでに色々の故障が横つてゐるから、勢ひ輸入商宛の手形を振出し取立依頼の安全なるに如くはない。この場合荷物付手形ならば附屬書類の添付を必要とし自然其引渡方法にも買入輸出爲替同様引受渡し若くは支拂渡しの區別を生ずる。

銀行は依頼人より代金取立依頼書なるものを差入れしめ手形は支拂地に於ける本支店又は取引銀行へ送附し支拂人の引受を求め期日に至り代金を取立てる。附帶貨物の引渡は D/A, D/P ともに依頼人の指圖通り代行するのみにて銀行はこれに對し何等の権能を有せず、従つて何かの行違により假令手形が取立不能に終つても銀行は責任を負ふべき筋合のものでない。取立銀行より入金済の通知あり次第外貨手形の場合は報告到着日の參着買爲替相場を以て、豫め爲替約定取極めあるときはその爲替率を以て換算せる邦貨代り金を支拂ふ、若し手形が不渡となり拒却さるれば其儘依頼人へ返戻する。然し取立地が遠い海外なれば輸入商

の破約又は商品の品質相違、毀損等に因る不渡減額の際、種々面倒な引つ懸りを生じその照會に要する手数のみにても、中々容易の業でなく、筋のよく解つた取引先の依頼に限つて取扱はないと後日に禍根を残すやうなはめに陥る。

代金取立は必しも荷付手形に限らず貸金、賣掛代金其他債權取立の便宜上振出されたる手形單獨の場合もあり、公社債の償還利札、配當金領收書、當座小切手、諸預金の拂戻並に送金手形等も亦當然この圈内に入るべきものである。取立金額が邦貨(仕向地通貨)の場合は取立地に於ける銀行賣爲替が起り仕向銀行及依頼人は爲替相場に無關心だが、外貨建のものは取立濟報告書到着當日の參着買爲替相場で換算せる代り金邦貨を支拂ふことになりまへとは反對に仕向銀行の買爲替になる。もともと代金取立は其性質上取立依頼日より代金入手までに相當時日を要し、豫め爲替約定の取極めをなさず Current Rate を以て仕切るならば依頼人は其期間爲替相場變動の危険を甘受せねばならぬ。

荷付手形の取立依頼書は手形の内容、附屬書類の種類、通數引渡方法、不渡りの場

合拒絶證書作成の要否、不渡又は引受拒絶の際取立地より電信若くは郵便通知荷物の處分方法、支拂延期、延滞利息割合等詳細記載せしむるを要す、但し手形不渡に因り附帯荷物の處分方を銀行が引受ける段になると唯徒に繁雜なる手數のみを煩はし、場合によつては責任問題まで引起さぬとも限らぬ故に依頼人をして勝手に處分せしめ、銀行はこれにふれない方が賢明のやりかたとする。

取立爲替が仕向銀行の買爲替となるものは無手数料たるを原則とするけれども、取立代金少額の場合は銀行の爲替益も極く僅少なれば別に何分かの手数料を徴収する、反對に取組地通貨を以て表示されたる取立爲替は仕向銀行の買爲替とならず爲替益皆無につきある程度の手數料を申受けなくては引合はぬ、然し仕向銀行と被仕向銀行とが本支店關係にあるならば取組地通貨は被仕向地の賣爲替を構成し賣買爲替の資料たるを以て強て手数料を負擔せしむるに及ぶまい。

取立爲替は代金が取立銀行へ入金されその通知を受けたる上支拂はるるものなれば恰も逆爲替を取組める場合と同様に考へてよろしい、若し電信通知ならば

取立代金入金即日又は翌日中には支拂を受け依頼人は金利の損失を蒙らないが、郵便通知の時は郵便日數だけ支拂がおくれ其期間に對する金利の損失を免れぬ、これを裏から見れば仕向銀行は取立地に於ける手形入金日より支拂を了する迄の間、無利息預金を取扱つたと同様の結果を生じそれだけでも銀行にとつて有利たるは辭まれない。

取立爲替は爲替の原則より考へ爲替金額が取立地に於て入金済となれる確報を俟ち始めて仕向地に於て代り金を支拂ふがため、丁度電信送金の場合とは反對に外貨を受取つて其代り金邦貨を拂渡す形になつてくる故に電信通知にしろ郵便通知にしろ豫め爲替約定の取極めがなければ當然支拂日の電信買爲替相場を以て換算せる邦貨を支拂ふべきである。けれども此取扱に就てはいろいろの手續を要し且依頼人より徴収する取立手数料以上に相當費用の支出を餘儀なくせらるる場合もあり、それ等代償の意味を含ませ銀行に有利となるやう參着買爲替相場を以て買取るに過ぎない。従つて若し取立爲替が相當纏つた大額なるとき

は豫めそうゆう約束のない限り依頼人から苦情を申出るやも計られぬ、この理由に因り代金取立手形受取證には「上記手形取立済報告受取次第當日の取立地向參着買爲替相場を以て換算の上手敷料並に特に要したる立替諸費用差引御支拂可申候」なる意味の文言を記載し、後日に及んでかれこれ行違の生ぜざるやう釘をさして置く。

第五章 輸入外國爲替

輸入爲替の内には買入輸入爲替手形利付輸入爲替手形並に輸入代金取立爲替を含む、外國に於ける銀行が自己勘定を以て買取つた爲替は輸出爲替として取立の爲め海外へ仕向くる結果、取立地より見て廣い意味の輸入爲替とは稱し得れども、外國爲替の本質上買入輸入爲替には屬せず輸入代金取立爲替を以て整理すべきものである。けれども自行勘定を以て外國に於て買入れたる爲替は荷付爲替手形と利付爲替手形とを問はず買取つた爲替を輸入するものなれば純然たる買入輸入爲替にあてはまりその買取には買入指圖書の發行を必要とする。だから大づかみに輸出爲替と稱し輸入爲替と謂ふのは爲替の輸出地若くは輸入地より見たる一種の通俗的呼稱に過ぎない。

以下輸入外國爲替として説明するのは買入輸入爲替手形利付輸入爲替手形並

に輸入代金取立手形の三種とする。

一 買入輸入爲替手形

日本への輸入手形

在外本支店或は取引銀行勘定買入輸出手形は決済地よりすれば輸入手形には相違ないが、其實質に徴し單に手形代金の取立を代行するのみにて取立銀行自身のおふところ勘定にはふれてこない、此關係から推して嚴格なる意味に於ける買入輸入手形に該當せぬ。反對に外國に於て自行勘定により買入れたる手形は外國より手形の輸入を目的とするものなれば、手形金額が外貨と邦貨なるとに拘らず買入輸入手形として取扱ふべきである。元來自行勘定なるが爲め買入指圖書を發行の上手形買取を依頼せねばならず、自然買入資金は手形買入と同時に買取銀行へ償還の必要あり、他方買入れた手形は到着後期日に至らざれば入金の一運とならず結局指圖書銀行は商品代金の代拂をなせるに等しく、當然手形買入日より決済日迄の期間代拂金に對する利息を徴收せざれば引合はぬ、この理由によつて買入

輸入手形の大部分は利付輸入手形と變化しある特殊の場合を除き純然たる買入輸入手形の取扱はまれとする。例へば内地銀行が孟買にある自行支店又は取引銀行を通じ印棉手形を買取る場合が丁度これに該當する、もともと自行勘定を以て買取るのであるから買入資金は借入金に俟つか又は送金せねばならぬ借入金によることは借入極度や金利の關係上巨額の資金を賙へる筈なく、勢ひ賣買爲替によつて資金の充實を圖る手段に出づる。磅貨や弗貨ならば爲替の出合が比較的容易なれども留比貨の如きは隨處に出合を求むること極めて困難である、無論船會社の留比貨受取勘定などは好箇の出合に相違ないが、いつでも何十萬何百萬と謂ふ大きな金額がある譯ではなし、又綿糸布等の輸出代金回収なども一應は考へられるが種々の事情に捉はれ思ふやうにならない、結局最も出合の多い倫敦に於て留比を買ふか又は孟買に於て磅を賣るか何れにしても磅を賣却の上留比資金に充當する。由來印棉手形は圓貨手形なれば留比を賣つて圓を買取ることになり、そのCoverは内地市場若くは上海其他の海外市場に於て磅買圓賣を營み資金

の調節を圖る、これを横から見ると豊富なる圓資金を巧に利用し手形を買取る形と毫も異なるまい、買取つた手形は内地へ輸入し期日入金を受け圓資金返済に引當てる、この爲替關係により印棉手形買取のため二重に賣買爲替を營み、結局手形買入に對する利廻はこれ等の爲替賣買損益を考慮に加へてみなければはつきりした最後の採算は成立たぬ、此のほか爪哇に於ける砂糖手形並に米國より輸入する米棉手形、小麥手形の如きも亦買入輸入手形の範圍に入るべきものである。輸入手形買入の眼目とするところはこれに基いて賣買爲替を行ひ賣買益を收得するにあれば、前述の如く實際爲替を賣買してみなければ何程の利廻はりにあたるか、輕々しく豫斷を許さない、従つて餘程確實なる採算可能の外は一寸手を出し兼ね、自然利益率のよりたしかかな利付輸入手形に向つて食指を動かし、なるべく買入輸入手形の取扱を敬遠すると謂ふ結論に達する。

輸入荷爲替買取方の依頼を受けたときは依頼人より輸入荷爲替約定書を差入れしめ別に買取の都度荷爲替買取依頼書を徴し、其記載條項により在外本支店若くは取引銀行宛電信又は郵便を以て買入指圖書を發行送附する。

買入輸入爲替は買入指圖書を發行の上買取らしむるものなれば指圖書の種類によつては爲替が受取證の場合もあり、また自行宛爲替手形の形式によることもある、然しこれ等自體にては直接償還を受け得られぬため更に依頼人宛爲替手形を振出し期限付のものに對しては引受を徵求せねばならぬ。

二 利付輸入爲替手形

利付輸出爲替手形の項に説明せるが如く手形が取組地通貨を以て取組まれた場合、手形金額及其期限に應じ利息徴收の已むべからざるは明白なれば更に解説を加へるまでもあるまい、要するに自己勘定を以て買入れ外國に於て取立てるものを利付輸出爲替手形と謂ひ、買入指圖書を發行し外國にて買入れ自國に於て取立てるものを利付輸入爲替手形と稱す。

水は高きより低きへ流れるが金利は低きより高きへ流るるを原則とする以上、

金利の高い國にありては金利の低い國に於ける資金を活用し利付手形を買取りこれを輸入すれば極めて確實有利の放資物たるに相違ない、現在英米に於ける東洋向利付手形は英國六分半、米國六分であるのに同地市場金利は共に三分の低率を示せるが此著しい利鞘は我爲替銀行にとりてすばらしい好餌たらざるを得ぬ。利付輸出手形ならば附帶利息は取立銀行の収入とはならず單に手形決済の際手形金額及利息金額附帶利息は手形金額を基礎として計算が賣爲替の作用を受くるに止まるけれども、自己資金を以て買取る場合は爲替益の外附帶利息をも併せ收め得られ絶好なる収益の源泉を形成する。米國手形に例をとれば附帶利率六分、手形期限九十日、爲替益を假りに「ポイント」と見做すときは年利六分七厘九毛

$$\left(64 + \frac{365 \text{日} \times 25 \text{厘}}{90 \text{日} + 25 \text{日}} = 64.79\right)$$

に當り、半「ポイント」ならば六分三厘九毛

$$\left(64 + \frac{365 \text{日} \times 12 \text{厘}}{90 \text{日} + 25 \text{日}} = 64.39\right)$$

に廻る。若し自己資金を使用せず英米にて低利資金を借入るれば借入利息と手形附帶利息との利鞘並に爲替益を完全に收め得られ、採算上瞭に有利なるためこの種手形の買取は巨額にのぼるべき筈である。英國よりの利付手形附帶商品

は主として機械、雜貨、毛織物等米國よりは雜貨、藥品、棉花、木材、鐵類、小麥等にて輸入年額は茲に正確なる數字を掲げ得られぬを遺憾とするが相當多額に達すべく中々輕々に見られない利付輸入手形買入に關する取扱手續は輸入買入手形の場合に於けると全く同様なればここには省略して置く。

三 輸入代金取立爲替

輸出代金取立爲替は單純なる代金取立に過ぎざれども輸入代金取立爲替の内には仕向地より見たる買入輸出爲替及利付輸出手形をふくみ其取扱は稍複雑たらざるを得ない、我國へ仕向けらるる買入輸出爲替は殆んど圓貨手形なるを以て單に爲替代金を取立つるのみにて賣買爲替には關係を及ぼさぬ、反對に利付輸出手形は外貨表示のもの多數を占むればその大部分は取立銀行の賣爲替作用をうける。

輸入取立爲替も亦買入輸入爲替、利付輸入手形同様期限付のものは手形到着後

直に支拂人に呈示し引受を求むることが肝要である、參着拂ならば到着と同時に爲替の決済を受け別に引受の問題は起らないけれども、參着後六十日とか又は九十日とか謂ふ期限付のものになると引受日より起算し期日を定むる關係あれば可及的速に手形の呈示引受を忘れてはならぬ。利付手形は暫く措き其他は引受日が遅るれば支拂期日も延び、支拂日の遅延は銀行にとつてそれだけ金利の損失を餘儀なくせられる、又手形支拂人がその呈示を受けても何かの都合により直に引受を實行しないか或は支拂人が取立銀行所在地以外に住居する場合は實際の引受日に遅延を來し不都合を生ずべくこの豫防として、手形引受欄に引受日を記入し「同日附を以て御引受相成度」云々の附箋をなし手形期日には影響せぬ手段を講ずる必要がある。手形が引受済となれば手形と共に送附せられたる受取書へ手形期日を記入し仕向銀行へ返送する、若し割引依頼付のものならば夫々手續の上先方勘定へ入金其旨報告するを要す。

荷物附手形には必ず D/A とか D/P とか手形附屬書類の引渡方法が指定され

D/A ならば手形引受と同時に附屬書類を引受人へ交付し、D/P ならば手形決済とひきかへに引渡す相違のあることは輸出爲替の項に述べた通りである。附屬書類引渡方法は取組銀行の指圖と解釋すべく取立銀行がこれを勝手に變更することとは許されぬ、D/P なる場合手形決済前附帶書類を引渡せば無擔保貸金同様、萬一の際取組銀行は因つて生ずる損害をうけ自然指圖を無視せる取立銀行へ其全責任を轉嫁することになる。乍然信用充實せる餘儀なき得意先に對しては其懇請により、取立銀行の一存にて D/P 手形の附屬書類を手形支拂前に貸渡すこともあり得るけれども、若し手形が不渡の場合は手形支拂人に代り取組銀行へ手形金額の代償を要するため取立銀行は更に支拂承諾勘定を以て整理せねばならぬ。

第六章 擔保荷物貸渡並に荷物引取保證

荷付手形にはすべて附屬書類の添付を必要とし荷物を船會社より受取るためには船荷證券と引換を要する、附屬書類引渡方法がD/Aならば輸入商は手形引受と同時に船荷證券の交付を受け、船會社より荷物を引取りこれを賣却の上その代金を以て手形決済資金に充當し得れども、D/Pの場合には手形を決済するにあらざれば荷物をうけとり得ず、どうしても商品賣却前手形決済資金の工面を餘儀なくせられる、商品が手許になれば勢ひ商談も圓滑に運び兼ね自然いろいろの不利を忍ばねばならぬ、けれども若し手形決済前に荷物の貸渡を受け得らるれば萬事が洵に好都合に展開されてゆくに相違ない。

輸入荷爲替擔保荷物貸渡と謂つても場合の異なるに従ひ取扱方も相違するが大體左記の何れかに該當するものと見ればよい。

(イ)本支店仕向買入荷爲替にして支拂渡の場合。

自行本支店買入輸出荷爲替の内支拂渡のものは輸入地に於ける取立店が手形の決済せらるる迄擔保として保管すべき荷物を、便宜手形支拂人の責任を以て銀行に代り保管すると謂ふ形式の下に、荷受人より擔保荷物保管證 (Trust Receipt) を徴し取立銀行の責任を以て手形附帶荷物を貸渡す場合がある。然し無擔保にて貸渡す位ならば本來手形買入の際D/A渡しとなすべき筈と一應は考へられるけれども、輸出地並に輸入地より見た手形關係人の信用程度見込如何によつては一概にそう許りとも謂ひきれぬ、結局取立店の裁量により手形決済前でも貸渡差支なしと認めれば、荷受人の信用に鑑み無擔保なり擔保をとるなり若くは銀行業者の保證を徴し取扱ふことになる。又輸入商が商品賣却の都合によつて荷物全部の貸渡を受けても一時に消化困難ならば一部分宛貸渡を受け、これを賣却の上其都度手形内入金に充當する、一部入金は整理の便宜上手形の一部決済をなさず單に内入金として取扱ひ、手形期日に至り全部の入金をまち夫々振替結末を了すべ

きである、但し一部入金に對しては其時々の協議により預金利率を超えない範囲を以て利息を附するは謂ふまでもない。

(ロ)取引銀行仕向買入荷爲替にして支拂渡の場合。

外國取引銀行より取立を依頼された荷爲替の附帶荷物引渡方は指圖通り嚴格に取扱ふべきを勿論とすれども、手形支拂人が自行の取引先であり且信用確實にて特別の關係ある先柄例へば三井、三菱、住友各銀行と其關係諸會社の如き場合ならば其懇請によつては手形支拂前擔保荷物を貸渡すことがないでもない。此場合は取立銀行の一存により勝手に依頼銀行の指圖を無視して取扱ふもので、其半面に於ては手形支拂に對する保證の位置に立つことになり、擔保荷物貸渡の外更に支拂承諾勘定を以て整理する關係上 Trust Receipt の外に一札差入れしむれば尙結構である。

(ハ)自行の買入輸入荷爲替にして支拂渡の場合。

買入輸入爲替は買入指圖書を發行し手形を買取るものなれば信用狀付手形同

様 D/A 渡を普通とすべき様考へられるけれども、自行資金を以て手形を買取るための便宜手段として買入指圖書を發行したまでで、信用狀に於ける場合と自ら其内容實質を異にするは勿論、附帶荷物は買取銀行が代拂せる手形金額の擔保として徵求せるものにつき大體 D/P 渡を普通とし、依頼人の如何によつて D/A 扱を許す場合もある、若し D/P 扱ならば更に手形支拂前擔保荷物貸渡と謂ふことに觸れてくるがその取扱方に至つては (イ)と同様 Trust Receipt によるべきである。

(ニ)前三項の荷爲替にして引受渡の場合。

D/A の場合は手形支拂人が手形引受と同時に銀行より附屬書類の交付をうけ船會社より荷物を受取り得るが、(一)附帶荷物が到着しても附屬書類未着の時、(二)手形の決済地と荷物の到着地を異にせる場合には附屬荷物貸渡の取扱が附屬書類到着前荷物引取保證と謂ふ取扱に變つてくる。(三)の場合は單純なればさて措き、(二)は假りに A 銀行上海支店が同地に在る棉花會社支店の爲め自行勘定を以て自行買支店を通じ印棉輸入手形を D/A にて買取つたとする、手形は圓貨建支

拂人は同社大阪本店なりとせば荷物は孟買より直接上海へ向け積出されるけれども、手形及附屬書類は孟買より直接手形決済地たる大阪A銀行へ發送され、手形引受其他手續済の上銀行より附屬書類の交附を受け更にこれを上海自社支店へ回送し始めて荷物を受取る運びとなる。だが多くの場合荷物の方が一足先へ到着し附屬書類は數日後に入手の餘儀なきに至り、自然荷物は到着してても船會社から受取れない、此場合A銀行上海支店は荷受主より差入證を徵求し船會社へ對し保證人となり船荷證券なしに荷物を受取らしむるのである。

元來船會社は輸出地に於て船積の際發行せる船荷證券と引換に荷物を引渡さなければ、後日證券所持人より再度荷物引渡を請求されてもこれに對抗し得ざるのみならず、場合によつては損害賠償と謂ふ難問題に直面するやもはかりがたく、船會社は自衛上一流銀行の保證狀を差入れしめなければ荷物引渡を承諾しない。又銀行側から謂つても假令如何なる事情あるにもせよ荷物價格以上の責任は負擔出來兼ねるから、船會社へ差入るる保證狀には荷物價格を明記し、本保證に對し

當行は荷物が前記荷物と相違せる場合に於ても前記荷物の價格範圍内に於てのみ責任を負ふものとす……云々の意味を附記し保證金額限定の上荷物引取保證をなす必要がある。

單に附帶荷物の貸渡ならば擔保附手形が無擔保手形に變はるのみでそれも多くは貸渡荷物の身代はりとして、銀行保證狀なり有價證券なりを擔保に差入れしむるので取扱銀行の負擔はさまで重いと謂へない。然るに荷物引取保證にあつては手形關係人以外の船會社にまで船荷證券返戻の責任を負ふことになり、若し何かの事由にて船積書類が紛失せるときは保證解除方に就て中々面倒を引起すのと會てB/E問題として船會社銀行間に紛擾を起せる實例もあり輕々に取扱ふことは考へものである。

第七章 外國爲替當座前貸金並預金

輸出商が海外の輸入商と商談成立し自己資金を以て商品を仕入れこれを輸出せる場合、商品賣却代金に對する爲替手形を振出し取引銀行へ賣却の上資金を回收する経緯は買入輸出爲替の項に説明せる通りであるが、若し輸出商が豫め所要資金を得て輸出商品代金を賄ひ得れば金繰上極めて好都合と謂はねばならない、此目的を達成する爲めに外國爲替當座前貸金なる取扱が起つてくる。

輸出商は海外にある輸入商と商談成立すれば同時に爲替相場變動の危険より免かれんがため、其當時の爲替相場を以て取引銀行と輸出商品代金に對する爲替約定を取極める、かうしておけば愈手形賣却のときになつて爲替相場がどう變動しても受取る邦貨には少しも影響を蒙らず所謂安全瓣となるのである。

銀行は輸出商と取極めた爲替約定に従ひ遅かれ早かれその振出手形を買取る

手筈になり、取引そのものは九分通り確定せるものと謂つてよろしい。前貸金はこの輸出手形買取代り金即ち爲替約定金額の範圍内に於て豫め使用極度額を定め、一ヶ月以内の短期間輸出商品買入資金を賄ふ爲めに當座貸越金勘定を開始するのである。従つてその實質に至つては普通の當座貸越金と毫も異なるところなく、唯その間に外國爲替なるものが介在するに過ぎない。

銀行は輸出商より前貸金の懇請を受け取引差支なしと見れば外國爲替當座前貸金約定書なるものを徴しこれに應ずる相手方が信用豊富の先柄なれば無擔保にて取扱ふ場合もあるが大體貸金なる以上有擔保を普通とする、貸越極度額は爲替約定外貨換算邦貨額を標準として定め振出小切手は全然邦貨たるべきである。輸出商はこの取引開始により輸出商品仕入の都度所要資金を賄ひ得られ、結局自己資金を有せずとも容易に商賣が出来て洵に都合よく取はこぶ、且銀行は豫め爲替約定を取極めあれば輸出商の振出す輸出手形は早晚買取るべき義務があり、従つて前貸金残高は輸出手形買取代り金を以て返済を受け爲替益以外短期間資金

運用の方便ともなつてくる。

輸出商の振出す手形金額は商品原價諸掛り並に利潤等を含む筈なれば前貸金極度金額まで使用せぬ時は素より假令全部を使用し盡せる場合でも前貸金残高と手形金額とは必ず一致するものとは謂はれない。自然買取手形代り金を以て返金せる際往々差引預り残高を生ずる。此場合は外國爲替當座預金として整理するが前貸金あつて始めて預金勘定を生ずるものであり預金それ自體が單獨には起り得ない。

元來當座預金貸越勘定は一定の極度金額を定め其範圍内ならば隨時使用し得る約定にて銀行より返金を迫られぬ限り使用金額に對する返済には期限と謂ふものがない。然るに外國爲替前貸金は輸出商が銀行と取極めた輸出手形に對する爲替約定を前提として取扱ひ、その返金は爲替約定實行日に支拂ふべき輸出手形買取代金を以て決済される。要するに貸付金の如く何月何日と謂ふやうに判然とはせぬが一ヶ月以内とか二十日以内とか略ぼ返金時期がきまつてゐるから、

期限附なる點に至つては貸付金と五十歩百歩たるに過ぎず寧ろその實質より推し量れば貸付金に等しいものであらう。唯特別の場合を除き極度額までならば何程にても何回にても銀行所定の小切手を用ひ必要に應じ分割使用し得る性資上其整理を當座預金貸越勘定に準ずると謂ふまでである。

輸出商によつて振出さるる小切手は輸出商品買入代金及これに關聯せる諸費用の支拂に對してのみ使用を許さるべきものなれば各直接の相手方を受取人とし輸出商品買入代金以外に流用は出来ない従つてその輸出商品は後日振出さるべき爲替手形の擔保品たるべく見方によつては前貸金に對しても當然擔保となり銀行の考へ次第正式に擔保として徵求するは一向差支へない。

前貸金約定書は既に取極ある爲替約定に基き差入れしむるものと將來取極むべき爲替約定を引當に差入れしむるものがあり場合に應じその何れかに従つて取扱へばよろしい。

第八章 外國通貨並地金銀の賣買

一 外國通貨の賣買

我國貨幣は領土内に於ては通用するが一步海外へふみ出せば直接通貨としての効用を現はし得ない、と同様英、米其他の外國通貨も亦我國内ではそれ自體を以て貨幣としての購買價值なく、どうしてもこれを賣却の上其地通貨を得間接に其威力を發揮せしむる外はない、概念の項に述べた如く外國爲替業務の根本は外國貨幣の賣買に歸着する以上、銀行は單に電信爲替や手形類の賣買に止まらず外國通貨即ち現物の賣買をも營むわけである。然し手形、小切手又はこれに類似のものならば買取後直に支拂地へ郵送の上代り金を取立て得るけれども、紙幣以外の外國通貨にあつては轉賣するか現送するかの方法に據らなければ資金化不可能とする、従つて買入相場も參着買爲替相場に現送費用を見込み銀行に有利となる

やう特別相場を建てる必要がある、一般的取扱としては海外よりの旅行者が所持せる外國通貨を買取る位なもので概して大額取引はあり得ない、だが銀行が外國へ資金を送るか又は外國より資金を取寄せの際、爲替相場の如何によつては賣買爲替の手段によらず正貨を輸出若くは輸入することがあり見方をかへれば一種の外國通貨賣買と稱して差支ない。

元來經濟事情の相違せる兩國間貨幣價值の比率は常に變動すべきを原則とする、此比率が所謂爲替相場となつて現はれるので比率の基礎は金本位國間にありては各本位貨幣の含有する金純分によつて定まり、金貨國對銀貨國に於ては金銀純分の外銀塊相場の影響を受ける。この純分を法定平價 (Mint par) と稱し、日本金貨百圓を熔解の上米國金貨に鑄造すれば約四十九弗八十二仙位に當る、故に爲替相場は彼我經濟事情、國際貸借、仕手關係其他の事由に因りこの Mint par を境界として騰落する。例へば或る爲替相場を以て賣爲替を營み邦貨資金、外貨資金の運用を得るより、寧ろ運賃、保険料其他の附帶諸費用並に現送途中に於ける金利を見

込んでも尙正貨を輸入する方が有利とすれば、銀行は外國に於て其國正貨を兌換輸入する結果、爲替の賣手がなくなつて爲替相場は買手に不利を來し相場の昂騰はある一定のところまで停止する、これを正貨輸入點 (Import point) と謂ふ。反對にある爲替相場で買爲替を行ひ外貨資金(邦貨資金の運用)を賄ふより正貨輸出を有利と見れば、自國に於て正貨を兌換し現送を行ふため、爲替の買手なく自然賣手に歩の悪い爲替相場を生じある一定のところまで相場の下落が停止する、これを正貨輸出點 (Export point) となづく。平時に於ては爲替相場が Mint par を中心とし重に國際貸借の關係に因り Import point と Export point との間を上下し、騰落の範圍はある一定の値幅以上又は以下に出ない譯なるが、金輸出禁止とか、經濟狀態の急變とか或は國家の非常時に方りては、この境界線をこえ上へも下へも變動するは實際上また已を得ない現はれであらう。

假りに我國金貨を米國へ現送せる場合の計算はどうなるか時によつて多少の相違はあるが大體左の通りとなる。

法定平價	百圓に付	四十九弗八十二仙
取扱銀行手数料其他	百圓に付	一仙
運賃、保険料其他附帶費用	百圓に付	四十八錢
現送途中金利年五分の割	百圓に付	(現送途中十七日)二十三錢

法定平價 - 取扱手数料 = 參着買爲替相場
現送金額 + 金利 + 諸費用

故に $\frac{49.82 - 0.01}{100 + 4.8 + 2.3} = 49.45$ (約49 7/10に當る)

法定平價は兩者の有する品位量目より算出すると四十九弗八十四仙になるけれども、正貨輸出の目的は我國金貨を熔解して米國金貨に改鑄するものなれば、その時々によつては量目の相違せるにつれ何分かの目減りを生じいつでも必ず一定の金額になるとは謂ひ切れない、だからそれを見越し四十九弗八十二仙位とおさへて置けば萬間違もないしまた實際に徴してもその位にしかならない。右の計算により得た商は邦貨を支拂ひ米貨を買取つたと同様參着買爲替相場に該當

すべく、これを電信賣爲替相場と見合はし少くとも八分の一以上の開きがなければ引合はぬ、四十九弗十六分の七を現在電信賣爲替相場四十九弗八分の三に比較すると十六分の一の開きに過ぎず、爲替相場が尙十六分の一以上低落し四十九弗十六分の五以下になつた場合四圍の事情に徴し始めて現送の問題が起つてくる。今少し詳しく謂へば正貨輸出の採算點は電信賣爲替相場が法定平價に比し金利及諸費用に尙八分の一を加へたる四十九仙 $\left(\frac{48\text{圓} + 23\text{圓}}{2} + 1\text{圓} + 12\text{圓} \frac{1}{2} = 49\text{圓}\right)$ 約 $1\frac{1}{2}$ 以上下鞘なることを要し、正貨輸入の場合は反對に電信買爲替相場が法定平價より同額の上鞘たることを第一條件とせねばならぬ。

現在日本に於ては他の外國爲替業務の如く外國通貨の取引賣買が頻繁に起り得ない、よしあつたにしたりところ纏つた額の取引は極めて稀だが上海にありては我國通貨殊に圓紙幣の賣買が盛んに營まれる。由來上海と日本特に大阪以西との關係は商業的にも工業的にもかなり密接なるものがあり、紡績業を始めとし銀行、會社、個人商店並に在留邦人を重なる顧客とせる多數の邦人小賣商散在し同地

在留の日本人は二萬人を突破せる現状にある。他方地理的關係により民國人の日本出稼移住も亦相當多數にのぼり、日本上海間の往來は頻繁を極め勢ひ我國通貨の自然的移入移出に伴ひ其賣買の起らざるを得ない。

民國には錢莊なるものゝ外に外國通貨と民國通貨との交換並に民國通貨の兩換を重なる營業となしその打歩收入を目的とせる兩換店多數あり、錢莊並に兩換店は圓紙幣を以て一種の投機物視しさかんに賣買を營み、銀價の騰貴せる際には圓の思惑輸入買を試みその下落に乗じこれを賣りはなち賣買值鞘の收入を目的となす事情にあれば邦人銀行は多くの場合買手に廻はり有力なる賣買爲替の資料となすに足る。概して大額取引少く稀に一取引五萬圓乃至十萬圓にのぼるものあれども、他の賣買爲替の如く賣却するにも亦現送するにしても自由自在と謂ふ譯には參らぬ缺點がある。前にも述べた通り外國通貨の買取にはこれに伴ふ現送費用を見込む必要上、買入値段は參着買爲替相場より百圓につき半兩以上の開きを附し、賣却の際には現送費用の節約を見込み電信賣爲替相場より幾分安く

賣つても優に引合ふ譯である。

銀行が買取つた紙幣を現送する場合は別とし、これを賣却の際爲替相場が變動して買値より安い時は損失、高い時は利益を生ずるやうな疑問が起るかも知れぬがそんなことは絶対にあり得ない。無論これを投機の資料として買ひ放なしにせる場合は自ら別問題たらざるを得ぬ、左に實例を挙げ説明を加へてみやう。

今日本向參着賣爲替相場百圓に付百五十一兩四分の三、同買爲替相場百五十兩八分の七とあれば紙幣買取相場は百五十兩八分の七より二分の一兩を差引きたる百五十兩八分の三になる、これを當日に於ける日本向參着拂送金に Cover せると假定すればその計算は次の如く一兩三七五の利益勘定を生ずる。

$$(イ) \quad \begin{matrix} \text{送金買爲替} \\ (\text{¥}100 \times \text{¥}151 \frac{3}{4}) \end{matrix} - \begin{matrix} \text{紙幣買爲替} \\ (\text{¥}100 \times \text{¥}150 \frac{3}{8}) \end{matrix} = 1 \text{兩} 375 \text{ 賣買益}$$

こんどは其後に至り買取つた紙幣を出合があつて賣却せる際爲替相場は低落して賣爲替相場が百四十八兩丁度、買爲替相場が百四十七兩八分の一とする。此場合は囊に見込んだ現送費用を省き得るため賣爲替相場より二分の一兩下轄の

百四十七兩二分の一で賣つても引合ふ筈、同時に日本よりの送金爲替を百四十七兩八分の一にて買入るればその取引によつて八分の三兩の儲が出てくる。

$$(ロ) \quad \begin{matrix} \text{紙幣買爲替} \\ (\text{¥}100 \times \text{¥}147 \frac{1}{2}) \end{matrix} - \begin{matrix} \text{送金買爲替} \\ (\text{¥}100 \times \text{¥}147 \frac{1}{8}) \end{matrix} = 0 \text{兩} 375 \text{ 賣買益}$$

(イ)及(ロ)の實例に依り紙幣の賣買だけを見合せれば正に二兩八七五の損失勘定たるは明白なるが、買へば賣り、賣れば買うのが外國爲替の原則とする以上 Cover を離れて爲替賣買損益を論ずることは出来難い。従つて前記兩取引により銀行は一兩七五を利得せる譯で、根本が投機と謂ふ不純の動機に出發せぬ限り爲替相場の騰落のみにより終局の損失を蒙ることは絶対にあり得ないと斷言して憚からぬ。

二 地金銀の賣買

外國通貨賣買の外に地金銀即ち銀塊及金塊の賣買がある、前者は銀貨國に於て容易に營み得る爲替取引であつて殊に民國外國爲替中心市場たる上海に於ては

屢々利用し得る機会が多い。これは主として倫敦紐育孟買に於て爲替の掛繋ぎを目的に賣買を営むもので實際に銀塊を輸入若くは輸出すること極めて稀とし、多くの場合更に轉賣買戻を行ひ賣買相殺 (Set off) の上差金の授受をなし曩の銀塊賣又は買を外してしまふ、この點が Hedge (掛繋ぎ) と謂ふ意味の存するところ爲替の Cover とは同一に見られず、恰も手持商品値下り補足の方便としてある株式に賣つなく場合を考へたらすぐわかる。一旦買入れた商品を現實に賣却するか又は期限付にて賣約すればこれは立派に商品の Cover と謂へる、然るに手持商品を手離す代りに株式を賣ることは Cover と異り單に掛つなぎであつて早晚これを外さなければならぬ。手元に現株をもたずして賣繋ぐ行爲は極めて危険ぢやないかと抗議を出されるかも知れないが、必ず買つてから賣るべきもの手許にない品物を賣れる筈がないと謂ふ觀念は商業道德より出發せる一種の錯覺と見るの外なく、買を先にするか賣を先にするか、の相違は唯「スタート」が逆になるばかりで、歸するところは安きに買ひ高きに賣る原則に一致さへすれば利得としての

目的は達し得られる。もと／＼商品値下り補償の意味を以て株式に掛つなぎたるものなれば後日適當の時機にこれをはすし、株式賣買利潤によつて商品の値下り損填補に充つべきだが、株式市價の騰落は常に一般物價の高低にのみによつて左右せられず、内外政治、經濟其他の事情にひきづらるゝは勿論世界的實勢の牽制をうくる點多きを以て、實際問題に徴し其時の模様によつては必ずしもしかく簡單に扱へるかどうか輕々に斷定出來ないけれども、屢々事實となつて現はれる以上確にやり得るもの又やつて相當の實蹟を擧げつゝあるは否定し得ない。

爲替の掛繋ぎに至つても結局これと同一軌道を走るべきもので理屈に於ては聊も異なるところなく、寧ろ商品を株式に掛つなぐと謂ふよりもつとより以上に確實性を帶ぶるものと解して差支あるまい、要するに外國爲替に於ける Hedge と Cover とは其道程に相違せる點あれども、終局の效果に至つては同時に「ゴール」に入るべきものと謂つてよろしい。従つて外國通貨賣買實例に於て説明せると同様 Hedge そのものは當初より銀塊賣又は買を営み、後日反對賣買によりこれを相殺

し差金授受の目的を以て扱つた取引ではなく、他の賣買爲替に關聯せる必然的賣買と見做さなければならぬ。若し其時の事情と相場の如何によつて採算上有利と見れば手數はかゝつても現物の輸入又は輸出を試みることはないとは謂ひ切れなす。

倫敦に於ける銀塊建相場は「オンス」の銀を英貨何片としてたてられる。この標準銀を普通 Standard Silver Bar と稱へその品位は $\frac{925}{1000}$ 即ち千分の九二五を有し、毎日 Samuel Montagu & Co.; Mocatta & Goldschmid; Pixley & Abel; Sharps & Wilkins と謂ふ四仲買人の合議制によつて決定せらるゝもので、現在倫敦は世界銀塊の集散市場として重きをなし相場決定機關に絶大の信を置きうる結果、賣買注文の出合をもとむること他の銀市場に比し最も容易なる關係上多くは倫敦銀塊の掛繋ぎが行はれ易い。その採算としては運賃、保険料、現送途中金利等に 1.85% 乃至 2% (輸出の場合には改鑄費を餘分に要するため 2.625% になる) を要し、これを考慮に加へ嚴密に計算すれば輸入の場合に於ける恒數は 1.198738 (倫敦銀塊相場に此恒數を

乗ずると倫敦より上海へ銀を輸入するとき上海兩一兩は何片に當るかと謂ふ平價を算出し得、この平價を基礎とし爲替手許市場氣配及金融事情其他を參酌し當日に於ける倫敦向爲替相場を算出す(輸出の場合に於ける恒數は 1.13804 となる。だが必しもこまかに計算の要なくかの有名なる H. O. White 氏の恒數 1.182 を使用すれば差支へない。

右の方法により輸出若くは輸入の採算可能ならばもとより、よし採算のとれぬときでも倫敦上海兩市場の比價 (Parity) の高きか低きかによつて或は銀塊を賣り又は買繋ぎ、その後機會を利用し反對取引を營み賣買相殺の上差金授受を行ひ決済する、この場合銀塊賣買のみの計算にては損失勘定に歸しても敢て問題とする必要なく、上海に於ける賣買爲替と倫敦銀塊との Parity 關係より自ら利益を生じてくる。紐育銀塊に掛繋ぐ場合の恒數は輸送諸費用 1.3% として計算すれば 1.10133 となり、孟買は輸送諸費用 2.1% を見込み 2.96 となる。倫敦、紐育は共に「オンス」建なるが孟買に於ては品位九九八の銀百「トラ」を留比何程と建てる。「トラ」

は約八分の三、オンス、但し孟買は一、オンスにつき四、安^{アンダ}の輸入課税があり、これを考慮に加へ採算することは勿論とする。

此外日本銀塊の賣買を見逃すことは出来ない、これは倫敦、紐育等に於て營む爲替の掛繋ぎとは異り、日本に於て買付けたる銀塊を輸入し上海通貨たる馬蹄銀に改鑄するか又は之れを賣却して上海通貨を受取るか、何れにしても總て現物取引に限られ重に輸入のみで輸出は極めて稀である。この採算は銀塊の輸入即ち爲替の賣と同様なれば上海に於ける日本向賣爲替相場に輸送費、改鑄費及金利等大體一兩位を見込まねばなるまい。

外國爲替賣買の範圍に銀塊賣買を含む以上金塊賣買も亦當然爲替業務として取扱つて差支へあるまい、唯前者は倫敦、紐育等に於て日々ある一定の品位重量を有する銀を標準となし、金を以てこれを賣買する公定相場なるものが建ち容易に賣買を行ひ得るけれども、後者の場合金本位國間にありては金を以て金を賣買することに歸し爲替相場と Parity との開きに採算の基礎を置き、外國に於て金塊を買

入れこれを輸入するか又は自國より金塊を輸出し賣却するか或は彼我正貨を現送するかの方法あるのみにて、銀塊賣買の如く相殺取引は出來難い事情に置かれ、全然正貨現送の場合に於けると同様の經緯をたどるべく、ある機會にでも逢遇せざればその取引はあまり頻繁に實現せぬ譯である。けれども倫敦、紐育等に於て金を以て銀の賣買をなす公定機關があるならば銀貨國たる民國に於ても銀を以て金を賣買する機關の設備あつて然るべしで、かの上海標金取引所なるものは全くこの目的に合致するため存在に外ならぬ、これは上海に於ける日本向賣買爲替と極めて密接の關係を有すれば、簡單ながら茲に説明を加へ参考に供する。

三 上海標金取引所

株式會社上海標金取引所と謂ふのは解り易い爲めに日本流に表示せる名稱だが華名は上海金業交易所股份有限公司と稱し、標金一條一條の重量は十曹平兩即ち五千六百五十七、七、九、品位九百七十八なれば日本金圓四百七十八圓強の純

金量を含む)につき上海兩何程と相場を建て競賣買の方法により銀を以て金を賣買取引する機關であり、賣買の目的物こそ異なれ丁度我國に於ける株式取引所とか米穀取引所とか謂ふ種類のもと根本に於て其性質を同うする、現在にては實際に標金現物の受渡を行はず日本向爲替四百八十圓外に諸掛り三兩を加へ標金に代用決済のことにしてゐる。

同所は資本金百五十萬元株主は民國人に限る、仲買人は年齢廿五歳以上の民國人にて上海金業公所に登録せる同業各店の經理人(日本の支配人に當る)を以てこれにあて同所株式二百株を身元保證金として供託することを要する。仲買人は上海市場に於ける爲替賣買當事者として錚々たる者なるが、其資本金は僅々一萬兩以上五萬兩以内の合資組織のもの多く、比較的小資本なれどもその取引額に至りては頗る尨大なる額を算する。出資者は其割合に應じ無限責任を負ふものにて極度に對人信用を重する民國人としては何等異とするに足らず、自然出資者の資産信用状態と出資割合とが仲買店の對外信用價值の基礎を形成することにな

つてくる。

取引所規程によれば標金自體の受渡を認めてはゐるが事實上現物取引を行ふこと甚だ稀で總て定期取引のみに限られてゐると謂つてよろしい、限月は二ヶ月なれども現在にては兩ヶ月各別に相場を建てることなく唯翌月物のみ相場が建てられる當月物は其月十六日に翌月物へ乗換へる規程なれば單に其必要上唱へらるゝに過ぎない、だから翌月物と謂つても前々月の十六日に乗換へる爲め月末に決済するとせば最長二ヶ月半の先物取引が可能となる譯である。例へば二月十六日より三月十六日迄は四月渡りの標金取引を行ひ自由に轉賣買戻を許されるが、三月十六日以後は五月渡りの相場が建つ、同日迄に四月物の賣か買か片建の當事者は賣方ならば同日四月物を買戻し更に五月物の賣約定を行ひ四月物の決済を了し、買方ならばこれと反對の經路をふんで新規取引關係にはいらねばならぬ。

標金の賣買は標金七條(一平)を以て單位とし賣買額に對しては制限がない、證據

金は仲買人保證金、賣買證據金とに別れ、前者は既述の如く同所株式二百株を豫納せしめ、仲買人の違約處分に對する第一の見返りとなるもので、後者は更に本證據金、豫納證據金、特別證據金の三種に分たれる。

本證據金とは賣買契約高に應じ標金一條につき上海兩銀十兩の割合を以て納入せしむる。

豫納證據金は巨額の賣買契約高を有する仲買人に對し取引所の裁量により、將來起るべき賣買本證據金不納の危険を避ける爲め前以て納入を要求するものであり、新規賣買成立すれば當然本證據金へ振替へらるゝものとする。

特別證據金と謂ふのは標金相場に著しき變動あり規程の證據金のみにては危険と認むる時に納入せしむるもので、所謂我國取引所に於ける追證據金同様の性質を帯ぶる、現在實行せる方法は賣買値段と標金相場と一條につき五兩以上の開きを生じたる場合共都度差額を納付せしむ。

標金賣買は差金授受を目的とする投機的内容を多分に含み賣買約定が完全に

履行出來かるとが謂ひかへれば差金の受渡が澁滯することなきや否や頗る危険に考へられるけれども、この追證據金徵求の事實が完全に履行される結果何等の破綻をも生ぜず無難に推移しつゝある。若し標金相場が著しく變動し一舉に四十兩も五十兩も上下にかけ離れたる場合には果してどうなるかこの點多少危惧の念を抱かしむる所であるが、取引所がその定款によつて賣買當事者たる仲買人の違約處分権を有することは自ら賣買の相手方となつて、賣買約定に對し全責任を負ふに等しければ、賣買を委託すべき仲買人の選擇さへあやまらなければまづ約定不履行を生ずる心配はないものとしてよい。恰も我國に於ける株式取引所又は米穀取引所の實際に例をうつして考へればおのづから釋然たるものがある。加之、民國人は個人として極度に體面を重ずる因襲あり、信用觀念に極めて厚いと謂ふことも一應考慮にいれて差支ないと思ふ。

この本證據金並に追證據金の關係は取引所對仲買人のみならず仲買人對一般顧客との間にも嚴重に履行される、而も追證據金制度は遺憾なく發揮せられ賣方

買方の内標金一條につき五兩以上利乗りの場合、自己の賣買値段と標金相場との差額を請求すれば仲買人より其都度支拂つてくれる。例へば甲が標金十平(標金七十條)を一條につき七百十兩の相場を以て買付けたとする、其後乗替日までの間に七百十五兩に昂騰せる際甲は轉賣せざるにも拘らず買入値段と相場との差額合計三百五十兩の支拂方を仲買人へ請求して差支ない、その代り甲の買入値段は七百十五兩に修正され若し相場が七百十兩に低落せるときにはさきに收入せる三百五十兩を吐き出し追證據金に充當供託せねばならぬ、但しこのいきさつは仲買人對顧客との相對勘定にて相手方が信用極めて豊富の先柄にかぎられ一般顧客との間には適用せざるやに聞いてゐる、何れにしても我國などでは一寸考へられないやり方で半面より見れば極めて徹底せる方法に終始せるものと稱すべきである。それで受渡はどうなるかと謂ふに左の三方法により解決をつける。

(一) 標金現物受渡。

標金現物を受渡す場合賣方は前日受渡申告書を取引所へ呈示し取引所より買

方に通知の餘裕を與へ、當日取引所員立會の上純分保證書、品位相違に因る補償證書を添付せしめて受渡を了す。

(二) 代用物提供による受渡。

標金以外に外國貨幣の代用を認め標金一條は米國金貨二百四十弗、日本金貨四百八十圓と規程し別に改鑄費として賣方より每一條半兩を支拂はしむる。日米金貨をおの／＼正確に計算すると、日本金貨は四百七十八圓一錢強、米國金貨は二百三十八弗二十六仙強となり規程に比し多少の相違を生ずるが、この兩者に現送諸費用三兩を加算すれば、四百八十圓、二百四十弗に極く近い數字を得られる。

(三) 轉賣買戻。

現物若くは代用物を提供せず賣買を決済する方法に三つの區別がある。

(イ) 同限月内に於て轉賣買戻により賣買關係より離れること。

(ロ) 乗替により期近賣買を轉賣買戻し決済すること。

(ハ) 受渡月の最終日に至り同地香港上海銀行第一回日本向電信賣爲替相場を以

て轉賣買戻の上結末をつけること。

(イ)及(ロ)は我國株式取引所に於ける轉賣買戻又は乗替と異なるところはない(ハ)の場合には標金相場そのものによつて決済するものでなく其日の日本向電信爲替相場に四百八十圓を乗じ標金一條の假定相場を算出し、これと曩に賣買約定せる相場とを見合はし差金を授受する特種の決済方法たるに過ぎぬ。

元來上海に於ける標金取引は産金額少き國に於て金を賣買するものなれば現物の引渡と謂ふことになると常に賣手に歩が悪い、外國より金を輸入決済するには資金關係繁雜なる手數並に諸費用を要するため容易に實行されべくもない、其結果同限月の賣買を轉賣買戻の方法により結末をつけるか乗換の手段によらぬばならぬ。若し以上の二途によらずして限月末日に至る時は當日の第一回香港上海銀行日本向電信爲替建値を以て、標金一條を日本金圓四百八十圓と見做し轉賣買戻することによつて取引を完了せしむるのである、故に圓價が國際爲替市場に於て平價以下に低落すれば割高なる標金を引渡より寧ろ割安の日本金圓を引

渡す方が利益勘定たるや言を俟たない。この理由により圓貨の現在價值と將來に於ける國際的價值の騰落如何が先決問題で、銀價は下落しても圓貨がより以上の割合を以て崩落すれば標金の賣方はいさゝかも危険を感ぜず、一方買方はつねに圓貨を以ての受渡を豫想すべく形式は標金取引であつても事實は圓貨の賣買に等しき結果を招致するはまた已を得ない。

ではどうして標金相場と爲替相場との採算をたてるかと謂ふに、此兩市場は銀を以て金を賣買する各獨立の機關なる以上其建相場がいつでも一致するとは謂はれない、否つねに兩者の間には何分かの差異 (disparity) を生ずる (bias) の disparity にも一定の限度がありこれを越えて上へ行くか下へ行くかによつて、高きを賣り安きを買ひ爲替相場と標金相場との鞘を利得するのである。

標金相場と爲替相場との比較が最も簡單明瞭に行はれるのは爲替市場に於ける日本向圓爲替との對照裁定にある、それは前にも述べた通り標金一條は手取り早く日本圓金四百八十圓ときめられてゐるから、圓爲替賣買による鞘取も標金

相場と圓爲替相場との鞘取も煎じつめれば全く同意味と謂ふ結論に達する。唯此兩者の賣と買とを直接相殺することは不可能にて標金は標金を以て爲替は爲替を以て相殺決済の手段によらねばならぬ。

標金一條を日本金圓四百八十圓に引直しこれによつて一ヶ年間の賣買取引總額を圓貨にて現せば吾人の豫想以上に頗る巨額を算すべく爲替相場に亂高下あり標金相場との鞘が擴大すればする程取引股賑を極むるは自然の趨勢にて最近に於ても優に二百億圓以上に達せるは疑ふべくもない。この取引高は賣買兩建を示すが故實數はその半額百億圓となるが我國過去六十年間に於ける貿易總額の最高潮期たる大正十四年の四十八億七千萬圓に比較しても尙二倍以上にあたる。由來上海に於ける爲替市場は世界唯一の大市場にて其消化力の偉大なる點に於ては茲に贅言を費すまでもなく、多少共外國爲替業務にふるゝものゝ等しく肯綮するところなるが爲替市場の外に標金市場と謂ふ背景を除いては考へられぬ事實である。

第九章 爲替約定

爲替約定なるものは概念の項に説明せる如く後日に於ける取引實行を前提とし取極日の爲替相場を以て豫め爲替の約定をなす結果相手方から見れば爲替相場變動の危険より救はれ其後如何に相場が變化しても、外貨代り金たる圓貨の授受に些の狂を生ぜず至極安全確實なるものに相違はないが、銀行側から考へて、數ヶ月後に履行すべき取引を豫め取極當時の爲替相場により約定を營み、其後相場がどう變動してもいささかの故障さへ起らないのは何故であらう。

例へば銀行が紐育向電信送金一萬弗を爲替相場 $100\frac{1}{2}$ 期限一ヶ月後に實行の條件を以て賣約定を取極めた時は反對に其日の買爲替相場で賣爲替に對する買埋をなす必要がある。此場合出合があつて紐育向參着拂輸出爲替手形一萬弗を $100\frac{1}{2}$ のRateにより買Coverしたとすれば次の如き計算になる。

電信送金(銀行賣爲替) \$10,000.00 + 49³/₈ = ¥20,253.16 (一ヶ月後に行せらるべし)
 電信送金(銀行買爲替) \$10,000.00 + 49³/₈ = ¥20,151.13 (電信送金外貨代り金)

（電田商に支拂へる爲）
 電田手形外貨代り金

右の賣買は電信送金に對する爲替約定が起り輸出手形買取となつたのであるけれども、現實取引よりすれば手形を買取り外貨代り金二萬百五十一圓十三錢を支拂ひ、二十五日目(參着拂なれば郵便日數のみを見込む)に紐育に於て手形金額一萬弗を取立て、一ヶ月後に至り電信送金約定を履行し其代り金二萬二百五十三圓十六錢を受入れ紐育で一萬弗を支拂ふ順序となり、外貨資金關係にも支障を來さずこの兩取引は完全に片付けられ而も銀行は賣買爲替相場の開きによつて差引百二圓三錢の利益を勝ち得たことになつてくる。これを結果から見極く大ざつぱではあるが二萬圓の資金を一ヶ月間運用し百二圓餘を利得せるものなれば年利に直しさつと六分強に廻はしたことになる。此例はすべてを解り易くする爲至極都合のよいものを引證したけれども、爲替相場と資金關係とを考慮に加へさへすれば買埋の目的物は如何なる取引であつても更に支障を來す惧はない。

それなら同種の外貨によるCoverをとりたくも出合がなかつた場合にはどうするか、もともと爲替を買つても賣つてもすぐさま轉賣買戻しが自由に出来るものではなし、またそれ程急を要するものならば當初に於て爲替を賣ることも買ふことも危険と謂ふことに歸着する。然し爲替相場の動きとか仕手關係其他の理由によりCoverが思つた通りにならずと謂つて爲替の賣放し買放しも出来ない時にはまづ他の外貨に掛繋ぐ方法もある。

前述一ヶ月後に實行さるべき電信送金賣約定一萬弗を49³/₈にて取極め其掛繋ぎとして信用狀付輸出手形四ヶ月物二千磅を2/0¹⁵/₁₆で買つたとする、英米爲替相場は一磅に付き普通四弗八十五仙内外を小さきさみに往來せる状態にあれば米貨一萬弗に對する正確なる英貨は二千六十二磅位になる筈だけれども、そんな都合のよい出合があるものではなく、そこはごく大まかな金額を以て取引を營まねばならぬ、するとこの二つの取引は左の如き計算になつてくる。

電信送金(銀行賣爲替) \$10,000.00 + 49³/₈ = ¥20,253.16 (一ヶ月後に實行せらるべし)
 電信送金(銀行買爲替) \$10,000.00 + 49³/₈ = ¥20,151.13 (電信送金外貨代り金)

輸出手形(銀行買爲替) £2,000.- / -+2/0¹⁵/₁₆ = ¥19,845.09 (輸出商に支拂へる爲)
 信用狀付四ヶ月 輸出手形外貨代り金

これによつて磅手形に對する代り金一萬九千三百餘圓を支拂ひ手形は倫敦へ送つて取立て、一ヶ月後に至り二萬二百五十餘圓を受入れ電信送金一萬弗を支拂ふ、其後磅手形買入日より百四十日目(手形期限百二十日の外日本倫敦間郵便日數を Siberia 經由二十日間と見込む)には倫敦に於て手形代り金二千磅の入金をうけ、結局残るものは一萬弗の米貨資金が二千磅の英貨資金に代つたまでで、これを賣却の上紐育へ送金すれば爲替相場に著しき變動のない限り大體弗貨資金を Cover することが出来る筈である。然し國家の非常時とか或は突發的事情の如何によつて英米何れかの貨幣價值に著しい變動がないとも限らない、されば掛繋ぐと同時に五ヶ月後に實行の條件を以て豫め倫敦に於て米貨一萬弗を買約定するか又は紐育で二千磅の賣約定を取極めるか、何れかの手段を講ずれば磅資金の入金によつて弗資金の還元は無難に遂行し得られ、其後爲替相場に如何なる大變動があつても爲替約定の不履行に原因せざる限り決して問題は起り得ない。だが實際

に方り一々こんな面倒な手數をかけてゐては思ふやうにてきばきと商買が成り立たない、又日英米何れかに急變的事件の惹起せぬ以上金對金の爲替相場は左程はげしい變化を見るものでなし、一旦掛繋ぎさへすれば一日や二日其儘にして置き徐ろに第二段の對策を講ずると謂ふことも亦充分考慮に入れて差支あるまい。無論掛繋ぎの儘では双方が片建の爲替となつて實際の賣買損益も出て來ない、若し前述の如く英米爲替によらないとすれば、いつかは機を見て弗は弗、磅は磅と別々に Cover をとつて決末をつけなくてはならぬ、幸ひ出合があり次のやうな約定を營んだとして考へて見やう。

輸出手形買約定 \$10,000.00 + 50¹/₄ = 19,900.49 (二ヶ月後に實行)
 L/C 3 month
 電信送金賣約定 £2,000.- / -+2/0¹⁵/₁₆ = 19,742.93 (三ヶ月後に實行)

この約定取極めと同時に前の掛繋は外されて完全なる Cover となり茲に始めて損益も生れてくると謂ふものである、左の計算を吟味して貰へば釋然として會得するところがあらう。

電信送金賣約定 \$10,000.00 + 49³/₈ = 20,253.16(實行済とする)

輸出形買約定 \$10,000.00 + 50¹/₄ = 19,900.49(二ヶ月後に實行)

差引利益 ¥852.67

輸出形買爲替 £2,000-/- + 2/0¹⁵/₁₆ = ¥19,345.09(取引済)

電信送金賣約定 £2,000-/- + 2/0⁵/₁₆ = ¥19,742.93(三ヶ月後に實行)

差引利益 ¥397.84

この實例より推して日本に於ては米貨を英貨に或は磅を弗に、海外より見れば英米貨を圓貨其他の外貨に掛繋ぎともかく爲替相場變動の危険を脱しさへすればよろしい、而も掛繋ぎの目的物は爲替約定であらうと電信爲替であらうと參着乃至期限付爲替とに拘らず確實なる取引でありさへすれば何んでも一向差支はない。要するに爲替約定實行期の遅速に論なく其約定高に従ひCover若くはHedge完了の上は最早爲替相場變動の危険より離脱し爲替約定そのものは數ヶ月後に實行せられるものでも約定が履行せられるれば相場變動に因る損失を蒙ることは

絶対にあり得ない。

従て約定其他の爲替を賣つても買つてもCoverを取極めてしまへば危険と謂ふ心配はなく、餘程へまをやらぬ限り當然賣買爲替相場の開きだけはもうかる勘定で、この原則は誰が何んと謂つても動かし能はぬ常識に相違ないが、扱てCoverなるものは右から左へてきばきと完結すべき性質のものではなく、ある取引を營み未Coverの儘半日一日もうち捨てて置いてはならぬと謂ふやうなせまい意味にあらず、當時の事情によつてはCoverなくして一週間乃至二三ヶ月もほつて置く場合がないでもない。殊に大銀行が相場の先行を達觀し他方市場を牽制指導しつつ巨額の取引を行ふ際には規帳面に賣つては買ひ買つては賣りCoverをとつて行くことはよし可能にしても大局より見て得策ならざる場合がある。要するに外國爲替賣買の妙致は一も二もなくCoverの巧拙如何にありと謂ふべく、其歸結は一に爲替managerの裁量に任せるを以て賢明なる方策と信ずる、尤も危険と謂ふ點から考へて出来るだけ迅速にCoverすることの確實たるや嚴として否定すべからざる原